

令和 5 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会
定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (2月9日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	7
開議の宣告	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定について	7
諸般の報告	8
行政報告	8
施政方針演述	9
報告第1号の上程、報告	20
・報告第1号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について	
て	
議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
・議案第27号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて	
議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
・議案第28号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて	
議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
・議案第29号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて	
議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
・議案第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求め	

ることについて

議案第 31 号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 32

- ・議案第 31 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求め
ることについて

議案第 32 号の上程、説明、質疑、討論、採決…………… 34

- ・議案第 32 号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減
及び岩手県市町村総合事務組合同約の一部変更に関し議決を求
めることについて

議案第 1 号～議案第 18 号の上程、説明、委員会付託…………… 35

- ・議案第 1 号 岩泉町個人情報の保護に関する法律施行条例について
- ・議案第 2 号 岩泉町情報公開・個人情報保護審査会条例について
- ・議案第 3 号 押印を求める手続の見直し等のための関係条例の一部を改正す
る条例について
- ・議案第 4 号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 5 号 岩泉町子ども・子育て会議条例及び岩泉町特定教育・保育施設
及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につい
て
- ・議案第 6 号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例及び岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す
る基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 7 号 いわいずみっこ出産祝金条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 8 号 中高年齢者就業改善施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について
- ・議案第 9 号 岩泉町準用河川流水占用料等徴収条例について
- ・議案第 10 号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 11 号 令和 4 年度岩泉町一般会計補正予算（第 9 号）
- ・議案第 12 号 令和 4 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

・議案第13号	令和4年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
・議案第14号	令和4年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）	
・議案第15号	令和4年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第3号）	
・議案第16号	令和4年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	
・議案第17号	令和4年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）	
・議案第18号	令和4年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）	
議案第19号～議案第26号の上程、説明、委員会付託	・・・・・・・・・・・・・・・・	42
・議案第19号	令和5年度岩泉町一般会計予算	
・議案第20号	令和5年度岩泉町国民健康保険特別会計予算	
・議案第21号	令和5年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算	
・議案第22号	令和5年度岩泉町介護保険特別会計予算	
・議案第23号	令和5年度岩泉町観光事業特別会計予算	
・議案第24号	令和5年度岩泉町公共下水道事業特別会計予算	
・議案第25号	令和5年度岩泉町大川財産区特別会計予算	
・議案第26号	令和5年度岩泉町水道事業会計予算	
散会の宣告	・・・・・・・・・・・・・・・・	48
第 2 号 （3月1日）		
出席議員	・・・・・・・・・・・・・・・・	49
欠席議員	・・・・・・・・・・・・・・・・	49
職務のため議場に出席した者の職・氏名	・・・・・・・・・・・・・・・・	50
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	・・・・・・・・・・・・・・・・	50
議事日程	・・・・・・・・・・・・・・・・	51
開議の宣告	・・・・・・・・・・・・・・・・	53
議事日程の報告	・・・・・・・・・・・・・・・・	53
議案第1号～議案第18号の委員長報告、質疑、討論、採決	・・・・・・・・・・・・・・・・	53
・議案第 1号	岩泉町個人情報保護に関する法律施行条例について	
・議案第 2号	岩泉町情報公開・個人情報保護審査会条例について	

- ・議案第 3号 押印を求める手続の見直し等のための関係条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 4号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 5号 岩泉町子ども・子育て会議条例及び岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 6号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 7号 いわいずみっこ出産祝金条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 8号 中高年齢者就業改善施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 9号 岩泉町準用河川流水占用料等徴収条例について
- ・議案第10号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について
- ・議案第11号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算（第9号）
- ・議案第12号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- ・議案第13号 令和4年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第14号 令和4年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- ・議案第15号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第3号）
- ・議案第16号 令和4年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- ・議案第17号 令和4年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第18号 令和4年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）

散会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

第 3 号 （3月2日）

出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61

欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61

職務のため議場に出席した者の職・氏名	6 2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	6 2
議事日程	6 3
開議の宣告	6 5
議事日程の報告	6 5
諸般の報告	6 5
一般質問	6 6
8番 坂本 昇議員	6 6
3番 畠山昌典議員	7 7
13番 八重樫龍介議員	8 9
6番 三田地久志議員	9 6
2番 佐藤安美議員	1 0 7
7番 林崎寛次郎議員	1 1 2
散会の宣告	1 1 8

第 4 号 (3月3日)

出席議員	1 1 9
欠席議員	1 1 9
職務のため議場に出席した者の職・氏名	1 2 0
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	1 2 0
議事日程	1 2 1
開議の宣告	1 2 3
議事日程の報告	1 2 3
一般質問	1 2 3
1番 千葉泰彦議員	1 2 3
4番 畠山和英議員	1 3 5
12番 三田地泰正議員	1 5 1
散会の宣告	1 6 6

第 5 号 (3月10日)

出席議員	167
欠席議員	167
職務のため議場に出席した者の職・氏名	168
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	168
議事日程	169
開議の宣告	171
議事日程の報告	171
諸般の報告	171
議案第19号～議案第26号の委員長報告、質疑、討論、採決	171
・議案第19号 令和5年度岩泉町一般会計予算	
・議案第20号 令和5年度岩泉町国民健康保険特別会計予算	
・議案第21号 令和5年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算	
・議案第22号 令和5年度岩泉町介護保険特別会計予算	
・議案第23号 令和5年度岩泉町観光事業特別会計予算	
・議案第24号 令和5年度岩泉町公共下水道事業特別会計予算	
・議案第25号 令和5年度岩泉町大川財産区特別会計予算	
・議案第26号 令和5年度岩泉町水道事業会計予算	
同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	175
・同意第1号 岩泉町教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて	
て	
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	176
・発議案第1号 岩泉町議会の個人情報の保護に関する条例について	
常任委員会の閉会中の継続調査申し出について	179
令和5年度議員派遣について	179
副町長の発言	180
閉会の宣告	180

署 名 1 8 1

令和 5 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 号)						
招 集 年 月 日	令 和 5 年 2 月 3 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 5 年 2 月 9 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 5 年 2 月 9 日 午 後 0 時 3 7 分				
出席 及び 欠 席 議 員 出席 1 3 人 欠 席 0 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケ ン 子	○
	2	佐 藤 安 美	○	1 0	三 田 地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	1 1	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	(欠 番)		1 3	八 重 樫 龍 介	○
	6	三 田 地 久 志	○	1 4	菊 地 弘 巳	○
	7	林 崎 竟 次 郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	1 1 番	合 砂 丈 司	1 2 番	三田地 泰 正
	1 3 番	八重樫 龍 介		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	議 事 係 長	石 垣 直 美
	主 査	三 浦 利 佳		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	三 上 潤	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	佐々木 忠 明
	町 民 課 長	山 岸 知 成	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 章	農林水産課長	佐々木 修 二
	地域整備課長	三 上 訓 一	上下水道課長	佐 藤 哲 也
	消防防災課長	和 山 勝 富	危機管理課長	應 家 義 政
	教 育 次 長	佐々木 剛		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和5年第1回岩泉町議会定例会

議事日程(第1号)

令和5年2月9日(木曜日)午前10時00分開会

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 施政方針演述

日程第6 報告第1号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について

日程第7 議案第27号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて

日程第8 議案第28号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて

日程第9 議案第29号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて

日程第10 議案第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めることについて

日程第11 議案第31号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて

日程第12 議案第32号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更に関し議決を求めることについて

日程第13 議案第1号 岩泉町個人情報の保護に関する法律施行条例について

日程第14 議案第2号 岩泉町情報公開・個人情報保護審査会条例について

日程第15 議案第3号 押印を求める手続の見直し等のための関係条例の一部を改正す

る条例について

- 日程第 1 6 議案第 4 号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 7 議案第 5 号 岩泉町子ども・子育て会議条例及び岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 議案第 6 号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 9 議案第 7 号 いわいずみっこ出産祝金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 0 議案第 8 号 中高年齢者就業改善施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 1 議案第 9 号 岩泉町準用河川流水占用料等徴収条例について
- 日程第 2 2 議案第 10 号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 3 議案第 11 号 令和 4 年度岩泉町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 2 4 議案第 12 号 令和 4 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 5 議案第 13 号 令和 4 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 6 議案第 14 号 令和 4 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 7 議案第 15 号 令和 4 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 8 議案第 16 号 令和 4 年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 9 議案第 17 号 令和 4 年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 3 0 議案第 18 号 令和 4 年度岩泉町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 1 議案第 19 号 令和 5 年度岩泉町一般会計予算
- 日程第 3 2 議案第 20 号 令和 5 年度岩泉町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 21 号 令和 5 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 22 号 令和 5 年度岩泉町介護保険特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 23 号 令和 5 年度岩泉町観光事業特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 24 号 令和 5 年度岩泉町公共下水道事業特別会計予算

日程第 37 議案第25号 令和5年度岩泉町大川財産区特別会計予算

日程第 38 議案第26号 令和5年度岩泉町水道事業会計予算

散会 の 宣 告

◎開会の宣告

○議長（菊地弘巳君） ただいまから令和5年第1回岩泉町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、9番、早川ケン子さんから所用のため遅刻する旨、届出が提出されておりますので、報告します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地弘巳君） これより議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、11番、合砂丈司さん、12番、三田地泰正さん、13番、八重樫龍介さんを指名します。

◎会期の決定について

○議長（菊地弘巳君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、2月6日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本定例会の会期は、お手元に配りました案のとおり、本日から3月10日までの30日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月10日までの30日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（菊地弘巳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動、令和4年11月宮古地区広域行政組合議会臨時会、令和4年12月岩手県後期高齢者医療広域連合議会臨時会、令和5年1月宮古地区広域行政組合議会臨時会の議決事件の概要報告は、あらかじめお手元に配りましたとおりです。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（菊地弘巳君） 日程第4、行政報告を行います。

三浦英二副町長。はい、どうぞ。

[副町長 三浦英二君登壇]

○副町長（三浦英二君） 東北電力ネットワーク株式会社宮古電力センター岩泉サービスセンターの同宮古電力センターへの統合につきましてご報告を申し上げます。

先般東北電力ネットワーク株式会社宮古電力センター所長が来庁をいたしまして、岩泉サービスセンターを同宮古電力センターへ統合をすることの申出がございました。ご案内のとおり、世界的な燃料価格の高騰に伴う燃料、電力調達コストの上昇によりまして、会社自体の財務体質が大きく毀損すること、令和5年度から適用をされる新たな託送料金制度に対応するため、会社を挙げて聖域なき最大限のコスト低減に取り組まなければならないことなどが要因でございます。また、同社におきましては、かねてから業務の集中化や統合を順次進めてきたところであり、加えて昨今では三陸沿岸道路をはじめとする交通事情の改善や、電柱、電線等、配電設備の強化による停電の減少、配電の運用管理の自動化、スマートメーターの導入によるスイッチ操作の遠隔化等によりまして、本町を管轄している宮古電力センターが直接保守管理を行っても電気の安定供給には支障が生じない体制が整っているとのことでございます。

岩泉サービスセンターには、現在6人が勤務をしておりますが、電気料金の授受は行っていないために、一般の町民の来所はないものと伺っております。しかし、本州一広大な面積を有し、かつ中山間地に家々が点在する本町におきましては、災害による

広範囲な大規模停電など、有事への備えにも必要不可欠でございますので、当該センターの統合には承諾をいたしかねる旨申入れ、後日町長が宮古電力センター所長に対しまして段階的な体制縮小の検討など、要請書を手交したところでございます。

今後におきましては、同社に対しまして継続的かつ計画的な配電設備の改修、移設、増強工事を進め、的確なサービスレベルの維持継続に努めること、突発的な一般家庭の停電に備えましては、早期の復旧や迅速な対応ができますよう、町内電気工事店が代務を担う体制を構築すること、さらには災害発生時など、町民生活に直結する電気の供給支障が発生した場合には、本町からの要請に真摯に対応し、早期復旧に努めることなど、引き続き要請を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） これで行政報告を終わります。

◎施政方針演述

○議長（菊地弘巳君） 日程第5、町長の施政方針演述を行います。

中居町長。

[町長 中居健一君登壇]

○町長（中居健一君） 令和5年第1回岩泉町議会定例会の開会に当たり、今後の所信の一端と、町政運営の基本方針について申し述べさせていただきます。

まずもって、いまだ終息が見えない新型コロナウイルス感染対策に日々ご尽力を賜っております医療従事者などエッセンシャルワーカーの皆様にご心から感謝を申し上げますとともに、感染対策にご協力をいただいております町民の皆様に対しましても深く感謝を申し上げます。

また、トルコ南部を震源に6日発生した大地震で被災したトルコ、シリアの被災者の皆様に対しまして、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早い救出、そして復旧が進みますことを衷心よりお祈りを申し上げます。

初めに、町政運営の基本となる考え方について申し上げます。

私は、2期目の公約として、台風災害からの復旧の完遂と復興の推進を重点に、持続可能なまちづくりを町民の皆様とともに創造してまいりたいとの思いで、全力で町政に

取り組んでまいりました。

台風災害からの復旧につきましては、国や県をはじめ、県内外の多くの皆様や町民の皆様、そして町議会のご理解、ご協力により、おかげさまをもちまして町発注工事につきましては、ほぼ完了いたしました。

改めて、関係各位のお力添えに対し、感謝を申し上げます。

復興の推進、そして「持続可能なまちづくりの創造」につきましては、令和5年度を初年度とする「岩泉町未来づくりプラン後期基本計画」により、公約である4点「産業の振興と地域経済の活性化」「健康・福祉・医療対策の強化」「安全・安心な暮らしの環境づくり」「子育て支援と教育環境の充実」に重点的に取り組んでまいります。

喫緊の課題であります新型コロナウイルス感染症対策につきましては、令和5年度においても、引き続き情報の収集に努め、機を逸することなく対応をしてまいります。

町内事業者の皆様は、新型コロナウイルス感染症の影響はもとより、人口減少と少子高齢化による経済規模の縮小や、燃油高・物価高により、非常に厳しい状況に置かれておりますことから、今後におきましても、各種産業において事業の経営基盤の安定と継続のための支援に取り組んでまいりますとともに、町の活力創出のため、引き続き様々な政策を立案、実行をしてまいります。

次に、行財政運営方針について申し上げます。

本町では、持続可能な行財政運営を推進するために策定した「岩泉町行財政改革大綱」に基づき、組織再編などにより、事務の効率化や、行政サービスの適正化を進めてまいりました。

また、昨年、業務量調査を実施したところであり、この結果を踏まえ、今後、ICTを活用した業務の効率化などを検討し、町民の皆様に寄り添った安定的な行政サービスの提供へつなげてまいりたいと考えております。

さらに、ふるさと納税や遊休財産の売却など、自主財源の確保にも努めるとともに、各種補助金についても、事業の必要性や効果などを検証し、事業の適正化に取り組んでまいります。

次に、予算編成方針について申し上げます。

今回ご提案いたします令和5年度当初予算案は「岩泉町未来づくりプラン後期基本計

画」の初年度となることから、前期基本計画の事業評価に基づき、町の将来像に掲げる「希望の大地から未来の花咲くいわいずみ」を実現するため、各分野の施策について着実に推進するための予算といたしました。

国では、令和5年度における地方の一般財源総額を前年度と同水準確保する方針としておりますが、本町においては、経常収支比率が高まり、財政が硬直化しつつあることから、事務事業の見直しや再構築を進め「選択と集中」の下、限られた財源を重点かつ効果的に活用すべく編成したところであります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策及び燃油等高騰対策につきましては、感染状況や町内経済の状況等も見極めながら、国、県の動向も踏まえ、今後におきましても適時適切に対応をまいります。

次に、台風災害の復旧事業の完遂と復興事業の推進に向けた取組について申し上げます。

本町に未曾有の被害をもたらした平成28年台風第10号豪雨災害から6年5か月が経過しました。

ハードの復旧から、にぎわいの創出、関係人口の拡大による地域の活性化へとつなげていく段階に移ってきております。

町発注の復旧工事として残っております上下水道施設につきましては、県の河川改修工事が終盤を迎えることから、県と連携し、早期完成に向けて取り組んでまいります。

なお、県の河川改修工事につきましては、安家川が令和4年度、小本川が令和6年度の完成見込みと伺っておりますので、早期完成に向け、引き続き県と連携をまいります。

今後におきましても、被災者の皆様の見守りや生活相談などを継続するとともに、平成28年及び令和元年の、2つの大きな台風災害の被災者に対する国民健康保険医療費の一部負担金と、介護サービス利用料の減免については、令和5年12月まで延長し、被災者の皆様に寄り添った対応をまいりたいと考えております。

次に、令和5年度の主要な施策について「岩泉町未来づくりプラン」の3つの基本目標の区分と、それぞれの基本方針に基づいて順次ご説明を申し上げます。

初めに「誰もが健康で学び幸せな生涯が咲き誇る『生きがいの花』づくり」について

申し上げます。

まず「町民が健やかに生活していくことができる健康・保健・医療の充実」であります。

健康づくりにつきましては、がん検診を無料化し、受診率の向上を図り、がんの早期発見、早期治療につなげてまいります。

医療対策につきましては「へき地医療拠点病院」である済生会岩泉病院への支援を継続し、町民の皆様が安心して暮らすことができる医療体制を確立してまいります。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国が感染法上の位置づけを緩和する方針を示したことから、国、県の動向を注視しながら適時適切に対応をしてまいります。

次に「多様な町民がともに地域で支え合う福祉の充実」であります。

子育て環境づくりにつきましては、出産祝金を拡充し、子育て環境の充実に努めてまいります。

乳幼児・児童・妊産婦に対する医療費助成につきましては、本年8月から現物給付を高校生まで拡大する方向で検討を進めてまいります。

令和5年度は「第3期岩泉町国民健康保険保健事業実施計画」と「第4期特定健康診査等実施計画」の策定年度となりますので、現在の計画の評価と結果分析を行い、課題を明確にした上で、その対策を新たな計画に盛り込み、生活習慣病の予防や重症化予防等に重点的に取り組んでまいります。

高齢者福祉事業につきましては、認知症に関する施策を総合的に推進するため、認知症サポーターと町や関係機関が連携し、地域で暮らす認知症の方々を見守り、早期から継続的に支援を行う「チームオレンジ」の体制整備に向けた取組を進めてまいります。

また、災害時に、通常の避難所での生活が困難な高齢者のニーズに可能な限り対応できるように、簡易ベッド等の災害用備品を整備してまいります。

次に「生涯を通じて学んでいくことができる教育環境の構築」であります。

学校教育につきましては、GIGAスクール事業により、児童生徒に1人1台の情報教育用端末が整備されておりますので、引き続き指導者の研修機会の充実と端末機器のさらなる活用、家庭での学習機会の充実に努めてまいります。

県立岩泉高等学校は、令和5年度に創立80周年を迎えることから、記念事業の支援を

行うとともに、引き続き振興策や通学費に対して支援を行い、関係者等との連携を図りながら、学校の魅力を最大限に町内外に発信し、生徒の確保に努めてまいります。

次に「生活に潤いと生きがいをつくる文化・スポーツの推進」についてであります。

旧小川小学校への移転準備を進めております新たな歴史民俗資料館は、本町の歴史や文化の情報発信施設として、本年秋頃のオープンを目指して整備を進めてまいります。

芸術文化の推進につきましては、町民の皆様が気軽に芸術に触れることができるよう、芸術鑑賞の機会を確保するとともに、引き続き、町民文化展など、活動を発表する場の提供に努め、活動の充実を図ってまいります。

スポーツの推進につきましては、体育協会が一般社団法人としてスタートを切ったところでもありますので、支援を強化し、連携しながらスポーツの振興を推進してまいります。

あわせて、子供たちがスポーツに親しむとともに、競技力の向上と健全育成を図るため、スポーツ少年団等の様々な活動に参加する際の移動費の支援策を講じてまいります。

次に「安全安心で豊かな生活が咲き誇る『暮らしの花』づくり」について申し上げます。

まず「便利で心地よい生活ができる生活基盤の確立」であります。

町民の皆様身近で重要なインフラである町道の整備につきましては「下岩泉4号線」の舗装工事や「森の越中央線」の改良舗装工事などを実施するとともに、老朽化が進む橋梁などの長寿命化を計画的に進めてまいります。

国道455号につきましては、盛岡市と本町、さらには三陸沿岸道路を結ぶ重要な横軸路線であることから、関係市町村と連携し、防災機能の強靱化や改良整備の事業化を国や県に要望してまいります。

国道340号につきましては、長年、国や県に対して強力行って来た要望活動が実を結び、令和4年度に浅内工区が事業化されております。

事業化された浅内工区の早期工事着手とともに、さらなる事業化に向け、関係機関と連携して引き続き県に対して強く要望をしてまいります。

主要地方道及び一般県道につきましては、昨年11月に「町内県道整備促進住民総決起大会」を初めて開催したところであり、この大会の機運を力強い励みとして、各道路整

備促進期成同盟会と一体となり粘り強く要望活動を行ってまいります。

いずれにいたしましても、国県道の整備は命を守る道路、観光、交流人口の拡大、各種産業の振興などの観点から大きな課題でありますことから、町議会とも連携し、早期の改良整備に向け、取り組んでまいりたいと考えておりますので、さらなるご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

小川地区の複合施設につきましては、地域の中心的役割を担う施設となるよう、地域の皆様のご意見等も伺いながら、計画的な整備に取り組んでまいります。

公共交通につきましては、安家地区でのデマンドタクシー実証実験を継続し、効果を検証した上で、他地区への展開を検討してまいります。

宮古市田老地区と小本地区を結ぶ広域バス路線につきましては、残念ながら事業者の撤退が決まりましたことから、継続して利用者の利便性を確保するため、新たな路線バスの運行を宮古市と協働で支援し、広域路線の維持、確保を図ってまいります。

情報通信につきましては、テレビ共同受信施設の老朽化による更新が必要な組合が多数ありますことから、ケーブルテレビへの移行を計画的に支援してまいります。

次に「自然との共生と安全安心で防災力が強いまちづくりの実現」であります。

防災・減災対策につきましては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波等を想定して、現在、新たに策定を進めております「岩泉町津波防災地域づくり推進計画」により津波対策を進めてまいります。

小本漁港水門につきましては、国に対しての水門補修工事の事業化予算の要望が実り、事業化されましたことから、補修工事を速やかに実施してまいります。

また、各地区自主防災協議会や、町防災士連絡協議会と連携し、地域の防災リーダーの育成と地域内や家庭内の備蓄を推進し、地域防災力の強化を図ってまいります。

消防体制につきましては、消防施設の計画的整備を進めるとともに、激甚化する災害時に備え、消防団員の報酬を見直し、活動体制の充実強化に努めてまいります。

協働体制の確立についてであります。地域の支え合いを推進するためには地域振興協議会の役割が重要でありますので、町及び振興協議会相互の情報共有などによる連携と、自主的な活動への支援を継続してまいります。

また、町民の皆様自らが発案をし、自ら地域活性化に取り組む「町民アイデア実践支

援事業」については、令和8年度まで延長をいたします。

次に「いつまでも快適な暮らしができる住環境の実現」であります。

宅地の提供につきましては、岩泉上町地区の7区画全てが完売となりましたことから、今後におきましても需要動向を見据えながら、新たな分譲地の整備について調査研究をしてまいります。

町営住宅につきましては、惣畑第1団地改修工事など、長寿命化計画に基づく計画的な修繕や改修を行い、良好な居住環境の提供に努めてまいります。

住宅リフォームにつきましては、令和4年度に支援の対象者や内容を見直したところであり、引き続き移住、定住につながる良好な住宅環境整備を支援してまいります。

UIターン事業の推進及び定住対策につきましては、地域に仕事があることが何よりも重要であることから「特定地域づくり事業協働組合」の設立により、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保できる体制を整備いたします。

また、地域おこし協力隊員をはじめとする移住者の定住のため、住宅情報の提供や、きめ細やかなフォローアップを継続してまいります。

水道事業につきましては、重要な生活インフラの一つであることから、安全で安心な飲料水の供給と経営の安定化のため、効率的な施設の維持管理を行ってまいります。

公共下水道事業につきましては、施設の長寿命化のため新たな計画を策定し、平準化を図りながら、更新を進めるとともに、公営企業移行まで残り1年となりますことから、必要な準備を進めてまいります。

環境保全につきましては「プラスチック資源循環促進法」により、令和6年度から、プラスチック製品の新たな分別収集が予定されておりますので、住民説明会を開催するなど、周知を徹底し、資源循環及びごみの減量化を一層推進してまいります。

本町は、2050年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行っておりますことから、地域の脱炭素化と地域内での再生可能エネルギー利活用の指針となる推進計画の策定を進めてまいります。

再生可能エネルギーの活用につきましては、町内において、民間事業者が風力発電及び小水力発電の事業開始に向け、計画を進めておりますので、町といたしましても事業進捗の共有と事業推進のための連携に努めますとともに、キノコの廃菌床を活用したバ

イオマスボイラーの実証実験に継続して取り組み、森林資源の継続的な利活用を図るための手だてを検討してまいります。

さらに、森林の適正管理による「Jクレジット制度」や藻場の保全、管理による「ブルーカーボンのオフセット制度」につきましても導入方法の調査研究を進めてまいります。

最後に「地域資源を活用し新しい価値が咲き誇る『なりわいの花』づくり」について申し上げます。

まず「町内の豊かな地域資源を活用した魅力ある農林水産業の創造」であります。

農業につきましては、従事者の高齢化や担い手不足、生産資機材の高騰などによりこれまで以上に厳しい状況にあることから、町の基幹産業として維持存続させるため、地域の農業者と話し合いを重ね、農地の集約化や、水田の畑地化に計画的に取り組んでまいります。

また、農業者、関係機関等と密接に連携しながら、新規就農者の確保に努め、新たな振興作物の栽培導入に取り組み、農家の所得向上を目指してまいります。

畑わさびにつきましては、これまで栽培拡大に必要な林間地の圃場整備や、大規模団地の造成整備等を進めてきた結果、生産量が前年比で増加に転じたことから、さらに弾みをつけるため、地域おこし協力隊をはじめとした新規参入者への支援を継続するとともに、大牛内地区に大規模団地を追加整備してまいります。

畜産、酪農につきましては、これまで預託育成や町有牛の貸付け、牛群検定事業の支援などにより、畜産農家の経営効率化や安定化に取り組んでまいりました。

今般の配合飼料の高騰対策につきましては、引き続き、国や県に支援対策を要望するとともに、岩泉農業振興公社と連携を密にしながら、経営の安定支援に取り組んでまいります。

預託頭数が増え、手狭になっております大牛内育成牧場につきましては、酪農家の育成牛管理の負担軽減を図るため、入牧牛管理牛舎の整備を進めてまいります。

日本短角種は、繁殖素牛の市場導入及び自家牛の保留に対して支援することにより放牧頭数を増加しておりますので、同事業を継続してまいります。

獣医師の確保につきましては、関係機関と連携、協議を進めるとともに、獣医師確保

までの間の対応として、町内の開業獣医師への協力要請を引き続き行ってまいります。

林業につきましては、森林環境譲与税を活用した事業の実施計画を策定いたしますことから、当該計画に基づき「素材生産事業体の経営力の向上」「再生林と温暖化対策」「木材産業の活性化と地域内経済循環」の3つを柱とした事業をさらに推進し、森林・林業・木材産業の持続する発展に努めてまいります。

林業・木材産業の従事者の減少傾向が依然として続く中、将来にわたり、森林資源を木材産業へつないでいくためにも、従事者の確保は喫緊の課題であります。

新たな雇用が創出されるよう、雇用者と新規従業者双方に対しての就業支援策を創設するとともに、高校生の林業への関心を高めるため、林業体験会を開催してまいります。

鳥獣被害対策につきましては、これまでニホンジカ及びイノシシの生息数を減少させるため、1頭当たりの捕獲報償費を町単独費でかさ上げし、被害発生の防止に努めてまいりました。

ニホンジカによる被害とイノシシ及びツキノワグマの里山への出没はいまだ頻発していることから、駆除及び追い払いに係る支援を継続し、被害防止対策をさらに強化してまいります。

水産業につきましては、新規就業者及び担い手確保対策を継続するとともに、藻場再生のための磯焼け対策、栽培漁業の新たな取組として、ナマコ種苗放流への支援など、漁業経営を維持、継続するための方策を進めてまいります。

アワビの漁獲回復を目的として、令和3年度に開始いたしましたウニの畜養実証実験は、2年目になる令和4年度には、冬季の生ウニ販売につなげることができたところであり、令和5年度においても、実証実験を支援してまいります。

次に「やりがいを感じられる雇用の場の確保と活気ある商工業の振興」について申し上げます。

これまで課題になっておりました遊休施設の利活用ではありますが、旧二升石小学校と旧大川中学校の2校舎を令和5年度から町外の企業が活用するめどが立ち、現在、活用開始に向けた手続を進めております。

今後におきましても、旧校舎などの遊休施設の活用については、継続して取り組んでまいります。

第三セクターにおきましては、本町の雇用の創出確保を担っており、現在、雇用数は280人を超えております。

町の産業振興と雇用創出のためには、第三セクター各社の経営の安定と相互連携が必須でありますので、町においても、常に経営状況と課題を共有し、必要に応じた支援策を検討してまいります。

商工業の振興につきましては、物価・燃油高が町内事業者に与える影響を把握しながら、国や県の動向も注視し、必要な支援が行き届くよう、適時適切な支援策を実施するとともに「中小企業・小規模企業振興計画」に基づく施策の推進についても、岩泉商工会と連携をして進めてまいります。

ふるさと納税につきましては、令和3年度からポータルサイトの登録数と返礼品の増加に取り組んできた結果、令和4年度は既に2億円以上の寄附額となっております。

特産品振興と、雇用の確保にもつながることから、さらなる充実に向けて、町内事業者と連携して商品開発と企画造成に注力してまいります。

最後に「雄大な自然環境を活用し、国内外からの観光客を呼び込む観光業の振興」について申し上げます。

観光業の振興や、交流人口の拡大によるにぎわい創出は、持続的な町の発展のために重要な施策であります。

交流人口の拡大につきましては、町の観光の核となる龍泉洞周辺の環境整備を進めつつ、町内全域をフィールドとする、アウトドアの体験型コンテンツを複合的に組み合わせ、滞在時間を増やす仕掛けを充実させてまいります。

ふれあいランド岩泉につきましては、民間活力を取り入れた持続可能な施設とすべく、調査委託事業を進めており、実効性ある再整備の早期事業化に向けて引き続き取り組んでまいります。

希少な山野草の宝庫である早坂高原につきましては、環境整備を継続し、本町の西の玄関口にふさわしい景観と自然環境の保全に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の拡大により激減した旅行人口も徐々に回復してきていることから、この機を逃さず、近隣自治体との連携や、協力体制を一層強化し、関係・交流人口の拡大とともに、岩泉町観光協会などと連携して、本町を訪れる観光客へのおも

てなし体制の強化を図ってまいります。

あわせて、三陸復興国立公園や三陸ジオパーク、みちのく潮風トレイルなど、広域的な自然環境を活用した事業展開にも積極的に取り組んでまいります。

以上、令和5年度における主な施策の概要について申し上げます。

令和5年度は「岩泉町未来づくりプラン後期基本計画」の初年度であり、これまでの復興まちづくりの成果を生かし、岩泉町を次の世代に確実につなげていくための重要な1年になるものと認識をしております。

「岩泉町未来づくりプラン」で掲げる3つのいずれの花も「夢」を持ってしっかりとふるさと岩泉の大地を踏みしめ「努力」をもって土を耕し「工夫」をもって種をまき「英知」を結集して肥料を与える、まさに希望の大地から未来の花を咲かせようとするものであります。

本町が直面している少子化や高齢化などの様々な課題を克服していくためには「集中と選択」による施策の展開が極めて重要であります。

町民の皆様と問題や課題を共有し、それぞれの役割を明確化しながら、町民の皆様と行政との協働による、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

後期基本計画の策定に当たって実施した町民アンケートでは、8割を超える皆様から「岩泉町に住み続けたい」との回答をいただいております、大変ありがたく思っているところであります。

この熱い皆様の声に応え「ふるさと岩泉町」がこれからも多くの人に愛され、この地を訪れたい、この地に住みたい、住み続けたいと、選んでいただける町であり続けられるよう、復興の歩みの中で得られた学びと経験を基に、課題に正面から立ち向かい、まちづくりの主役である町民の皆様とともに一つ一つ答えを見いだしながら「希望の光」が見える政策を実行してまいりたいと考えております。

議員各位並びに町民の皆様のお一層のご理解とご支援を賜りますよう心からお願いを申し上げ、私の所信とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（菊地弘巳君） 町長の施政方針演述が終わりました。

町長の施政方針、その他に関する一般質問は、3月2日及び3日に行います。議員各位の質問通告は、2月15日正午までをお願いいたします。

ここで新型コロナウイルス感染予防対策の換気をするために、11時5分まで休憩いたします。

休憩（午前10時52分）

再開（午前11時05分）

○議長（菊地弘巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎報告第1号の上程、報告

○議長（菊地弘巳君） 日程第6、報告第1号を行います。報告第1号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分についての報告を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 報告第1号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額決定の専決処分について。

損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月9日、岩泉町長、中居健一。

次のページの別紙を御覧願います。専決処分書。損害賠償事件に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年1月30日、岩泉町長、中居健一。

岩泉町岩泉字太田15番地先国道455号路上において相手車両に損害を与えた事故について、相手方と和解し、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1、損害賠償額10万7,338円。
- 2、和解及び損害賠償の相手方、氏名、千葉直子様でございます。

次のページに、参考資料といたしまして事故の概要をおつけしております。このたびは、大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） これで報告第1号の報告を終わります。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第7、議案第27号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

[総務課長 三上義重君登壇]

○総務課長（三上義重君） 議案第27号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

1、貸付けの目的、旧岩泉町立二升石小学校の利活用を図るため、同校舎等を貸し付けるものである。

2、貸付けする財産、別紙のとおり。

3、貸付けの相手方、住所、東京都豊島区西池袋5丁目1番3号メトロシティ西池袋4階。氏名、リングロー株式会社、代表取締役、碓敏之。

4、貸付方法、使用貸借。

5、貸付期間、令和5年4月1日から令和15年3月31日まで。

令和5年2月9日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。リングロー株式会社に旧岩泉町立二升石小学校校舎等を無償で貸付けしようとするものである。

次のページ、別紙を御覧願いたいと思います。貸付けする財産の一覧でございます。種別、所在地、地目、構造、面積、備考の順で読み上げさせていただきます。土地、岩泉町二升石字大根13番、学校用地、8,714平方メートル、旧岩泉町立二升石小学校用地。建物、岩泉町二升石字大根13番地、木造及び鉄筋コンクリート造り2階建て、1,531平方メートル、旧岩泉町立二升石小学校校舎及び屋内運動場でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第27号について質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、三田地和彦議員。

○10番（三田地和彦君） 無償貸付けは、別に問題がないのですが、校舎等の清掃とか、これはどっちも今度はおかかっているわけですが、その周りの管理等は、条件を付しているのでしょうか。そこら辺の答弁をお願いします。

○議長（菊地弘巳君） では、佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 旧二升石小学校の貸付けにつきましては、今回使用貸借ということで無償の貸付けになります。地区のほうにも申入れをしまして、今度今月18日に地区のほうでも説明会を開催するのですけれども、二升石地区のほうで校庭のところの植木だったりとかグラウンドとかの整備をこれまでもしていただいております。地域のほうでもそういったところはぜひやらせていただきたいという申入れもございます。そういった部分については、企業と相談をして地域のほうにお任せするところはしながら、それはお金をお支払いしながらということになると思いますが、あとは校舎のほうは、企業のほうが維持管理はこの先についてはしていくというような形を考えております。詳細につきましては、校舎の使い方とか、どこを改修するとかというのは、細かくはこれからということになります。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 10番、三田地議員。

○10番（三田地和彦君） 旧小本小学校も貸しているわけですが、管理が雑というのだから、使っているのだけれども、企業誘致という意味で無償は考えると思うのですが、そこら辺は嚴重に貸すほうも周りを見てやってもらわないと。何かあとは多少は窓ガラスが壊れたとか何かというのは、企業者のほうで払ってもらうような格好でないと、ちょっと町のほうの負担ばかりだと、これは大変なことが起きるかなと思いますので、そこら辺も考えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。これは要望ですので、よろしくをお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山和英議員。

○4番（畠山和英君） 今のにも関連しますけれども、確認ですが、建物は全部かと思

ますけれども、土地は前の校舎も全部入るのですか。あと教員住宅とか、いろいろ使っているところもあるとは思いますが、その内容についてご説明ください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 校舎は一式、それから土地につきましても、現状の学校用地という部分は一式、全て企業のほうにお貸しをしながら、維持管理もしていただくという予定で考えておりました。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山議員。

○4番（畠山和英君） そこに教員住宅とかあったような気がしますけれども、それはどうなりますか。なかったかな。なければなくていい。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、答弁どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 教員住宅につきましては、現在小学校の校舎の脇にありまして、それでKEEN ALLIANCE、地域おこし協力隊とかの受入れとか、そちらのほうにお貸ししておりまして、そこは今度リングローさんのほうとの話で、そのままお貸しするような形になると思います。あと、併せて体育館なども地域のほうで今一輪車とかで使っていますので、そちらのほうも企業のほうでお話をして、今までどおり使えるような形にしようと考えておりました。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山議員。

○4番（畠山和英君） 次の議案もありますけれども、貸付期間の、この場合は10年間の無償貸付けということではありますが、10年間という期間にした理由というか、これをご説明ください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） こちらは、企業さんのほうからできるだけ長くという申入れがございました。5年以上という。それで、我々のほうとしましても、できるだけ長く、雇用もしていただけるということですので、そういった意味も含めて長く使って、維持管理をしながらやっていっていただきたいと。そこで、根拠となるのが一応国有財産法の貸付期間、これを参考にいたしまして、建物等、そういったものは10年というような形でやっておりましたので、それを参考にさせていただきました。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本昇議員。

○8番（坂本 昇君） いよいよ統合校舎も活用ということで、喜ばしいと思っております。

そこで、先ほど出ましたが、管理はリングローさんだということになって、教員住宅を借りるのもリングローさん経由なのか、あと建物を使うのも。それから、木の伐採をしたりして、先ほど料金が発生すると言いましたが、それらも全部リングローさんの経由なのかどうかというのはどうなるのでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 地域との関係につきましては、詳細、今月18日に地域の役員会ございまして、そちらのほうにリングローさんに東京のほうから来ていただいて説明会開催いたします。地域との間については、その辺も含め、これからちょっと詰めていきたいなと思っておりました。あわせて、教員住宅、校舎、体育館、様々な部分を維持管理はリングローさんのほうにできるだけやっていただきたいと思っておりますが、庭の手入れだったり、そういったのを地域に頼むとなった場合は、リングローさんが自分でどこまでやるのか、あとお願いする分はどこまでなのかというのは、これからちょっと詳細は詰めることになるかと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） ということで、町の管理から初めてと言ってもいいぐらいの民間会社への一括した管理体制に入るというふうなことで、いろいろなことが想定されると思いますので、そのところは研究をして契約をするようお願いしたいと思っておりました。

それから、今までは校舎という建築物だったわけですが、今度はどういう用途の建物になるということになるのですか。工場とか、そういうのあると思うのですけれども。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 財産としましては、行政財産から普通財産ということになります。ただ、学校自体は、学校ではないのですけれども、校舎自体の活用はその後そのまま使うような形になりますので、大規模に改修をして工場にするとか、そういったものではなくて、今ある教室であったり、そういったものをそのまま場所として使うということになります。実態としましては、中古のパソコン等を持ってきて修理を

して、それを販売したり、そこに教室を設けてパソコン教室を無料でやったり、そういったものとかという形なので、大規模な改造はないと考えておりました。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） 要するに、特殊建築物から一般建築物になるのか、特殊建築物からそのまま継続するとなると、定期報告的なこと、町としてもかかってくる経費というのも想定されますので、そこら辺等も研究した上で契約をお願いします。

それから、もう一点は、地域住民の雇用も考えられると。現時点で想定される雇用という人数はどれくらいかというのは、お分かりになりますか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 現在リングローさんから提出されております事業計画の中では、これは軌道に乗ってからのということになると思いますけれども、町内雇用を5人、何とかその辺は雇用できるのではないかという計画で伺っておりました。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） それで、もう一点だけ。想定されるのは、もう貸付けが始まれば365日そこには人が駐在すると。土日とか休みは別にしても、年間を通して活用していただけるというのが10年間なら10年間は見込まれるのだというふうに解釈していいかどうか、お願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 実際の開講につきましては、今年の秋、10月ということでお伺いしております。それで、年間計画としましては、1週間フルに開講すると。そして、その中では常駐をしていただく方がいて、1年を通してそのところには常駐をするというふうに伺っております。それがスタートからになるのかどうなのかというところは、これから詳細は詰めなければならないですが、そういう計画でございます。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） これで質疑を終わります。

これから議案第27号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 次に、日程第8、議案第28号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第28号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

1、貸付けの目的、平成28年台風第10号被災事業者の事業支援及び旧岩泉町立小本小学校の利活用を図るため、同校舎及び同用地を貸し付けるものである。

2、貸付けする財産、別紙のとおり。

3、貸付けの相手方、住所、岩泉町小本字内の沢2番地2。氏名、有限会社岩泉ゴム工業、取締役社長、中谷仁。

4、貸付方法、使用貸借。

5、貸付期間、令和5年4月1日から令和8年3月31日まで。

令和5年2月9日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。有限会社岩泉ゴム工業に旧岩泉町立小本小学校校舎及び同用地を無償で貸付けしようとするものである。

次のページ、別紙を御覧願いたいと思います。貸付けする財産の一覧でございます。種別、所在地、地目、構造、面積、備考の順で読み上げさせていただきます。土地、岩

泉町小本字内ノ沢2番2、学校用地、3,681平方メートル、旧岩泉町立小本小学校用地。
建物、岩泉町小本字内ノ沢2番地2、鉄筋コンクリート造り2階建て、1,469平方メートル、旧岩泉町立小本小学校校舎でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第28号について質疑を行います。質疑はありますか。

10番、三田地和彦議員。

○10番（三田地和彦君） 同じ質問になります。無償ということで、まず我々も例を出すのはあれなのですが、避難場所なんかは造ってもらったものですから、私の倉庫も隣にあるものだから、すぐ草が生えれば刈り払っているのですが、これも見るとおり、校舎も土地もということで、かなり目立ってから刈るのです。学校で人がいるときは、草が少しでも生えれば用務員さん等がきれいに刈っておったのです。そういうことも貸付けの無償ですから、条件的に付してもらえばいいと思いますので、そこら辺の答弁をお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。はい、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 維持管理につきましては、今議員がおっしゃったとおりでございますので、直ちにそれは企業のほうにも申し入れて、維持管理を徹底するようになりたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本昇議員。

○8番（坂本 昇君） 東京からおいでになる方には、10年貸付けができると。けれども、地域のほうだと3年だというふうになると、地域のほうから見ると、10年できるのであれば10年貸して使って、さらに被災地への支援だとなると、そういうふうなことも考えられるのですが、こういうところの見解、取決め方というのでご答弁をお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今回の岩泉ゴム工業の3年、これまで行政財産でありまして使用許可で1年更新という形でやってまいりましたが、今回3年としました根拠といたしましては、旧小本中学校を清水川クリーニングさんに貸付けしておりまして、

こちらが3年ということになります。条件的には、そちらも被災して、その後に貸付けを始めておりますので、これと同様に3年ということで今回はやらせていただいております。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） 先ほどの二升石小学校は1,500平方メートルでした。小本小学校が1,400平米ですが、規模的に見たら、小本小学校のほうが大きいというニュアンスがあるのですけれども、二升石小学校は全面的に、小本小学校は部分的な貸付けになっているのかどうか、そこはお分かりになりますか。お願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 旧小本小学校の貸付けにつきましては、建物は全部で、校舎でございます。それで、体育館につきましては、これには含まれておりません。体育館は、現在町のほうのいろいろなもの、例えば資材的なものとか、そういったのも保管しておりますので、そちらのほうは今回の貸付けには入っていないということになります。

あと、用地につきましては、併せて校舎部分の用地ということになりますので、体育館部分も含まない、それから前にグラウンドだった部分の今調整池ということで、震災の後に建設した部分がありますが、そちらのほうはもう町有地でございますので、そこは含まないということになっております。

○議長（菊地弘巳君） 12番、三田地泰正議員。

○12番（三田地泰正君） 岩泉ゴム工業の現状の雇用人数は何人か、そして地元雇用は何人おるのかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 現在の岩泉ゴム工業の雇用人数は23人となっております。それで、うち町内雇用が16人でございます。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第28号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第9、議案第29号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。はい、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第29号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

1、貸付けの目的、地域経済の活性化及び雇用の維持確保を図るため、龍泉洞温泉ホテルを貸し付けるものである。

2、貸付けする財産、施設名、龍泉洞温泉ホテル。所在地、岩泉町岩泉字府金48番地。種別、宿泊施設。構造、鉄筋コンクリート造り、一部鉄骨造り3階建て。面積2,977.22平方メートル。

3、貸付けの相手方、住所、岩泉町岩泉字府金48番地。氏名、株式会社岩泉総合観光、代表取締役社長、下道勉。

4、貸付方法、使用貸借。

5、貸付期間、令和5年4月1日から令和6年3月31日まで。

令和5年2月9日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。株式会社岩泉総合観光に龍泉洞温泉ホテルを無償で貸し付けようとするも

のである。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第29号について質疑を行います。質疑はありますか。

12番、三田地泰正議員。

○12番（三田地泰正君） 今までもそうだし、これからも総合観光に貸し付けてきたわけ、これからも貸し付ける予定になっているのですが、ご案内のように温泉ホテル、既にできてから49年だか50年というように聞きましたが、ホテルとして、宿泊施設として営業するにはいわゆる経営のためにも、お客さんのためにも、安全な施設で経営をすべきだと思うのですが、実は先般視察した結果、この建物の中で最も危惧されるというか危険な部分は厨房施設だというふうに伺ったのですが、非常に老朽化した厨房施設を貸し付けて、何かあった場合は貸した町にも相当責任が発生するような感じが私はするのです。

そこで、どうせ貸付けするのであれば、これからのこと考えれば万全な、安全な施設として貸し付けたほうがいいと私は思うのですが、厨房施設のいわゆる改修というか、これについては町としてどのような方向性を持っているのかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木章経済観光交流課長、答弁。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 答弁申し上げます。

私どもも厨房の状況というものは把握しております。ですが、厨房の管理につきましては、保健所の指導も受けながら、営業許可をいただいて進めているという状況であり、ここは保健所の指導もいただきながら、厨房の改修というものは徐々に考えていかなければならないと思っております。やはり人の口に入る食べ物を作る場所でございますので、そこは会社側と相談して、時期につきましても、適時適切な時期に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本昇議員。

○8番（坂本 昇君） お伺いします。

こういう無償で貸し付けた場合の有事の際、災害においた場合の避難所とか、そういうふうなものについては町有施設で無償で貸し付けていますが、優先的に町民のための

避難のための施設として開放していただけるかというのは、例えば先ほどの二升石小学校の体育館のような場所とか、こちらのような空き部屋があった場合とかというふうなのは可能な考えで貸付けをするのか、それとももう貸し付けた限りは、契約期間は町としてのとやかくは一切申出はできないものなのかどうか、お伺いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三浦英二副町長。

○副町長（三浦英二君） ご案内のとおり、これまでも2度の大災害の際には、優先をいたしまして弱い避難者の被災者の方々から有効な環境の提供をとということで、ホテルを優先的にお願いをした経緯もございます。

一方では、入浴なんかにつきましても、もう一方のホテル愛山さんからも申出を受けて、入浴の無料などもご協力をいただいております。これは、今後とも臨機応変に対応をしております。優先的にお願いをすることも予定をしているということでございます。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） これで質疑を終わります。

これから議案第29号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第10、議案第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めることについて。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月9日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。大川辺地に係る公共的施設の整備を図るため、新たに計画を策定しようとするものである。

次の別紙、2ページを御覧願います。大川辺地の総合整備計画書でございます。町道、学校教育関連施設及び通学施設等を計画するもので、計画期間は令和5年度から5年間でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第30号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから議案第30号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第11、議案第31号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第31号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月9日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。三田貝辺地、有芸辺地、小川辺地及び浅内辺地に係る公共的施設の整備を図るため、総合整備計画を変更しようとするものである。

次のページ、別紙2ページを御覧願います。三田貝辺地の第1次の変更でございます。今回は、消防車両の更新を予定するものでございます。

別紙3ページを御覧願います。有芸辺地の第1次変更でございます。小学校屋内運動場のLED化、集会施設の改修を予定するものでございます。

別紙4ページを御覧願います。小川辺地の第1次変更でございます。町道等の事業費を変更するものでございます。

最後に、5ページを御覧願います。浅内辺地の2次変更でございます。町道等の事業費の変更及び消防車両の更新を計画するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第31号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから議案第31号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第12、議案第32号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第32号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて。

岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を増減させること、盛岡広域環境組合に係る次に掲げる事務を岩手県市町村総合事務組合において共同処理すること及び岩手県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することに関し、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求める。

地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定による議会の議員、その他非常勤の職員に係る災害補償に関する事務。

令和5年2月9日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。令和5年3月31日をもって解散する岩手県沿岸知的障害児施設組合を岩手県市町村総合事務組合から脱退させること、同年4月1日に盛岡広域環境組合を岩手県市町村総合事務組合に加入させ、盛岡広域環境組合の議会の議員、その他非常勤の職員に係る災害補償に関する事務を岩手県市町村総合事務組合において共同処理すること及

び岩手県市町村総合事務組合理約の一部を変更することについて議会の議決を求めるものである。

3 ページの参考資料、新旧対照表を御覧願います。先ほど提案理由で申し上げましたとおり、右側、変更後、別表第1、第2条関係ですが、2つ目に新たに盛岡広域環境組合を追加してございます。また、組合の解散に伴い、岩手県沿岸知的障害児施設組合を削除してございます。

その下、別表第2、第3条関係でございますが、共同処理する団体の中で、矢櫃山造林一部事務組合の前に盛岡広域環境組合を追加してございます。

2 ページにお戻りいただきまして、附則でこの規約は令和5年4月1日から施行するものとしております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第32号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから議案第32号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号～議案第18号の上程、説明、委員会付託

○議長（菊地弘巳君） 日程第13、議案第1号 岩泉町個人情報の保護に関する法律施行条例についてから日程第30、議案第18号 令和4年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）までの18件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

[総務課長 三上義重君登壇]

○総務課長（三上義重君） 議案第1号 岩泉町個人情報の保護に関する法律施行条例について。

岩泉町個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月9日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、直接法の適用を受けることとなることから、法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第2号 岩泉町情報公開・個人情報保護審査会条例について。

岩泉町情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月9日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、岩泉町情報公開個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等を定めるとともに、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第3号 押印を求める手続の見直し等のための関係条例の一部を改正する条例について。

押印を求める手続の見直し等のための関係条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月9日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。国や県において行政手続における押印廃止等に向けた取組が進められる中で、本町においても行政手続の簡素化を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第4号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月9日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第5号 岩泉町子ども・子育て会議条例及び岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

岩泉町子ども・子育て会議条例及び岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月9日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第6号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に対する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月9日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令及

び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第7号 いわいずみっこ出産祝金条例の一部を改正する条例について。

いわいずみっこ出産祝金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月9日提出、岩泉町長、中居健一

提案理由。いわいずみっこ出産祝金を増額することに伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第8号 中高年齢者就業改善施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

中高年齢者就業改善施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月9日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。大川中高年齢者就業改善施設及び中野中高年齢者就業改善施設を廃止し、併せて所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第9号 岩泉町準用河川流水占用料等徴収条例について。

岩泉町準用河川流水占用料等徴収条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月9日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。河川法の規定に基づき、町が徴収する流水占用料等の額及びその徴収方法等について定めるため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第10号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について。

岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月9日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。東日本大震災の被災者等及び平成28年台風第10号豪雨災害の被災者に係る収入超過者の認定及び高額所得者に対する明渡しの請求の特例措置を講ずるため、この

条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第11号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算（第9号）。

令和4年度岩泉町の一般会計の補正予算（第9号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億7,005万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億5,819万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）、第3条、既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年2月9日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第12号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度岩泉町の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,730万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億565万3,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,567万3,000円とする。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月9日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、議案第13号 令和4年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度岩泉町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ477万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,243万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月9日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第14号 令和4年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度岩泉町の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,187万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,189万5,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,115万3,000円とする。

第2項、事業勘定及びサービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月9日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、議案第15号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度岩泉町の観光事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ58万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,570万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月9日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第16号 令和4年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度岩泉町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,173万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,308万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)、第3条、既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年2月9日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、議案第17号 令和4年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算(第1号)。

令和4年度岩泉町の大川財産区特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ488万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月9日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第18号 令和4年度岩泉町水道事業会計補正予算(第2号)。

(総則)、第1条、令和4年度岩泉町水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)、第2条、令和4年度岩泉町水道事業会計予算書(以下「予算」という)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。第4号、主要な建設改良事業、水道施設費、(既決定予定額)、5億8,153万1,000円、(補正予定額)、マイナス611万円、(計)、5億7,542万1,000円。

(収益的収入及び支出)、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。款のみ申し上げます。収入、第1款、水道事業収益、(既決定予定額)、3億9,421万8,000円、(補正予定額)、79万5,000円、(計)、3億9,501万3,000円。支出、第1款、水道事業費用、4億5,308万5,000円、279万1,000円、4億5,587万6,000円。

(資本的収入及び支出)、第4条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,563万4,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,201万3,000円及び引継金5,362万1,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に

対して不足する額6,671万6,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,156万5,000円及び引継金5,515万1,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

次のページを御覧願います。款のみ申し上げます。収入、第1款資本的収入、(既決定予定額)、6億9,534万3,000円、(補正予定額)、マイナス719万2,000円、(計)、6億8,815万1,000円。支出、第1款資本的支出7億6,097万7,000円、マイナス611万円、7億5,486万7,000円。

(企業債)、第5条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。(起債の目的)、上水道事業、辺地対策事業、過疎対策事業でございます。(既決定予定額)は、それぞれ6,590万円、650万円、5,920万円、(補正予定額)、マイナス290万円、マイナス220万円、マイナス90万円、(計)、6,300万円、430万円、5,830万円。

(他会計からの補助金)、第6条、予算第9条中「6,943万円」を「6,943万4,000円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)、第7条、予算第10条中「795万円」を「726万3,000円」に改める。

令和5年2月9日提出、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(菊地弘巳君) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第1号から議案第18号までの18件については、議長を除く全員の議員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(菊地弘巳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第18号までの18件は議長を除く全員の議員で構成する条例補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第19号～議案第26号の上程、説明、委員会付託

○議長(菊地弘巳君) 日程第31、議案第19号 令和5年度岩泉町一般会計予算から日程

第38、議案第26号 令和5年度岩泉町水道事業会計予算までの8件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。はい、どうぞ。

[総務課長 三上義重君登壇]

○総務課長（三上義重君） それでは、タブレット議案第19号から25号のR5予算書をお開き願います。予算書本体の1ページ、タブレットページは3ページでございます。議案第19号 令和5年度岩泉町一般会計予算。

令和5年度岩泉町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101億700万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

（歳出予算の流用）、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月9日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、予算書本体143ページ、タブレットページ146ページでございます。議案第20号 令和5年度岩泉町国民健康保険特別会計予算。

令和5年度岩泉町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億

5,060万円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,740万円と定める。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定8,000万円、診療施設勘定1,000万円と定める。

(歳出予算の流用)、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月9日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、予算書本体193ページ、タブレットページ198ページでございます。議案第21号 令和5年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算。

令和5年度岩泉町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,710万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月9日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、予算書本体203ページ、タブレットページ209ページでございます。議案第22号 令和5年度岩泉町介護保険特別会計予算。

令和5年度岩泉町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億5,580万円、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,150万円と定める。

第2項、事業勘定及びサービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ご

との金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定4,000万円と定める。

(歳出予算の流用)、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月9日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、予算書本体241ページ、タブレットページ249ページでございます。議案第23号 令和5年度岩泉町観光事業特別会計予算。

令和5年度岩泉町の観光事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,100万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。

令和5年2月9日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、予算書本体265ページ、タブレットページ274ページでございます。議案第24号 令和5年度岩泉町公共下水道事業特別会計予算。

令和5年度岩泉町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億490万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をす

ることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

令和5年2月9日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、予算書本体291ページ、タブレットページ301ページでございます。議案第25号 令和5年度岩泉町大川財産区特別会計予算。

令和5年度岩泉町の大川財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ470万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月9日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、議案第26号 令和5年度岩泉町水道事業会計予算。

(総則)、第1条、令和5年度岩泉町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。第1号、給水戸数3,457戸。第2号、総給水量146万2,555立方メートル。第3号、一日平均給水量4,007立方メートル。第4号、主要な建設改良事業、水道施設費2億4,282万8,000円。

(収益的収入及び支出)、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。款のみ申し上げます。収入、第1款、水道事業収益4億1,371万円。支出、第1款、水道事業費用4億3,751万5,000円。

次のページを御覧願います。(資本的収入及び支出)、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,430万3,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額927万2,000円及び引継金5,503万1,000円で補てんするものとする。)款のみ申し上げます。収入、第1款、資本的収入3億5,516万4,000円。支出、第1款、資本的支出4億1,946万7,000円。

(企業債)、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、上水道事業、辺地対策事業、過疎対策事業の3事業でございます。限度額、それぞれ5,080万円、880万円、4,190万円でございます。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、3.0%以内。(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。償還の方法、政府資金については、その融通条件により、その他の場合には、その債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借り換えすることができる。

(一時借入金)、第6条、一時借入金の限度額は、3億円と定める。

次のページを御覧願います。(予定支出の各項の経費の金額の流用)、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、営業費用及び営業外費用。第2号、建設改良費及び企業債償還金。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)、第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。第1号、職員給与費4,917万9,000円。

(他会計からの補助金)、第9条、水道事業の運営に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、9,509万9,000円である。

(たな卸資産購入限度額)、第10条、たな卸資産の購入限度額は、832万7,000円と定める。

令和5年2月9日提出、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(菊地弘巳君) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第19号から議案第26号までの8件については、議長を除く全員の議員で構成する新年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(菊地弘巳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号から議案第26号までの8件については、議長を除く全員の議員で構成する新年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（菊地弘巳君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 零時37分）

令和 5 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 2 号)						
招 集 年 月 日	令 和 5 年 2 月 3 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 5 年 3 月 1 日 午 後 1 時 3 0 分				
	散 会	令 和 5 年 3 月 1 日 午 後 1 時 4 6 分				
出席 及び 欠 席 議 員 出席 13 人 欠 席 0 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケ ン 子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三 田 地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三 田 地 泰 正	○
	5	(欠 番)		13	八 重 樫 龍 介	○
	6	三 田 地 久 志	○	14	菊 地 弘 巳	○
	7	林 崎 竟 次 郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	1 1 番	合 砂 丈 司	1 2 番	三田地 泰 正
	1 3 番	八重樫 龍 介		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	副 主 幹	大 森 淳 一
	主 査	三 浦 利 佳		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	三 上 潤	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	佐々木 忠 明
	町 民 課 長	山 岸 知 成	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 章	農林水産課長	佐々木 修 二
	地域整備課長	三 上 訓 一	上下水道課長	佐 藤 哲 也
	消防防災課長	和 山 勝 富	危機管理課長	應 家 義 政
	教 育 次 長	佐々木 剛		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和5年第1回岩泉町議会定例会

議事日程(第2号)

令和5年3月1日(水曜日)午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 議案第1号 岩泉町個人情報の保護に関する法律施行条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 2 議案第2号 岩泉町情報公開・個人情報保護審査会条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 3 議案第3号 押印を求める手続の見直し等のための関係条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 4 議案第4号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 5 議案第5号 岩泉町子ども・子育て会議条例及び岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 議案第6号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 7 議案第7号 いわいずみっこ出産祝金条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 8 議案第8号 中高年齢者就業改善施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 9 議案第9号 岩泉町準用河川流水占用料等徴収条例について

- (条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 1 0 議案第10号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 1 1 議案第11号 令和 4 年度岩泉町一般会計補正予算 (第 9 号)
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 1 2 議案第12号 令和 4 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 1 3 議案第13号 令和 4 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 1 4 議案第14号 令和 4 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 1 5 議案第15号 令和 4 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算 (第 3 号)
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 1 6 議案第16号 令和 4 年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 1 7 議案第17号 令和 4 年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
(条例補正予算審査特別委員長報告)
- 日程第 1 8 議案第18号 令和 4 年度岩泉町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
(条例補正予算審査特別委員長報告)

散会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎議案第1号～議案第18号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 岩泉町個人情報の保護に関する法律施行条例についてから日程第18、議案第18号 令和4年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）までの18件を一括議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

条例補正予算審査特別委員長、畠山昌典さん、どうぞ。

〔条例補正予算審査特別委員長 畠山昌典君登壇〕

○条例補正予算審査特別委員長（畠山昌典君） 令和5年3月1日、岩泉町議会議長、菊地弘巳殿。条例補正予算審査特別委員長、畠山昌典。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査をした結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第1号 岩泉町個人情報の保護に関する法律施行条例について、原案可決。

議案第2号 岩泉町情報公開・個人情報保護審査会条例について、原案可決。

議案第3号 押印を求める手続の見直し等のための関係条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第4号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第5号 岩泉町子ども・子育て会議条例及び岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第6号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第7号 いわいずみっこ出産祝金条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第8号 中高年齢者就業改善施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第9号 岩泉町準用河川流水占用料等徴収条例について、原案可決。

議案第10号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第11号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算（第9号）、原案可決。

議案第12号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第13号 令和4年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第14号 令和4年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第15号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第16号 令和4年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第17号 令和4年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第18号 令和4年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）、原案可決。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） ただいまの条例補正予算審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定する

ことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

これから議案第13号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

これから議案第14号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

これから議案第16号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

これから議案第17号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（菊地弘巳君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 1時46分）

令和 5 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 3 号)						
招 集 年 月 日	令 和 5 年 2 月 3 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 5 年 3 月 2 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 5 年 3 月 2 日 午 後 2 時 3 5 分				
出席 及び 欠 席 議 員 出席 1 3 人 欠 席 0 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケ ン 子	○
	2	佐 藤 安 美	○	1 0	三 田 地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	1 1	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	(欠 番)		1 3	八 重 樫 龍 介	○
	6	三 田 地 久 志	○	1 4	菊 地 弘 巳	○
	7	林 崎 竟 次 郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	1 1 番	合 砂 丈 司	1 2 番	三田地 泰 正
	1 3 番	八重樫 龍 介		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	副 主 幹	大 森 淳 一
	主 査	三 浦 利 佳		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	三 上 潤	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	佐々木 忠 明
	町 民 課 長	山 岸 知 成	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 章	農林水産課長	佐々木 修 二
	地域整備課長	三 上 訓 一	上下水道課長	佐 藤 哲 也
	消防防災課長	和 山 勝 富	危機管理課長	應 家 義 政
	教 育 次 長	佐々木 剛		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和5年第1回岩泉町議会定例会

議事日程(第3号)

令和5年3月2日(木曜日)午前10時00分開議

開議の宣告

議事日程の報告

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

散会の宣告

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎諸般の報告

○議長（菊地弘巳君） 日程第1、諸般の報告を行います。

令和5年3月岩手県沿岸知的障害児施設組合議会定例会に係る議決事件の概要報告は、あらかじめお手元に配りましたとおりです。ご了承願います。

表彰状の伝達を行います。

事務局長から表彰の報告をさせます。

○事務局長（中川原克彦君） 去る2月17日に開催された岩手県町村議会議長会定期総会の席上で、いわいずみ議会だよりが第37回町村議会広報全国コンクールにおいて第2位の優秀賞を、また第41回岩手県町村議会広報コンクールにおいて第1位の特選を受賞しましたので、ご報告いたします。

これより表彰状の伝達を行いますが、伝達は議長からお願いしたいと思います。

広報広聴常任委員の皆さんは、前にお進みください。

いわいずみ議会だより、全国町村議会議長会表彰の伝達を行います。

○議長（菊地弘巳君） 表彰状、優秀賞、岩手県岩泉町議会殿。貴議会広報紙は、第37回町村議会広報全国コンクールにおいて、頭書の成績を収められました。よって、ここにこれを表彰します。令和5年2月8日、全国町村議会議長会、会長、南雲正、代読。（拍手）

○事務局長（中川原克彦君） 続きまして、岩手県町村議会議長会表彰の伝達を行います。

○議長（菊地弘巳君） 表彰状、特選、いわずみ議会だより、岩泉町議会殿。令和4年度岩手県町村議会広報コンクールにおいて、審査の結果、頭書のとおり優秀な成績を収められました。よって、これを表彰します。令和5年2月17日、岩手県町村議会議長会会長、伊藤雅章、代読。（拍手）

○事務局長（中川原克彦君） 以上で表彰状の伝達を終わります。

後ほど記念撮影を予定しておりますので、お願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（菊地弘巳君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

8番、坂本昇さん、どうぞ。

〔8番 坂本 昇君登壇〕

○8番（坂本 昇君） 8番、坂本昇でございます。新型コロナウイルスへの対応やウクライナ問題、そしてトルコ・シリアにおける大地震など、心が休まるいとまがない情勢の中で、令和4年度の事業総括や新年度予算への対応など、中居町長をはじめ職員の皆様のご努力に改めて感謝を申し上げながら、施政方針に係る次の3点についてご質問いたします。

1点目は、電気料金や資材価格の高騰をはじめ、町民の生活に重くのしかかる負担への対応についてであります。施政方針で町長は、燃油等高騰対策については町内経済の状況等を見極めながら、国、県の動向も踏まえ、適時適切に対応していくと述べております。今までも物価高騰時には、早期に補正予算等でその支援対策に対応していただいているところであります。しかし、マスコミ等による、新年度から電気料金35%以上の値上げの報道を受け、この大幅な値上げに多くの町民が不安を感じていると思います。非常事態とも思われる電気料金等の高騰に対する支援や対応、考え方についてお伺いします。

また、畜産農家では、飼料、肥料の高騰や生産資材の高騰により、経営が維持できないとの声が聞かれるなど、非常に厳しい現実に直面しております。支援や対策など、そ

の対応、考え方についてお伺いします。

2点目は、予算編成に関してであります。財政が硬直化しつつあることから、事務事業の見直しと再構築を進め編成したと述べられておりますが、その内容と期待する効果についてお伺いいたします。

3点目は、人口減少対策についてであります。昭和32年、町村合併以来66年間、人口減少は続いております。現在では、町のみならず、日本全体が抱える大きな問題になっており、いかに減少幅を縮小していけるかは、正対して取り組めるかが鍵になると思います。この人口減少対策において、町長は観光業の振興や交流人口の拡大によるにぎわいの創出は持続的な町の発展に重要な施策であるとも述べております。この事業の推進についてどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

あわせて、若者の定住の足がかりとなるべく、一定の給与水準の確保が期待できる特定地域づくり事業協同組合について、その後の展開をお伺いをいたします。

以上で本席からの質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 8番、坂本昇議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、電気料金の高騰対策についてであります。議員ご案内のとおり、電力会社が進めている大幅な電気料金の値上げ申請については、現在、国による審査が行われていると承知しております。

本町におきましては、これまでも新型コロナウイルス感染症の拡大や燃油の高騰、物価高に対する緊急支援策として、家計への影響が特に大きい住民税非課税世帯と均等割のみ課税世帯に対する5万円の給付を進めており、これと並行し、高齢者や障害者等に対する福祉灯油事業を実施するなど、様々な支援を行ってまいりました。さらには、中小事業者へのエネルギー高騰対策支援を実施するとともに、福祉サービス事業所に対しても、光熱費と燃料高騰対策支援を実施しております。

しかしながら、この電気料金値上げに伴う影響は全国的なもので、市町村単独での対応には限界がありますことから、国、県における対策の動向を注視し、財源確保のための要望活動を実施するなど、町民が少しでも安心できるような対策に努めてまいりたい

と存じますので、ご理解をお願いをいたします。

次に、畜産農家の生産資材高騰対策についてであります。肥料や飼料等の農業生産資材の価格は現在高止まりが続き、生産物の出荷価格が上がらなければ、依然として農家の経営は厳しい状況が続くものと認識しております。国では、物価高騰対策として、肥料価格については令和5年春肥購入までを対象とした肥料価格高騰対策事業を実施しており、また飼料価格については通常の価格安定制度の高騰補填に加え、特別対策として追加補填を行っており、今後においても必要に応じて検討をすることとしております。

本町では、これまで肥料及び飼料等の生産資材価格の高騰に対し、様々な支援策を講じてきたところであり、新岩手農業協同組合や岩泉ホールディングス株式会社においても、独自の畜産農家支援を実施しているところであります。

今後の緊急的な農家の経営支援につきましては、国、県の支援施策の動向を注視しながら、経営安定の仕組みの構築を関係機関に対し要請するとともに、物価高騰の影響を受けにくい肥料や飼料の生産について、生産者や関係団体等と連携をしながら調査研究してまいります。

次に、令和5年度予算編成における事務事業の見直し等の内容と期待する効果についてであります。選択と集中による限られた財源の重点的かつ効果的な編成とし、業務の改善に関わるものから直接町民の生活環境の向上に資する分野など、23事業の見直しや再構築を行ったところであります。

一方で、新規事業につきましては、25事業を予算計上したところでもあり、これらの事業推進により、未来づくりプランのこの将来像、「希望の大地から未来の花咲くいわいずみ」が着実に実現していくものと期待をしているところであります。

次に、観光振興につきましては、未来づくりプラン後期基本計画に基づき、観光施設の整備、体験交流型観光の推進、地域特性を生かしたイベントの開催や広域観光の推進などを進めてまいります。特にもハード面ではふれあいランド岩泉の再整備が重要施策になるものと捉えております。ふれあいランド岩泉の再整備につきましては、現在進めているサウンディング調査の結果を踏まえ、令和5年度上期をめどに議会へも協議しながら、にぎわいの創出に向けた方向性を示してまいりたいと考えております。

観光振興策につきましては、コロナ禍の影響から事業展開が困難な状況が続いており

ましたが、新たなステージに向かいつつありますことから、関連団体や民間事業者とも連携を密にし、それぞれの役割を果たしながら、オール岩泉で交流人口の拡大に全力で取り組んでまいります。

最後に、特定地域づくり事業協同組合についてであります。本組合は地域全体の様々な仕事を組み合わせることにより、年間を通じた雇用の場を創出し、地域産業などの担い手を確保することを目的としているものであります。進捗状況につきましては、組合の設立に向け、現時点で組合加入申込みをいただいた町内5事業者の皆様と勉強会を開催しているところであります。

今後は、令和5年度早々に設立総会を開催し、認可申請などの必要な手続を経た上で事業を開始してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 8番、再質問はありませんか。どうぞ。

○8番（坂本 昇君） ありがとうございます。

初めに、物価等の高騰対策についてお伺いをいたします。2月25日の日報には、電気料金については首相が厳格審査を指示したことによって4月からの高騰については見送るということで、それがいない場合は6,745円が9,358円と平均的に上がるということでしたが、ひとまず4月からの値上がりは先送りをされたということで、一安心はしているところでございます。

反面、食品関係が3月だけでも3,000品目、今までも1万5,000品目が10%、20%と日常生活に直結するような値上がりが続いております。ですので、町長の答弁にあるように、町でそこに支援をするというのは財源的なことも含め、また全国的な要素もあるというふうなことは理解はできるものの、何らかの、国、県にだけ依存するのではなくて、どこか町民が安心する町独自の施策というふうなのには研究なり工夫が必要かと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、山岸知成町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

まず、町におきましては、町長が答弁いたしました5万円の給付などの支援を12月から2月にかけて実施しましたほか、中小事業者などへの支援も並行して実施してきたと

ころです。ただ、そうはいいながらも、既に電気料金は高騰しており、また食料品等も値上げしているのもそのとおりでありまして、その中でさらに上げようとしているというところ、町民の生活に対する影響というのはかなり大きなものがあるなというところでもあります。

一方では、どこまでこの影響が続くか分からない中で、財源的な裏づけがなければ、なかなか動きにくいというのも事実でございます。そういったことから、今後については状況の把握をしっかりしていきたいと思っておりますし、具体的には2月分の電気料金から1キロワットアワー当たり7円、国のほうで支援するというような施策も行われているようにございますし、議員ご指摘のとおり、国の審査のほうもまだちょっと流動的だということもあります。そういったところを注視しながら、今後見極めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） 今の答弁にもありましたように、町民が少しでも安心できるような対策に努めてまいりたいというのがありますので、ここは町長をはじめ、担当課でもこの点についてはぜひ力を注いでいただきたいということをお願いして終わります。

次に、畜産農家の関係について、ご答弁で新岩手農業協同組合やホールディングスというところが独自の農家支援をしているというふうなご答弁がありました。この具体的な内容というのはお知らせしていただけるのかどうか、お願いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木修二農林水産課長、答弁。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご質問のございました新岩手農業協同組合と岩泉ホールディングス株式会社の支援についてご答弁申し上げます。

まず、新岩手農協さんのほうの支援の内容でございますけれども、総額で1億6,000万円ほどの緊急対策事業ということで、令和5年に交付をするということでございます。支援の内容については、4種類ございます。1点目が種子、種苗対策として、供給金額の5%を支援するというものでございます。

2点目、酪農対策として配合飼料の高騰分を控除して、経営継続する場合に農協さんに生乳を出荷した1トン当たり250円を支援するというので、対象期間は令和4年1月から12月の1年間分を交付するというものでございます。3番目が畜産対策として、同

様に経営を継続する畜産農家を支援するために、和牛、短角の子牛の出荷1頭当たり1,000円、肥育にあつては1頭当たり2,000円の支援ということで、これにつきましても令和4年1月から令和4年12月に出荷した頭数をもって交付するというものでございます。

最後の4点目でございますが、肥料と飼料対策として、農協さんの手数料を軽減して支援するというものでございます。この交付金額の時期でございますけれども、畜産酪農対策については本年の2月下旬に交付という予定で聞いてございます。その他については、令和5年の10月頃ということで聞いてございます。

あと1点、ホールディングスの支援につきましては、先般報道でもございましたけれども、酪農家1戸当たり10万円の定額給付ということで聞いてございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） そうすると、国であり、県であり、町であり、それから新岩手農業協同組合というところで、多方面から、仮にそれが複合することであつたとしても、やっぱり農家支援というのはしていただいているというところは認識をさせていただきたいと思います。そして、答弁の中に、物価高騰の影響を受けにくい飼料や肥料の生産とありますが、物価高騰の影響を受けにくい、そういうものの内容というのはどういうものを想定しているかお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

まず、肥料についてでございますけれども、畜産農家、水田農家等、相当の化成肥料の購入金額がございます。こちらのほうの物価高騰の状況でございますけれども、これを地域内で生産したものを使えば価格高騰の影響は及ばないということで、今想定しているものが堆肥、有機質肥料をペレット化して飼料型の堆肥を作るところで、農業振興公社と連携しながら、ちょっと今調査している段階でございます。そちらのほうを使うと、相当量の化成肥料の節減になるのかなというふうなこともございますので、こちらについてはしっかり進めていきたいなというふうに思っております。

もう一点の飼料の生産部分についてでございますけれども、搾乳、肥育等、やっぱり

配合飼料に依存している面が多々ございますけれども、そちらのほうの低減する作物として豆科牧草のほうが、従来の専門機関の研究によりますと、その活用によって所得率が5%上がるというようなデータもございますので、具体的にはアルファルファという豆科植物になりますけれども、こちらの栽培を通じて配合飼料の低減につながっていければなというものを研究していきたいなというふうに思っております。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） ぜひ今言ったような施策についても、各畜産農家なり栽培農家にも周知徹底されて、皆さんが平等の恩恵を受けられるような形での事業推進をしていたらというふうに思います。次に、予算編成に係るものでございますが、業務の改善に関わるもの、また町民の生活環境の向上に資する分野ということで、23事業の事業の見直しをしたということになりますが、この大まかな、まちづくり事業で3つの花とかというふうなことをやっていますが、その方向づけで今回この23事業に力を置いている部分ということでの取り組み方というか、編成の仕方で特にポイントとしている部分があれば、ご説明をお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 三上義重総務課長。

○総務課長（三上義重君） それでは、先ほど町長からご答弁申し上げました令和5年度の予算編成における事務事業の見直し等でございますけれども、この後新年度予算の特別委員会のほうでご審議いただきますが、その前に主なものをまずちょっとご紹介をさせていただきますと思います。

23事業の見直しとしましては、大きなものはやはりふるさと納税の部分で、本年度、令和4年度はもう2億円を超える寄附をいただいておりますので、そちらのほう事務もかなり膨大になっています。ですので、各ポータルサイトを一本化したり、あるいは寄附の受領証明書とかワンストップ特例申請、そういったものを、直営だったものを委託に切り替えて、事務が円滑に進むように、そしてこれからの増額にも対応できるようにしていきたいというものがございます。

そのほか、子育て部分につきましても、子供の医療費を、高校生の現物給付の検討も行ってございますし、あとは出産祝金の額を、現在一律に10万円にしたいというものも挙げてございます。

そのほかは、保健衛生的にはがん検診を、肺と大腸がんの検診、特定健診、それを同時に行いまして、町民の皆様が1回に来て検診ができるような形、そして検診の検診料も無料化のほうを図りたいというものも組み込んでございます。

そのほか、あと産業分としましては、森林環境譲与税を活用しましての森林づくり事業、あるいは町産材の補助対象拡大を行ったり、そして林業木材産業の雇用安定として補助上限の拡大、そういったメニューも拡充もしてございます。

そういった限られた財源、あるいは限られた職員数でございますので、そういった事務事業を見直しながら、少しでも住民の皆様役に役立つような事業のほうに貢献できればということで見直しは行ってございました。

以上が主なものになっております。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） 行政上で事務事業を見直したというところが町の人たちにも反映し、なるほど、令和5年度はこういうところがこういう趣旨で展開されているのだなというふうに見えてくれば、また町の人たちも新年度予算への期待も、対応もできてると思いますので、そこら辺にも注意を払っていただければと思いますので、お願いします。

次に、観光振興でございまして、一般質問の一覧表を見ると、ふれあいらんど岩泉の再整備が重要施策となっておりますので、ここは次の方にちょっと聞いていただくことにしまして、答弁にあったサウンディング調査というの、聞き慣れない言葉であります。町の人に理解してもらうための、サウンディング調査の概要というか、こういうわけでこの名前が使わさって、どういうふうな取り組み方になるのだというふうなことのご説明をお願いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木章経済観光交流課長、答弁。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） ご質問のサウンディング調査というものの片仮名語を日本語に直しますと、市場調査ということになります。このサウンディング調査、ちょっともう少し言葉をつなげますと、マーケットサウンディング調査というのが、調査期間の中で集中して、ここがメインになってくるのですけれども、ということで市場調査、今まで行政主体でやってきたふれあいらんどなわけですけれども、このふれあい

らんど施設に民間事業者の方々が参入してこられる可能性を探る、そういった調査であります。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） このふれあいらんど岩泉の活用については、住民の期待も高いと思われまので、今の調査も含めて、さらに深い研究と工夫をお願いしたいと思っております。

それで、オール岩泉での交流人口の拡大というのは、これも何年代として使われております。私とすると、そろそろこの結果を、結局にぎわいから交流にいくのですが、そこにリピーターが発生して、そして経済に発展しながら、今お話しがあったふるさと納税につなげたりと、それから定住までは難しいとは思いますが、その交流をしたことによって子供を連れてきて、岩泉はいい環境だと、岩泉の学校に入れたり、子育てをしたいというふうにつながってくるのがちょっと理想ではあるかなと思っております。ですので、こここのところのオール岩泉という気づきなり意識の高揚について、課長としては5年度は例年とはここが違うというふうなことでの取り組む姿勢というのがおありでしたら、お願いをします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お答えいたします。

新年度に向かしまして、観光事業は忙しくなってくるものと思っております。中でも、盛岡市がニューヨーク・タイムズ紙の行くべき都市とかありましたし、大型クルーズ船も7回来るとか、あとは花巻、台湾、航空便の再開など、本当に喜ばしい話題等があります。そういった面で、私ども町の職員、観光課のみならず、やっぱり全職員が観光の営業マンといいますか、そういった意識も持ちつつ取り組んでいくというところがございます。

まず、3年間できなかつた部分を再開していかなければならないわけですが、町長の答弁にございました新たなステージに向かうというのは、コロナ禍が新たなステージに向かうところですが、私たち職員の意識も新たなステージ、新たな考えを持っていかなければならないというふうに考えております。常に同じことの繰り返しで

はなくて、次なる展開を考え、改善を加え、取り組んでいきたいと。ですが、町だけの推進では、やはり観光振興というのは盛り上げていけないと思いますので、やっぱり民間の方たちともちょっと意見交換を重ねて、そういった意味でオール岩泉での交流人口の拡大に努めてまいりたいという町長の答弁となったものであります。

とにかく新年度、私たち職員、汗をかいて、やっぱり庁舎の中ではなくて、ちょっと外に出て、忙しい1年にしてまいりたいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） 今のように、庁舎内にだけいても仕事はできるかとは思いますが、町の中に入っていきることがより効果を上げると、私もそう思います。そこで、こういう経済対策も、それから観光対策も、やっぱり1つの課だけではなかなか取り組みづらいうふうなことで、オール岩泉、オール役場庁舎となると、いよいよ副町長の出番かと思いますが、副町長にお伺いしますが、そういうふうに多課にまたがる部分で一つの事業を推進していくというところに、ぜひこの考え方とリーダーシップについての発言をいただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 三浦英二副町長。

○副町長（三浦英二君） 職員もこの年度末、あるいは新年度を迎えて、いろいろ出入り、刷新をされる。また、定期の人事異動によります職場の活性化を図るということで進めてまいります。そういった中で、議会からもご指摘をいただきつつあります新たなフェーズ、新たなステージに向かう、岩泉町もいよいよ本格的に打って出るという姿勢をただいま観光課長のほうから申し上げました。これにつきましては、やはり私ども職員一人一人が自覚を持ってその役割を果たしていく、みんなで岩泉町を売り込んでいくという認識を持たなければ、担当課だけでは全く太刀打ちできませんので、これは議員のご指摘、そして議会のお考えを反映できるように、私どもも一生懸命汗をかいてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（菊地弘巳君） 8番。

○8番（坂本 昇君） ありがとうございました。ぜひ全庁体制で取り組んでいただくことをご希望申し上げます。

次に、最後に事業協同組合でございます。町内5業者の勉強会をしているとあります。

それから、設立総会のことも前に進んでいるようでございますが、この事業開始に向けて、これらのどういう業種でというふうなところまでこの議会に示していただけるかどうかというのは、現時点ではいかがでしょう。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 現時点の状況でございますが、町内5事業者の参加をいただくことに現時点ではなっております。5事業者は、岩泉ホールディングス、それから岩泉総合観光、あときのご産業とデイサービスセンターやすらぎさん、あとはNPO法人のクチェカさんという5事業者の方に参加をいただくことになっておりまして、当面この5事業者で今勉強会を開催しております。3月にも勉強会を開催いたしまして、その後、準備ができましたらば設立の総会を踏まえ、認定等に進んでまいりたいと思います。当面は、これでまずはスタートを切りまして、その後、いろんな業種の方々に参加いただきたいと思っておりますので、令和5年度も引き続きそういった啓蒙活動をしてまいりたいと考えておりました。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） 今の5者はそのとおりで理解しましたが、農家の方々の団体というか、特別この日だけは忙しいとか、この10日間手伝ってもらえないかというふうな、畜産農家も含めて、ヘルパーさんも含めて出てくると思うのですが、そういう方々への声というのは今のところは上がっておりませんか。いかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、答弁。

○政策推進課長（佐々木 真君） 我々のほうでも様々な場所で説明をさせていただいております。その中で酪農家さんでありますとか、農業に携わっている方々等からも声が上がっておりました。そういったところをこれから説明を加えながら、もしよければ、そういった方々にもぜひ参加していただいて、幅広い業種でいろんなマルチワークできるような格好で進めてまいりたいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） いよいよこの組合が出まして、それから組合で動きながら、今度は雇用をする、雇用者というか、従業員というか、労働者というか、これらについての

確保も問題になってくると思いますが、ぜひこの事業がうまく回転することで所得の確保と、それから雇用の場もそのように生まれてくるということのいい事業だと思いますので、ぜひ令和5年度、頑張ってくださいことをご期待して、質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） これで8番、坂本昇さんの質問を終わります。

次に、3番、畠山昌典さん、どうぞ。

〔3番 畠山昌典君登壇〕

○3番（畠山昌典君） 3番、畠山昌典です。通告に基づきまして一般質問を行います。

先日の中居町長施政方針演述では、「ふるさと岩泉町」がこれからも多くの人に愛され、この地を訪れたい、この地に住みたい、住み続けたいと、選んでいただける町であり続けられるよう、「希望の光」が見える政策を実行をしまいたいと、我々にとって心強いメッセージをいただきました。

また、この1年を、岩泉町を次の世代に確実につなげていくための重要な年と位置づけられました。今後の町の在り方、方向性について質問をさせていただきます。

まず、子育て環境づくりについて、私は1年前の質問で、生まれてから義務教育が終わるまでお金がかからない環境の整備を提案しました。これに対し、国の政策も注視しながら、今後の町の人口減少対策のさらなる充実に向けて対応を検討するとの答弁でした。各種子育て支援につきましては、他の市町村に劣らないほどの充実度であることは、子育て支援パンフレットを見れば一目瞭然です。これに加えたさらなる支援は、町民に対してだけでなく、UIターンを考えている方々などへの強烈なアピールになり、町長の言うこの地に住みたい、住み続けたいと選ばれる町になるのではないのでしょうか。これからの岩泉町の子育ての在り方について、いま一度町長の所見を伺います。

次に、株式会社岩泉町総合観光、株式会社岩泉きこの産業について伺います。施政方針の中でも、町の産業振興と雇用創出のためには、第三セクター各社の経営の安定と相互連携が必須であり、必要に応じた支援を検討するとしています。様々な社会情勢、環境変化の中、従事する方々の懸命な努力だけではなかなか改善できない厳しい経営状況にあると認識しています。そこで、町内にある同業他社との連携により、現状打開を見いだすことを検討すべきではないのでしょうか。町長の所見を伺います。

また、今までも取り上げていますふれあいランド岩泉の整備の進捗状況と、施政方針

にもありました一般社団法人岩泉町スポーツ協会への支援の強化と連携の具体的な内容も併せて伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 3番、畠山昌典議員のご質問にお答えします。

初めに、これからの子育ての在り方につきましては、未来づくりプランの中で行政や家庭、地域で役割分担をしながら、岩泉で今後も子育てをしていきたいと思う人が増えるような、安心して子育てができる環境づくりを目指すこととしております。町民アンケートでは、出産や子育てにおける経済的負担の軽減を求める声が多いことから、本年度から不妊治療への医療費助成や出産・子育て応援給付金、また令和5年度から出産育児一時金の増額や出産祝金を拡充することとしております。さらに、保育料の無償化や在宅育児世帯の支援策につきましても、県事業を活用しながら、町の実情に沿った子育て支援となるよう検討を進めてまいります。今後におきましても、子育て環境を充実させ、町内外から目を向けていただけるよう取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、第三セクターの同業他社との連携につきましては、共に経営強化していく上で有効な手段であると存じますが、それぞれの会社の経営理念や戦略、あるいは取引形態など様々な要件もあるものと思われまことから、機会を捉えて情報交換の場を設けるなど、十分に各社の意向等も聴取した上で、この厳しい経営状況を共に乗り越えていくための方策を模索してまいりたいと考えております。

最後に、ふれあいらんど岩泉の再整備の進捗についてであります。本施設は龍泉洞と並ぶ観光振興の核となる重要な施設でありますことから、民間活力を活用した持続可能な整備方針やコンセプトなどについて、議会へも協議の上、昨年11月にプロポーザル審査会を実施し、民間活力導入可能性調査委託をスタートをさせております。現在現地踏査を終え、指定管理者である岩泉ホールディングスや地元建設業者、アウトドアメーカー等関係団体へのヒアリングの実施のほか、ふれあいらんど岩泉利用者へのアンケート調査を並行して実施をしております。これらをベースに令和5年度には事業スキーム

の案の作成、具体的な意見集約等に入ってまいります、実施に当たりましては組織横断的な検討を重ね、議会にも協議をしながら、実効性のある内容となるよう進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

なお、岩泉町スポーツ協会への支援強化等のご質問につきましては、教育長から答弁を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○議長（菊地弘巳君） 次に、三上教育長、答弁。

〔教育長 三上 潤君登壇〕

○教育長（三上 潤君） 一般社団法人岩泉町スポーツ協会への支援、連携方針についてお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、スポーツ協会は昨年11月に前身の岩泉町体育協会を法人化する形で設立をされたところであり、法人化による組織体制の充実、強化が図られることにより、町民の体力、運動能力の向上、そして健康の増進及びスポーツ推進の取組がさらに充実、発展をしていくことを期待するものであります。

令和5年度における町と協会との連携内容といたしましては、各種スポーツ教室や大会の開催などに係る生涯スポーツ振興事業を業務委託するとともに、各スポーツ団体等への交付金や、県民体育大会参加費等の助成を行う予定としております。

また、今後の支援強化につきましては、法人設立、法人立ち上げからまだ間もないこととございますので、会計を含めた法人の事務処理等について相談や支援に加え、定期的な協議の場を設定するなど、まずは協会の組織固めが図られるように支援をしてみたいと考えております。

いずれにいたしましても、町と協会が目指す方向性は一致しているものと認識しておりますことから、今後も相互の協力、連携を深めながら、種目別団体の競技力の向上や生涯スポーツの振興などが図られるように取り組んでまいりたいと、そのように思っておりますので、どうぞご理解をお願いいたします。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 3番、再質問はありますか。どうぞ。

○3番（畠山昌典君） 幾つか再質問させていただきます。

まず、私、1年前にも実は子育て支援について一般質問でお伺いしていたところであり、しつこいとは思いましたが、今回また同じような質問をさせていただいたということは、実は今年度の岩泉町の全体での出生数が20人、あるいはそれを下回るのではないかという状況を伺いました。そして、先日の岩手日報での報道にもありましたけれども、全国でも80万人を割ったと。これは、想定していた数値を10年以上早まって80万人割ったということで、そこが何とかしなければならない状況、これは当町だけではなくて、全国的にそうだと思うのですけれども、まず初めにその認識について伺います。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三浦政宏健康推進課長、答弁。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

今議員ご案内のとおり、出生数につきましては町としても正直なところ大変驚いておりました。町内の出生数の傾向を見ましても、昨年度から見ますと半減程度ということでございまして、これもいろいろな要因はあるかと思えますけれども、端的に言いますとコロナの影響というふうな要因が一番考えられるというところではあると思えます。そうはいいまして、町としましてもそこで手をこまねくことなく、こういった形の要因かというのは分析する必要あるかとは思いますが、支援策も含めながら充実させて、何とか本町だけでもこの数字を上昇傾向に導いていけるようなところで努力していきたいとは考えておりました。

○議長（菊地弘巳君） 3番、畠山議員。

○3番（畠山昌典君） ありがとうございます。認識は同じということだと確認しました。質問の中にも触れさせていただきましたが、町の子育て支援ということは、他の市町村に劣らない支援をしていると私も思っております。そこは、今まで町長をはじめ、子育てに関することを力強く進めてきた結果だと思っておりますけれども、ただ一方でそういったことがなかなか数字に表れない、そういうふうな状況にあることも事実であります。まず、今1点お伺いしますのは保育料、今現在未満児と呼ばれるお子さんの保育料というのをいただいていると思うのですが、岩泉町全体で年間幾ら保護者の負担になっているのでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） 保育料の件でございます。保育料の来年度の見込みベースで数値化したものでお答えさせていただきたいと思いますが、令和5年度の現行制度での保育料の見込みでございますが、920万円という見込みでございます。ただ、現行制度で減免措置がございます。この減免に該当すると思われる人数が26人ということになっておりました。うち全額免除になる見込みの方が7人程度と見込んでおまして、それを差し引いた残りの来年度の保育料は約505万円の保育料の徴収という見込みを立てておりました。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 3番、畠山議員。

○3番（畠山昌典君） ありがとうございます。見込みとして、来年度は505万円を見込んでいるということです。県は、来年度から第2子以降の保育料の無償化を今提案しております。これは、所得制限を設けない形でやっていくということを打ち出しております。流れ的に保育料、無償化に向けたそういった動きが出てきているのではないかと認識しておりますけれども、例えば岩泉町が未満児、ゼロ歳児、1歳児も対象にした無償化をしていくと、実施に向けたときに越えなければならないハードルというか、クリアしなければいけない問題というのはありますでしょうか、伺います。

○議長（菊地弘巳君） 三浦健康推進課長、答弁。どうぞ。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

課題等という認識でございますが、まずやはり大きなところで申しますと、保育士の確保ということが、これは最大の課題と今捉えております。といたしますのも、今後国の施策におきまして、保育士の配置基準の緩和というような状況も伺ってございまして、これが緩和されますと、さらに保育士不足に拍車がかかるのではないかとちょっと懸念しているところでございます。保育要件をクリアした方は入園していただきたいところですが、そうしますと需給バランスというところに大きな問題が残ってくるのかなと考えておりました。待機児童を出さないような工夫はしてはいるところでございますが、そうしますと待機児童の増加というふうな懸念も若干しているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 3番、畠山議員。

○3番（畠山昌典君） 待機児童、あるいは保育士の確保ということは、いろんな委員会等でも今までも議論がされております。各論で言いますと、例えばゼロ歳児、小さいお子さん、赤ちゃんを預けるのではなくて、家庭で育てたほうが良いという、そういった考え方も一方ではある。それは私も承知しておりますし、どっちが良いかと言ったら、そっちが良いというふうに思ったりもするのですが、そうはいましても昨今の状況を見ますと、やはり共働きしなければいけない家庭が増えてきている、そういった中で預けざるを得ないような状況になっているのも、これもまた事実でございます。ぜひクリアしなければならないハードルというのは大きいかもしれませんが、実施に向けた努力をしていただきたいなというふうに思っております。

次に、給食費、義務教育終了するまで全て無償ですよということに、私は一番大きいハードルだと思うのが給食費だと思っています。ここで伺いますけれども、今現在小中学生の児童生徒さんが負担している総額は年間幾らになっていますでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木剛教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） 給食費の保護者負担についてお答えいたします。

令和3年度の決算ベースでお答えさせていただきます。現在、小学校の保護者からご負担いただいております金額、それから中学校の保護者からの負担の金額を合わせますと約1,740万円でございます。そのほか、経済的な負担が難しい世帯につきましては、就学援助制度のほうで550万円ほどの支援をしておりますので、町の負担と保護者負担、合わせますと2,300万円ほど無償化に向けてはかかってくるものというふうに思っております。

○議長（菊地弘巳君） 3番、畠山議員。

○3番（畠山昌典君） ありがとうございます。この給食費無償化の問題も、今回もこの定例会の一般質問で同僚議員が質問するということも確認しております。今までも何度も議論には上がってきているかと思っておりますけれども、これもまたしつこいようで恐縮なのですが、全国の自治体、今回またこの質問をさせていただく背景には、全国の自治体もまだ多くはないかと思うのですが、全国で254自治体が既に完全無償化を実施しています。県内でも4つの町村が既に実施しているという、そういった状況と、あとは今年の参議院選挙、あるいは各自治体での首長選挙戦において給食費の無償化を公約

として立候補している候補者の方々がすごく多くなって来たということを見て、やはり岩泉でも先駆けてそういった子育ての支援をしたほうがいいのではないかとということで、今回またしつこいようですが、質問させていただきました。

ここで聞きたいのは、先ほどの保育料、来年度だと505万円、給食費が年間で2,300万円、合わせると3,000万円かかるぐらいの財源が必要かと思われ、実施に向けたときに、この3,000万円というものが町の子育て支援を推進していく大きなPRの場になると思うのですが、実際のところ実施可能なのか、あるいは絶対無理だよという数値なのか、その辺はいかがお考えですか、伺いますけれども。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁。

○町長（中居健一君） 私も町長に立候補する際に、子育ての支援については充実をしたということ、そういうことも訴えながらきたわけであり、今大きい柱は3つなのかなと思っていました。今議員がおっしゃるとおり、1つは保育料、これについてはぜひ無償化をしたいと、そう思っております。今3～5歳児については無償化になっているということで、ゼロ～2歳児の問題であるわけであり、県はこの前、その中の一部については何とか支援をしますということになっているわけであり、この際今内部で検討しているのはそうでなくて、ゼロ～2歳児全体についても無償化にこぎ着けるように、この財源をしっかりと確保できることを庁内でも検討してほしいということで今お願いをしておりますので、今ここで即答はできませんが、何とか前向きに、ゼロ歳児であろうが5歳児であろうが、やはり保育料についてはきっちり町が責任を持って、保護者の皆さんが安心して、預けていただけるような環境についてはできるだけ早めに、前向きに検討していきたいなど、これが一つの柱であります。

それから、子供さん方の医療費の問題については、今18歳まで医療費については、一定の条件もあるわけであり、無料化になっているということでございます。特に今高校生の皆さんは償還払いになっておりますから、これを現物給付化にするということによって、より医療機関に受診しやすい環境になるということで、これも一つ大きな柱であります。

それから、今おっしゃった3点目の給食の無料化、これは、当然教科書等については無料化になっているわけであり、その他いろんな様々な活動の中で親御さんの負

担もあるわけでありますから、ぜひこの給食については、何とかこれも将来的にはそういう方向で検討したいということであるわけでありますが、ただ財源が非常にこれは、小学校6年間、それから中学校3年間、今説明があったように多額な財源が必要になってくるわけであります。ですから、ただ一旦やるとこれはもう未来にもやはりやる必要がある。そうすると、やはり安定的な財源をしっかりと確保するということが前提になれば、ではこっちの予算を削ってまでやるのかということになると、またいろんなバランスの問題も出てくるわけでありますから。ただ、今それについては、何とかそういう財源をいろんな形の中で検討できないかということでは、いわゆるお金をいろんなところから持ってくるのが私の仕事であるわけでありますから、例えばの話でありますが、風力発電なんかも今進めているわけでありますが、そういう中でそういう事業所の皆さんから地域貢献というようなこともご支援をいただくような形の中で、一定の財源を長期に確保するような環境を早めに整えながら、何とかこれについても前向きにやっていきたい。そうすると、大きいこの3本柱、いわゆる子供さん方にとって一つのそういうものが出てくるわけでありますから、こういうものについてもできるだけ早めに何とか進めていきたい。この3本柱については、ずっと私も気になってきた部分でありますから、しっかりとこれからの対応を検討してまいりたいと思っていますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

○議長（菊地弘巳君） 3番、畠山議員。

○3番（畠山昌典君） 非常に前向きな答弁と受け取りました。私も実施するに当たってやっぱり一番大事なのが財源だと思っておりますし、そこがやはりクリアできなければ、今年はやったけれども、来年は無理だというふうなことではならないわけで、そういった具体的な財源の確保というのも必要だとももちろん承知しております。前向きな答弁ありがとうございました。

私が提案している生まれてから義務教育までお金のかからない町ですというのは、まだ全国を見ましても、私もちょっと調べましたけれども、なかなかないのです。一部ではやっているところもあるのですが、まだまだ全てを実施しているところというのはないわけです。これを先駆けて岩泉町はこうですよということを打ち出すのは、私は町内の方あるいは町外の方にとっても非常にPR、アピールになるかと思えます。そうする

と、そういう町だということで、例えばこれも捕らぬタヌキの何とかですけれども、ふるさと納税とか岩泉は頑張っているのだなというところで、していただける、応援してくれる方が出てくるのではないかなと。そうすると、それも財源に充てられる、可能性の話ですけれども、ではないかと思っています。今町長おっしゃったとおりに、前向きにぜひ考えていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、第三セクターの再質問をさせていただきますけれども、今回この質問をするに当たりまして、私もちょっと悩んだというか、第三セクターといえども民間企業、そして純粋な民間企業との連携という形はいかがですかということを話すときに、町がどこまで介入できるのか、あるいは議会がそういったことを実際話していいものかとちょっと考えましたけれども、ただそうはいいまして今非常に大変な状況の中でありま。まず最初に聞きたいのが、きのこ産業の件でございますけれども、ここ数年のきのこ産業に対する町の支援というのはどの程度のものなのかお示してください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木修二農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えさせていただきます。

岩泉きのこ産業への町の支援の状況でございますけれども、令和4年から過去5年間で申し上げさせていただきます。まず、土地、施設の貸付料のほうを平成30年から、債権放棄ではございますけれども、してございます。令和2年度からは、免除という形で切り替えて、令和4年も免除ということになってございます。その5年間の総額については、4,333万5,000円ほどという状況になってございます。その他町の補助金の状況でございますけれども、補助金につきましては令和4年度の物価高騰対策で実施しているのみでございます。見込みの数字でございますけれども、令和4年度におきましては約2,510万円ほどという見込みになってございます。その他国庫事業での実施も町予算を経由しての交付がござい。こちらについては、単年度大体700万円前後という形で交付してございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 3番、畠山議員。

○3番（畠山昌典君） ありがとうございます。ざっと聞いただけでも、かなりの額の支援となっていると認識します。これは、非常に質問しにくい、あるいは答えにくいかも

しませんが、この支援がもしなかったとしたら、現在も厳しい状況なのですから、どのような状況になっていたかという。ちょっと答えづらくて、私も質問しづらいのですけれども、その状況をお答えいただけますか。

○議長（菊地弘巳君） 3番議員、今の質問、私から見てもちょっと。

○3番（畠山昌典君） では、変えます。

○議長（菊地弘巳君） 変えますね。

では、3番、どうぞ。

○3番（畠山昌典君） 質問しづらいのを聞いた私が悪いのだと思うのですけれども、ただ数千万円の支援をしているということは、普通に考えたら、それがなかったら、ではどういう状況かというのは、本当に大変な状況であることは私も認識していますし、恐らくそれは同じだと思います。ここで言いたいのは、その支援が駄目だということではなくて、やはり町で守らなければいけない産業、そして雇用だということをお話たくて今お聞きしました。守っていかなければならない、一方では民間ですけれども、同じような厳しい状況で頑張っているところがあると、これも事実であります。そうしたならば、お互いに連携して同じ産業を町として守っていかなければならない、雇用を守らなければいけないと思っているのですが、その辺の認識はいかがですか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木修二農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 岩泉きのご産業、やはり相当数の町内の方々の雇用場になってございます。雇用の場の確保というのは、やはり地域での経済の循環なり、活性化なりということで大きな影響をもたらしているものだと思ってございます。これまでそういう観点で、いわゆるきのご産業への支援をしてきたところでございますし、これからも同様にやはり雇用の場を確保して、生産活動が続けられるようにという形で、関連産業の部分でございますので、ぜひこれについては維持をしていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（菊地弘巳君） 3番。

○3番（畠山昌典君） ありがとうございます。今回本当に民間と民間のところの連携をいかがかというのは、なかなか私も質問していいものかどうか迷ったのですけれども、先ほども申しました、繰り返しになりますけれども、そうはいいまして岩泉町の非常

に大きな雇用の場でありまして、貴重な産業を失ってはならないという、そういった思いから今回質問させていただきました。町がどの程度介入できるかどうかというのは、非常に難しい部分ではあるかと思っておりますけれども、あとは支援もどういった支援が必要なのかというのも、これもまたいろいろ精査しなければならない課題だと思っております。重ねて申しますけれども、なくしてはならない産業だと思っておりますので、ぜひそこら辺をこれからも調査研究していただいて、町の産業として残していただけるような、持続可能なものにしていきたいなと思っておりますので、そのようなこれからも研究をよろしく願いいたします。

続きまして、今回ふれあいらんの再整備につきましてもちょっと入れさせていただきました。先ほどの同僚議員の一般質問でもありましたけれども、今回私が質問させていただいたのは、本当に台風災害からかなりの時間がたって、まだ整備されていない。これは、いろんな紆余曲折があつての今の状況だと思うのですが、来年度ですか、来年度の秋までに一定の何かしらの方向性を出すということでしたけれども、さらにスピードアップができないものかなというふうな観点での今回は質問でした。その辺はいかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木章経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お答えいたします。

今回この業務につきましては、昨年12月1日から今年の10月31日までの契約期間としていただいております。ご案内のように、今年度は事業者から提案、アイデアを設ける前段の準備段階ということで進めております。新年度の春以降、事業者の方たちからアイデアなど様々ご提案をいただくのですけれども、その前のやはり基礎づくりといえますか、という部分が大事なところでありまして、何でもかんでもアイデアをいただくと收拾がつかなくなるということで、やっぱりアイデアを受け付ける際にもある程度の方向性、こちらの考え方というのをきっちりと固めた上でということで、ちょっと準備段階がございますけれども、ご指摘ございましたように、スピード感は常に持っておりますので、何とか新年度、上期までには皆様に実効性のあるものをお示ししたいというふうに考えております。

○議長（菊地弘巳君） 3番。

○3番（畠山昌典君） ありがとうございます。せっかくと言うと語弊があるかもしれませんが、時間かかっているので、ぜひよりよい施設となるようお願いしたいと思います。そうは申しましても、今の状況の公園だったりとか、あるいはそのキャンプ場とかにもいっぱいお客さんが入っているように感じておりますので、ぜひ早い整備をして、そういった岩泉のファンの方々を逃がさないような感じでスピードアップを図っていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、スポーツ協会の支援についてでございますけれども、答弁いただきました。会計を含めた事務処理等の支援と、今後の組織固めについて支援していただくということで非常に心強いと思っております。これは、1点だけちょっとお伺いしたいのですが、やはり持続可能な団体にしていくために、やはり人材の確保というのが非常にこれは大事なことだと思っております。人件費等も話を聞きますと、なかなか若い人たちを受け入れる、あるいは子育てをこれからしなければいけない人たちを受け入れるには、なかなか難しいような話も聞いておりますけれども、その辺はいかがお考えでしょうか、これからにつきまして。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木剛教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

人件費につきましては、高い、低い、いろんな考え方もあるかと思えます。ただ、昨今の物価上昇ですとか、民間の企業におきましては初任給の引上げとか、いろいろそういう状況もあるように認識しておりますので、まずは単純に金額を見直す、そういう必要性もあるとは思っておりますが、それに加えてスポーツ協会としてこれからこういう事業をしていきたいとかという話もこれから出てくるかと思っておりますので、そのような事業に対する支援の中で、やはり人件費等につきましても総合的に検討していく中身ではないかなというふうに思っております。

あとは、スポーツ協会も法人でございますので、法人として従業員の賃金をどうしていくかというのはまずそちらでも考えていただく必要がありますし、町としてはそれを支援していく立場というふうに認識しておりますので、それぞれがそれぞれの役割分担の中で問題点等あれば協議しながら、よりよい方向を目指していくという形で進んでいきたいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 3番。

○3番（畠山昌典君） ありがとうございます。スポーツ協会ですけれども、利益を追求するような、そういった団体ではありませんし、町とも同じような方向性を持っているというふうな答弁もありました。本当に町の支援がなければ、恐らく運営していけないと思いますので、持続可能な、そして活発な団体となっていくように、ぜひこれからも支援のほう、検討をよろしく願いいたしまして、本席からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菊地弘巳君） これで3番、畠山昌典さんの質問を終わります。

次に、13番、八重樫龍介さん、どうぞ。

[13番 八重樫龍介君登壇]

○13番（八重樫龍介君） 13番、八重樫龍介です。通告に基づきまして、次の事項についてお尋ねします。

本町の人口は、9,000人を割り込み、高齢化率は約45%と超少子高齢社会に突入しました。このような状況の下、先日の施政方針演述において、町長は2期目の公約として台風災害からの復旧の完遂と復興の推進を重点に、持続可能なまちづくりを町民の皆様とともに創造したいとの思いで、全力で町政に取り組んできており、町の発注工事についてはほぼ完了したと述べています。そして、今後はハードの復旧からにぎわいの創出、関係人口の拡大による地域の活性化へとつなげていく段階に移ってきているとも述べています。

昨年11月に総務常任委員会で視察した青森県の田舎館村は、職員のアイデアから田んぼアートで有名になり、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う行動制限前は、平成28年度の約35万人を最高に毎年25万人前後の観光客が訪れています。

本町の観光の核となる龍泉洞であります。入洞者数は1985年度の約45万人を最高に減少に転じ、令和4年度はコロナ禍からの回復傾向は見られるものの、1月末現在で約13万7,000人の入洞者数にとどまっています。今後は、交流人口の拡大及び町内での滞在時間を増やす様々な取組が必要であると考えます。

JR岩泉線は、平成22年7月31日、大川の土砂崩壊による脱線事故により、残念ながら平成26年4月廃線となり、岩泉駅から浅内駅付近までの線路が町に無償譲渡されまし

た。そこで、観光スポットの一つとして、昨今の鉄道ファンの増加による交流人口の拡大が期待できる旧 J R 岩泉線の駅舎などを活用すべきと思いますが、町長の見解をお伺いします。

龍泉洞から清水川を経由し、うれいら通り商店街、さらに駅舎までの案内図を作成し、自転車の利用者に配付する、駅には列車を配置し、休憩所として活用してもらうなど、様々なアイデアにより交流人口の拡大及び滞在時間の延長を見込むことができると考えます。町長の所見をお伺いします。

また、岩泉駅から浅内駅間は約7.8キロメートル、その2倍、15.6キロメートルのレールは、鑄造して鉄瓶や文鎮に加工し、龍泉洞の売店などで販売、ほかにもふるさと納税の返礼品にするなど方法はあると思いますが、町長の考えを伺います。

あわせて、本町に譲渡されていない鉄橋などの取扱いは、今後どのような計画が予定されているか伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁。

[町長 中居健一君登壇]

○町長（中居健一君） 13番、八重樫龍介議員のご質問にお答えします。

初めに、旧 J R 岩泉線の駅舎の活用についてであります。議員ご案内のとおり、平成22年の土砂崩壊による列車脱線事故後、地域住民等が団結し、存続運動を展開してまいりましたが、願いかなわず、惜しまれながら廃線となった経緯があり、その後は鉄道ファンや名城大学のご協力により、駅舎の一部が活用をされております。町では、令和元年度にレンタサイクルの整備や利用者向けサイクルマップを作成し、龍泉洞からうれいら通り商店街や旧 J R 岩泉駅方面への周遊を促すべく、町観光協会と事業展開を図ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、周遊促進を自粛せざるを得ない状況となっているところであります。現在は、情勢も変化し、再開のめどが立ちつつあることから、来年度に向けて多くの関係者の声を聞きながら、町観光協会と連携し、事業再開を検討してまいります。

次に、旧 J R 岩泉線のレールの活用についてであります。様々な活用の可能性があるものと存じますので、議員ご提案の内容も含め、調査研究を進めてまいりたいと考え

ております。

また、本町に譲渡をされていない鉄橋につきましては、JR側が管理しており、今のところ具体的な取扱いは伺っておりませんが、安全管理上など、撤去することが妥当と認められる場合には、JR側の費用負担により撤去することとなっております。いずれにいたしましても、旧JR岩泉線の残された財産につきましては、本町の貴重な資源の一部として、今後とも効果的な利活用を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 13番、再質問ありませんか。どうぞ。

○13番（八重樫龍介君） ありがとうございます。それでは、順を追って再質問させていただきます。

まず、龍泉洞に関してであります。龍泉洞は、県内でも人気の観光スポットであります。先ほど8番議員の質問への答弁でも課長がおっしゃいましたが、盛岡が世界で2位と、そして宮古港への大型クルーズ船が来ると。多分外国の方が多いと思うのですが、この方たちを迎え入れる準備体制は、今の龍泉洞で十分対応できるのか、まずそこを伺います。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木章経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） インバウンド対策ということと思います。これにつきましては、もうコロナ前から町として取り組んでいるということをご承知のことかと思えます。例えば掲示板、表示の外国語表記を徹底だったり、見直しもかけておりますし、パンフレット等も4か国分準備しているというところで、インバウンドの準備ができております。ただ、あと会話といった点では、まだまだそこは勉強するところはあるかなと思いますけれども、現在はアプリでいろいろ音声で変換できるものもございますので、そういったものを使いながら、インバウンドには対応してまいりたいということで、町としては体制はできているというふうに考えております。

○議長（菊地弘巳君） 13番、八重樫議員。

○13番（八重樫龍介君） 体制はできているということで、安心はしておりますが、そこでサイクリングマップが作成されております。私、頂いてきましたが、これは多言語化

はされていないわけです。これから訪れる、インバウンドで訪れる外国の方は、日本人の方よりも自然と親しむ観光を、結構割合多いと思うので、まずこのマップの多言語化はされる予定はあるのか、まずお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） こちらのマップ、サイクリングマップは、町観光協会が作成したもので、町はそちらに支援をしたという経緯がございます。これからやはり需要があるというふうに思いますので、こちらは多言語も作っていくことを考えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 13番、八重樫議員。

○13番（八重樫龍介君） ぜひこのマップ、せっかく作ったマップですので、これを基に多言語化してもらえればと思います。

それで、よく見ますと、グルメマップのほうが重点を置いているのかなと。やはり自転車で、サイクリングで町内に出るのであれば、もっと清水川沿いを強調したお勧めコースといたしますか、そういう地図にせっかくですから変えて、今ドローンでこの川沿いを撮影しまして、QRコードで多分取り込むことができると思うのです。そういう試みも必要だとは思いますが、いかんせん今河川改修工事です。令和6年度頃までは多分かかると思うので、まだちょっと時間がありますので、それまでにはぜひドローンで撮影した映像もQRコードで起こして、ああ、これだったらば自転車を借りて、町内まで、駅舎まで行きたいなというふうなものを作成すべきと思いますが、考えはいかがですか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 私も気がつかなかった点、ご提案いただきました。これを、このサイクリングマップを作った経緯は、やっぱり商店街に人を呼ぶということが趣旨で作られたために、飲食店のところを目標にさせていただくということでのマップ作りなわけですが、先ほどの新たな視点を加えまして改良できるかというところは、とてもよい発想だと思いますので、あとはサイクリングマップも作って2年程度ですが、町内の状況も変わってきていて、更新しなければならないなと思っておりますので、やっぱり常に新しいものを観光客の方たちには取ってもらうような準備を進めていくとい

う点では改善を加えてまいりたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 13番、八重樫議員。

○13番（八重樫龍介君） ぜひ自転車で町のほうに行ってみたいなというようなマップに
してもらえればと思っております。

続きまして、駅舎の利活用についてお伺いいたします。質問では、駅舎に列車の配置
はどうかという質問をしておりましたが、それに関しましての答弁はありませんでした
が、やはり私も乗ったことがあります。修学旅行でキハ52だったかな、丸みを帯びた
列車があれば非常に懐かしいと思うのですが、その検討はされたのか、列車自体がな
いのか、その辺をお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 答弁の中に駅舎のことが触れておらず、大変申し
訳ございませんでした。まず、町のほうでもご案内のように、ふれあいランド岩泉には
列車3両ございます。これらの維持管理というものは、やはり負担になっているという
のが実情でございます。確かに駅舎に車両があるというところになれば、すごい話題性
といたしますか、があるというのは私も考えます。全国的にこういった事例があるのか調
べてみましたが、秋田県の小坂町のほうではもう先進としてやられている状況です。で
すが、お聞きしましたが、やはりその維持管理というものは大変で、今も冬の期間は休
んでいるという状況ですし、やっぱり車両の劣化というのは避けられないという話でし
た。可能性とすれば、行政がやるという方法も一つですけれども、やはり鉄道マニアの
方たち、クラウドファンディングだったり、やっぱりそういった方たちのお力添えがあ
れば実現はできるのかなと思っておりますが、現時点では、とてもよいアイデアとは思
いますが、「はい」と、すぐやりますというような答弁はできないというところでござい
ます。ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 13番、八重樫議員。

○13番（八重樫龍介君） ぜひ今後も検討をしていきまして、どこかに見つかったりとか
した場合には設置してもらえれば幸いです。

次に、レール、それから枕木は1万1,000本ぐらいあると伺っておりますが、これらや
り経年劣化していきます。これの利活用は、やはり避けては通れないのではないかと。

それで、質問にもありましたが、大量には使えないと思いますが、ほかでは出しているようですが、文鎮とか、鉄瓶に加工して、ふるさと納税の返礼品等に充てているようです。ヒットしてから専門業者に発注をするということで、かなりリスクは軽減されると思うのですが、これへの取組は考えられるかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） JRのほうからレール、枕木等、岩泉駅から浅内駅付近までは譲渡を受けております。これらの活用でございますけれども、実際今議員ご案内のような、JRの釜石線のほうのレールを使って、それを溶かしてもう一回鉄瓶にして売っているというのも確認しておりました。たしか10万円から30万円ぐらいまであるようですけれども、そういった活用方法もしているところもあるようでございます。

うちのほうでも、今道路改良等、様々なところで撤去したレールとか枕木も今浅内駅付近に保管しているものもございますが、1つにはやはりこういった廃線とか、こういった鉄道というのはファンが、やはり日本全国根強いファンがいらっしゃるということも分かっております。たまに旧JRの岩泉駅にも、首にカメラを下げた方々が来て写真を撮っていたりということもございますので、そういったファンの方向けということであれば、いろんな活用方法は考えられるものはあるかと思えます。これは鉄瓶とか、文鎮とかというのも一例ではあるとは思いますが、様々な活用方法というのは考えたいなど。せっかくいただいた財産、資産でこういったものが、ファンがやはりそういったものも注目しているところもございますので、活用方法は今後もちよっと考えていきたいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 13番、八重樫議員。

○13番（八重樫龍介君） いろいろ考えられるわけですが、一度にレールを活用する案の一つとして、前回の同僚議員が新庁舎の構想はないかという質問をされておりました。それで、レールを建材に使っている業者もいるようです。新庁舎、もしプロポーザルで行うのであれば、レール、枕木等を活用した条件を付してプロポーザルにするというようなことも考えられると思うのですが、見解を伺います。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 庁舎の関係は、まだこれから様々進めていくことには

なろうかと思えますけれども、その活用方法として様々な事例はちょっと調べてはみませんが、果たして建材という部分でどうなのか、今あるレール、枕木が使えるのかというところもあるかと思えますので、これはちょっと調べさせていただきたいと思えます。例えば一例にはデザイン的にこういった枕木を並べて足元にちょっとやるとか、そういった建物のそのものの耐震とか、そういったものには関係ない部分というのは、もしかしたらこれは考えられるかなとは思いますが、いろいろこれも含め、様々な研究をさせていただきたいと思えます。

○議長（菊地弘巳君） 13番。

○13番（八重樫龍介君） 言うはやすし行は難しですが、何回も言いますが、劣化していくわけですので、どこかで取り組まなければならないと思えますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思えます。

そこで、この駅舎とか、レール、枕木等を活用する検討委員会というのを立ち上げてみるのも一つの手かとは思いますが、この考えについてはいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 我々もいろいろ知恵を絞って研究しながら、調べながらやりたいとは思っておりますけれども、やはり今でも別な、様々な政策の中で、外部人材のアイデアとか意見をいただきながら進めているものもございます。これからやはりそういった意味では、鉄道なんかファンが日本全国おりますし、外部の方々の意見であったり、町内の方々の意見であったり、様々なところを意見いただきながらやるというのは、これは必要だと思っておりますので、それも考えさせていただきたいと思えます。

○議長（菊地弘巳君） 13番。

○13番（八重樫龍介君） 一昨日の条例補正でお伺いすればよかったのですが、架道橋解体撤去工事117万円がありました。これは、鉄橋ではなくボックスカルバートだとは思いますが、これが今何個あって、あとどの程度の撤去の依頼が来ているのか、それを伺って終わります。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） JRのほうから譲渡を受けておりますのが、ボックスカルバートとか、これは結構鉄道の下を車が通るところが、尼額あたり二升石であったり様々ございます。こういったのを、我々のほうでは地域の意見を聞きながら、危険なところとか、あと車が通りづらい、狭いとかというところを解体しております。今回の解体したところも、二升石橋を渡った奥のところになるのですけれども、それも含めましてこれまで5つぐらい、地域の要望を聞きながら撤去をしまいいりました。

橋については、JRでも今既に管理している分は譲渡を受けていません。これは14橋、まだ残っております。こちらの占用物件についてはJRさんのほうで安全管理をしながら、危険が生じた場合には、それは向こうの経費で撤去をするということになっておりまして、我々のほうで管理しておる分ではあと2つ、3つ、二升石等の地域からご要望いただいておりますので、これは順次進めてまいりたいと考えておりました。

○議長（菊地弘巳君） これで13番、八重樫龍介さんの質問を終わります。

昼食のため、午後1時まで休憩します。

休憩（午前11時53分）

再開（午後 1時00分）

○議長（菊地弘巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから休憩前に引き続き、日程第2、一般質問を再開します。

なお、傍聴人から会議の撮影等の申出がありますので、これを許可します。

6番、三田地久志さん、どうぞ。

〔6番 三田地久志君登壇〕

○6番（三田地久志君） 6番、三田地久志でございます。通告に基づきまして質問をいたします。趣意酌み取りいただき、明確な答弁をお願いいたします。

まず初めに、感染症への対応も新たな局面を迎えようとしており、今後も注意は必要なものの、経済活動が活発になることを期待するものです。

また、トルコ・シリアにおける地震の犠牲者、被災者の皆様に哀悼の意とお見舞いを申し上げます。

さて、令和5年第1回町議会定例会において町長施政方針を聞き、改めて過去4年の施政方針を読み返しました。読み返して思うことは、中居町政は東日本大震災、平成28年台風第10号豪雨災害、令和元年台風第19号被害からの復旧、復興、追い打ちをかけるようにコロナ感染症対応と、災害対策が主であった就任からの5年間であったと思われる。

さて、災害復旧もほぼ終点が見え、コロナ感染症についても新たな局面に入ってきており、住民の皆様への施策については、かゆいところに手が届くきめ細かな施策が行われようとしていることはとても素晴らしいことだと思います。本年の施政方針で期待していたことは、人口減少対策のための関係人口構築に動き始めてよいのではないかといい点であります。過去4年間で施政方針の中に関係人口の文字が出ていたのは、令和2年の施政方針の関係人口の拡大と、令和3年の関係人口の増加でした。一方で、交流人口の拡大はほぼ毎年出てきています。

そこで、交流人口と関係人口の定義を、総務省のポータルサイトに記載してありますので、改めて確認をさせていただきます。「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉。地方圏は、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しているが、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されている」と記載してあります。

日本には、1,724の市町村があり、少子高齢化による人口減少に歯止めがかかりませんが、50以上の過疎市町村ではゼロから4歳人口が増加に転じているとのことであり、増加に転じている市町村の多くは、関係人口等の対策を講じています。

町では、地域おこし協力隊などの募集により、定住化に結びつけている実績もありますが、ここはやはり関係人口の構築のための施策をするべきではないかと思いますが、町長の所見を伺います。

関係人口や定住人口の増加のために、いろいろな困難な因子を取り除くことが必要であることは十分承知していますが、町長は令和2年の施政方針において、「人口減少社会の中で持続可能なまちづくりをどう進めていくのかが大きな課題であるが、これまでで

上に町民の皆様から支援を賜りながら、「地域と地域」、そして「個人と個人」が助け合い、協力し合う環境の構築に加え、行政の推進力、すなわち役場職員個々の職員力もこれまで以上に高めていく必要がある。そのためには、各課の垣根を越えて、全ての職員が知恵を出し合い、現状に甘んじることなく、政策形成能力を高め、「改善・改革」の意識を持つことが非常に重要であり、その環境づくりに努める」と述べています。しかし、この後にコロナ感染症が蔓延し、思うような政策ができなかったものと思われま

そこで提案なのですが、厚生労働省の管轄で一昨年成立し、令和4年10月1日に施行された労働者協同組合法があります。この法律による組合法人は、NPO法人のような規制があまりなく、設立もしやすい法人です。また、人材派遣は除かれますが、事業分野は制限されていません。地域の課題を解決し、持続可能な地域社会の実現に資することを目的としています。

関係人口を構築していく上でのツールとして活用できるのではないかとと思われることから、例えば協力隊が中心となり、課題解決のために町外から組合員を募集し、持続可能な地域社会を実現することが可能ではないかと思われま

さらに、昨年

いづれにしる関係人口を構築し、外部の知恵とマンパワーを活用させていくことが人口減少に歯止めをかけることにつながるのではないかとの思いからですが、町長の考えをお尋ねします。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 6番、三田地久志議員のご質問にお答えします。

初めに、関係人口構築のための施策についてであります。議員ご案内のとおり、関係人口の拡大を未来づくりプランの重点プロジェクトとして推進しているところであり、平成30年度は3名だった地域おこし協力隊員も現在累計27名に増加し、着実に成果が表

れてきているものと考えております。

また、平成28年度から町内外の大学生を対象とした岩泉型インターンシップ事業を行い、これまでに60名を超える学生が本町を訪れたことも関係人口の拡大につながっているものと考えております。

さらに、アフターコロナを見据えた関係人口の拡大に向けた取組として、現在、地域活性化起業人や複業人材から、本町に対してアドバイスをいただきながら事業に生かしているところであり、今後も積極的に推進をしてみたいと考えております。

次に、議員ご提案の労働者協同組合法の制度活用についてであります。住民ニーズに対応する新たな担い手の確保や、町外から組合員として参加することによる関係人口の拡大が期待をされますので、制度の概要や全国の事例等を調査研究をしてみたいです。

最後に、地域活性化起業人の状況についてであります。昨年10月から合同会社DM M. c o m社より1名の派遣をいただいているところではありますが、これまでの半年間で県知事賞を受賞したふるさとCM大賞動画制作への助言や、町の空き家情報をユーチューブチャンネルで紹介するなど、本町の知名度、認知度の向上に寄与する取組を行っていただいているところでもあります。

なお、令和5年度も引き続き同社より1名派遣をいただく予定としており、さらなる活躍が期待をされますので、よろしくお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 6番、再質問ありませんか。どうぞ。

○6番（三田地久志君） 早速ですが、関係人口を増やしていくためには情報発信が必要と考えるのですが、ホームページもたしか更新するという予定だったのですが、進捗状況、あるいはいつできるのかというところはいかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木真政策推進課長、答弁。

○政策推進課長（佐々木 真君） ホームページの新規、新しいものへの更新でございますが、今年度取り組んでおりまして、契約期間が令和5年3月31日、今月31日までとはなっておりますけれども、現在できてきておりまして、更新期日を3月23日としております。3月23日付で新しいホームページに切り替えていこうという予定で考えておりました。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地議員。

- 6番（三田地久志君） 新聞報道で盛岡市がニューヨーク・タイムズに取り上げられたのですが、岩泉町のホームページそのものが多言語化に対応しているかどうか。グーグルで岩泉町を検索すると、多言語に変換はできるのですが、独自でも整備しておいたほうが良いような気がするのですが、その辺はいかがでしょうか。
- 議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。
- 政策推進課長（佐々木 真君） 現在ホームページのほうは、グーグルで英語とか韓国語とか、やれば切り替わるのですけれども、切り替わらない部分もございます、ホームページの中に。今回その辺も切替えができるように今ちょっと工夫しております、また改めて新規に載せる場合はそれも含め、英語であったり中国語であったり、こういうところはやっていきたいと考えておりました。
- 議長（菊地弘巳君） 6番、三田地議員。
- 6番（三田地久志君） ホームページは、検索しないとたどり着かないわけなのですが、SNSで発信することで黙っていても出てくると、興味があれば見に行くというようなことも必要ではないのかなと思うのですが、SNSへの対応というのはどのようになっていますか。
- 議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。
- 政策推進課長（佐々木 真君） 今回のホームページの更新に当たりまして、SNSと連携するということを考えておりました。その中でフェイスブック、ツイッター、あとはラインというところに、そういった岩泉町の記事が流れて個人の方に行くような、そういった仕組みで今取り組んでおりました。
- 議長（菊地弘巳君） 6番。
- 6番（三田地久志君） SNSもいいのですが、例えば役場がではどういう形で発信しているのか、頻度がどうなのか。あるいは、ハッシュタグをつけて発信するというのがSNSユーザーのうちの50%も満たないらしいのです。なので、例えば岩泉町全体で、SNSで情報発信をしている人たちが、全員が「#岩泉町」、「#龍泉洞」みたいな形で、何らかの形で岩泉を発信することで、岩泉の検索がどーんと上に上がってくる可能性はあると思うのです。だから、そういうことも政策では考えたほうが良いと思うのですが、どうですか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） やはりこれからは、SNSを皆さん使われていますので、その中でいかにプロモーションというか、岩泉町をどんどん発信していくか、露出していくかというのは重要になってきますので、先ほどのハッシュタグの部分も含め、どのようにしたらそういった形が取れるかというのもちよっと考えながらやらせていただきたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 6番。

○6番（三田地久志君） ふるさと納税が2億円は、大変おめでとうございます。ただ、当日の新聞には、違う自治体の金額がやたらでかかったので、ちょっと岩泉町が埋没してしまったなど、非常に残念だったなどは思っているのですが、聞いている人がいたらごめんなさいですけれども、と思いました。ところで、ふるさと納税者というのは、2億円超えてかなりの人数がいると思うのですが、繰り返ししている人たちというのいるのでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） ふるさと納税につきましては、おかげさまでというか、いろいろ努力をいたしまして、昨年度に比べ5割増え、2億円を超えて、今現在で2億1,000万円ということになっております。その中で、件数につきましても1万3,000件弱ぐらいもう既にあります。その中には、やはりリピートされている方も結構おりまして、特にもうちで人気があるのはヨーグルトなのですけれども、そういったのは特にもリピートは多いかなと思っておりました。

○議長（菊地弘巳君） 6番。

○6番（三田地久志君） そのリピートしている人たちとの関係人口をこれから構築していくということが、せつかく岩泉の商品を買っていただいている、では岩泉に来てみませんかというようなアプローチとか、そういうことにプラスしてつなげていくということが大事ではないのかなと。実際に来てみて、ただ工場ですでできたものを持っていくのではなくて、そこの岩泉の人と触れ合う、自然と触れ合うというようなことを政策としてはこれから展開していく必要があって、岩泉のファンに本当になってもらうということが必要ではないかと思うのですが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今議員ご指摘のとおりだと私も考えておりました。せっかくリピートしていただいている方、それから岩泉町のファンになって、例えばヨーグルトで言えば、おいしいと言ってまたもう一回納税していただくとか、そういった方々への対応で、来ていただくとか、いろんなそれこそ関係をつくるという部分で、これにつきましては今うちのほうでも担当1人でふるさと納税事務を扱っているのですが、これを来年度につきましては、その事務を一部さとふるさん、サイトのほうをお願いして、全部取り扱ってもらう部分をつくりましたので、その分を担当者、我々のほうは今議員がおっしゃったような関係人口の構築であるとか、うちの新たなプロモーションであるとか、そういったのに充てていきたいと考えておりました。

○議長（菊地弘巳君） 6番、どうぞ。

○6番（三田地久志君） 次は、労働者協同組合法についてちょっと意見交換できればなと思います。受入先として多様な分野が必要とされるのですが、既存のものも含めてちょっと再度考えてほしいなというのがありまして、答弁にもありましたインターン60名を超える受入れをしていると。受入れ60名はあった、その次の展開が何もないのではないかなど。記載もないし、60名のうちからどうなったということもないし、我々には見えていません。その後この60名は、例えば岩泉町と何らかの関係を持って活動していただいているというのはありますでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） インターンシップを一応毎年実施しております。最近では新型コロナになりまして、リモートとかという形も取っておりますけれども、その中で最近ですと、2名役場のほうに一応就職をいただいたという、こういった実績がございます。ほかには、その関係という部分、いろいろあるかとは思いますが、実績としてはそういったところかなと思っておりました。

○議長（菊地弘巳君） 6番。

○6番（三田地久志君） 役場に入るのはいいのですが、もっと民間のほうにも広がってほしいわけですね。要は、インターンシップも同じことの繰り返しではないのかなどという気がしています。フリー……何でしたっけ。岩泉町のサイトから入ってくるころ

がありますよね。それを見ていると、何か毎年同じことを繰り返しているなという気がしていました。なので、もっと切り口を変えてみる、あるいは違う業者さんをお願いするとか、何らかの対応をこれからもう少しすべきではないのかなと。同じことの繰り返して本当にいいのかどうなのか。そこについてもやはり検討する余地があると思いますが、どうでしょう。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） このインターンシップ事業というのも、各自治体でも様々やられてはおりますけれども、我々のところでもこれがやっぱりマンネリになるということではなくて、やはりブラッシュアップも必要だと思っておりますので、これはもう一度様々手法というか、どういった形がさらに次につながるのかというところは勉強させていただきたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 6番、どうぞ。

○6番（三田地久志君） 岩泉町では、三菱UFJの方々と山でしたか、の関係で何かやっていたと思いますが、また復活するというのをどこかで見たのですが、その人たちの関係というのもここの労働者協同組合法の中で、例えば企業の中の何人かに募集して、組合員になってもらうとかということも想定ができるのではないかなと。山の手入れなんかもできるのではないかなと思うのですが、具体的に踏み出すための、まずは近いところから進めるべきではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 三菱UFJ国際投信さんのほうでは、企業の森ということでうちのほうで取り組んでいただきまして、さらに企業版ふるさと納税を100万円ご寄附をいただいて、町長と東京のほうに出向いて、社長さんからじきじきお話をいただいてまいりました。その中で、やはり関係人口という意味でも直接来ていただいていますし、今年は社長のほうでもぜひ岩泉町のほうに来たいというお話がありますので、そういった中では岩泉町との関係をこれからも深く取り組めるところ、企業だと思っておりますので、ぜひお話をいろいろ進めさせていただきながら、岩泉町の森林であったり山、この土地を生かしながら、一緒にやればなと考えておりました。

○議長（菊地弘巳君） 6番、どうぞ。

○6番（三田地久志君） 労働者協同組合法は、課題解決のためにできたような組合なのですけれども、例えばその中に役場の職員を副業可能にしてということは考えられませんか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） この部分につきましては、いろいろ今企業のほうでも副業という部分では全国的に様々制度等を整備されてきておりますが、地方自治体、地方公務員という部分につきましては、いろいろとどこまでがどうできるのかという部分も含め、勉強させていただきたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 6番。

○6番（三田地久志君） というのは、生産労働人口がやはり一番多いのは役場の職員、若い人たちが多いのは役場職員が多いものだから、何とかその人たちにも、新しいアイデアをもしかして持っているかも……役場でやりきれない部分があるかもしれない。そういう人たちのアイデアというのを外部で、同じ組合を何人かとつくってもらって、役場職員だけではなくて、外の人とのつながりの中でやっていけたらいいのかなというただの思いでございますので、取りあえず伝えておきますので、よろしくをお願いします。

つい先日、ある地区の高齢者を訪問しました。そうしたら、近所の店がなくなって買物に困っているというような話もされました。組合法の中の組合を、協力隊でもいいですし、違う人でもいいのですが、設置してもらって、例えば見守り等ができないか、買物の代行ができないかとか、あるいは道の駅に、今までは車運転して出荷していたけれども、できなくなったと、代わりに出荷をしてくれるとか、毎日ではなくてもいいとは思いますが、そういう形でのこの組合の活用というのはできるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 労働者協同組合法の中では、3人集まれば簡単にというか、登録、登記という部分でできますので、その中では派遣法以外についてはほぼ何でもできるという国からのもあります。派遣法というのは、今日も一般質問で8番議員からありましたが、特定地域づくり事業協同組合は、これは派遣法に基づくもので、それ以外の部分はこの労働者協同組合法でできると。そうすれば、今議員がお話しになっ

たような、いろんな買物の関係でありますとか、そういったのを皆さんが組んで、その中で出資をしながらやるというのは、これはできなくはないと思います。あと、その中で、どういった形で利益に結びつけながら経営していくのかということはあると思いますけれども、研究の余地はあるのではないかなと考えております。

○議長（菊地弘巳君） 6番。

○6番（三田地久志君） 国の補助金制度なんかを見ていると、法人でなければならないなんて要件がまずは第一にあるのです。だとすると、この労働者協同組合法というのでまず組合をつくって、受皿、法人つくって、目的の組合費までは最初は少なくとも、年々積み立てていくというような格好でできると思うし、あるいは管轄が協同組合ですから、岩手県の団体指導課なので、団体指導課に行っているいろいろ聞くということも大事になってくると思うし、最上位法は会社法なので、会社法に準じて会計から何からやっていればいいわけなので、それこそ厚生年金も社会保険も加入ができる組合なので、ぜひこれを少し政策のほうでも勉強していただいて、町内にこういうのもありますよというようなアナウンスをしていただきたいと思うのですが、可能なものでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今回のこの労働者協同組合法の関係の組合につきましては、可能性がかなりあるなと思っております。去年の10月でございますので、制度の関係が、そうすると多分町民の皆さんも、まだこういった理解はないかと思うので、ぜひ町民の皆さんにいろいろと周知をしまして、覚えていただいて、自らこういったのをつくりながら、NPOとか、そういう社団法人ではなくて、こういった組合でやるという方があればできると思いますので、まずはそういった周知からスタートしたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 6番、どうぞ。

○6番（三田地久志君） 8番の一般質問で、また職員の方の事務事業の見直しの部分についてもアウトソーシングをもしるとすれば、こういうのが受皿になったりもすると思うので、ぜひ取り組んでほしいなと思います。

例えば鹿肉ですけれども、全然話違う鹿肉ですが、鹿肉は今のところは流通できなくて、焼却処理、あるいは埋めているという状況なのですけれども、ネットで検索すると、

犬の餌としてかなり流通しているのです。岩泉でもできなくはないのかなど。食肉の処理についての部分というのは、やはり人が食べるのと犬が食べるのではちょっと違うかもしれませんがけれども、ぜひそういう困っていることを解決するということについては非常に適した組合法だと思っているので、その辺についても協力隊の方々にハンターの方、結構いらっしゃるし、冬場の仕事が、ワサビやっていて冬場の仕事がないというような人たちに勧めてもらって、冬場はこういうのやりませんかとか、可能性はあるのではないかと。逆にワサビの花摘みで人がいないと、では外からそういう人たちに組合員になってもらって、呼んでもらって、報酬を払って、ワサビの花摘みをできないかとか、いろんなことが展開できると思うので、課題が何なのかをもう一回洗い出させていただいて、それが金に換わる方法を、みんながよくなる方法というのを、政策だけではなくて現場の皆さんと膝を交えてよく議論していただいて、ぜひ1つでも2つでもこれをつくってほしいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 制度をまずは皆さんに知っていただいて、その上で地域おこし協力隊の方々というのはやはり積極的な気持ちで岩泉町に来ていますので、そういった方々が立ち上がれば、いろんな形でこういった組合とかもできるかもしれませんので、その中で何ができるか、継続可能な事業としてやっていけるかというのも研究しながらやりたいと思いますし、それが受皿になっているような事業として起業ができれば、これが一つの仕事、業になっていくと思いますので。ただ、1つ間違えるとあれなのが、例えば町、こっちの役場のほうから押しつけたという格好になると継続しませんので、やはり自らがやる気を起こして組んでいただくというのが理想かなと思いますので、それも含め研究させていただきたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 6番、どうぞ。

○6番（三田地久志君） ありがとうございます。要は、やはり自分たちがどうやって飯の種をつくっていくかということの入り口の部分を行政が情報発信してくださいということなので、役場でこれやって、あれやってではなくて、課題解決するためにこういうツールがありますよというアナウンスをぜひしていただいて、最初は入り口は協同組合でも、だんだんに株式会社になったよとか、資本金が1億円の会社、そうだ、岩泉にそ

ういう会社ができただとか、例えばですけれども、そういうふうになっていけばいいなという思いからの質問でございました。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（菊地弘巳君） これで6番、三田地久志さんの質問を終わります。

次に、2番、佐藤安美さん、どうぞ。

〔2番 佐藤安美君登壇〕

○2番（佐藤安美君） 2番、佐藤安美です。通告に基づきまして一般質問を行います。

町長は施政方針で、林業については「素材生産事業体の経営力の向上」、「再造林と温暖化対策」、「木材産業の活性化と地域内経済循環」の3つを柱とした事業を推進し、森林・林業・木材産業の持続ある発展に努めると述べられました。期待を込めながら、林業振興についてお伺いします。

世界的なウッドショックで高騰していた国内の木材価格が下落に転じ、国内のある森林組合が対応に苦慮している事例の報道がありました。山から切り出した木材が滞留する事態になっており、本町内の素材生産業者も、建築材料となる針葉樹生産から紙の原料となる広葉樹生産に転換する業者も増えています。

本町の山林は、急傾斜地で岩盤が多く、現場から工場までの生産コストがかかり過ぎているため、素材生産従事者の日額賃金は1万円前後にとどまるのが現実で、県内の他産業と比較すると低い賃金水準となっています。そのため、ハローワーク等で募集を行っても、新規の応募が来ない状況にあります。

先般、町から素材生産事業体の経営力の向上を図る上で森林環境譲与税を活用した事業実施計画案が示されました。その中の3つ方針に、「継続事業」、「拡充事業」、「新規事業」がありますが、一部対象者を法人事業者に限定している事業があります。法人または法人化を目指す事業者もおりますが、小規模な個人事業主もいることから、対象者を個人事業主まで拡大すべきと思います。そのことによって、素材生産事業体の経営力の向上をはじめとする林業振興対策につながると思いますが、町長の見解をお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 2番、佐藤安美議員のご質問にお答えします。

まず、林業、木材産業を取り巻く環境は、議員ご案内のとおり、新型コロナウイルス感染症や不安定な国際情勢等の影響を受け、大きく変転している状況にあります。特に本年度に入ってから燃料、電気、物価の高騰は、各事業者にとっての重くのしかかり、経営収支を圧迫しているところであります。

また、生産コストの課題から、素材生産従事者に対し、他産業並みの賃金を提示できない状況もあり、従事者の確保も難しい現状にあるものと認識しております。

本町では、これらの緊急的な諸課題に対応し、各種支援策を実施するとともに、先般の施政方針で申し上げましたとおり、「森林環境譲与税を活用した森林・林業・木材産業振興に関する事業実施計画」を令和5年度から推進してまいりたいと考えております。

議員からご指摘がありました対象者を法人事業者に限定している事業とは、「林業雇用安定対策支援事業」及び「木材産業雇用安定対策支援事業」のことで認識をしておりますが、本事業は林業、木材産業の人員及び担い手不足を解消するため、新規就労者と雇用主の両者に対し、奨励金を交付しようとするものであります。対象者を法人事業者に限定したことについては、新規就労者の福利厚生等の待遇を確保することが広く就労者を募る上でも有効であると考え、「協会けんぽ」と呼ばれる全国健康保険協会や、厚生年金保険への加入が義務づけられている「強制適用事業所」、すなわち「法人事業所」を対象としたものであります。

議員ご提案の個人事業主への拡充につきましては、「任意適用事業所」として健康保険や厚生年金保険に加入するなど、法人事業所と同程度の待遇が確保されていることを前提に前向きに検討し、将来的に法人化へつながるよう取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 2番、再質問ありませんか。どうぞ。

○2番（佐藤安美君） 森林環境譲与税を活用した事業の目的は、素材生産事業者の作業従事者の人員不足及び高齢化が進んでいることや、作業に要する資格も多いことから、雇用支援を行うことで作業従事者の安定的確保に努めるとうたっています。これは、法人事業所だけでなく、個人事業主も同じであります。新規就労者を確保しても、一人

前になるには3年から5年はかかります。仕事を覚えるまでの支援だと私は思っておりますが、対象者を法人事業者だけにすることは目的に反していると思われましても、これについてはいかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木修二農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 雇用、高齢化、担い手不足の状況が続く中で、今後この計画をもって新規就業される皆さんに就業していただいて、林業の活性化を図っていききたいと、持続的な林業、森林林業の体制を整備したいということで、他市町村の事例を参考にしながら、令和5年度からの制度化に向けて取り組んでまいりたいというふうを考えてございます。

ご質問内容の個人事業主につきましては、これまでの制度設計を検討する上で、社会保険、厚生年金等に加入されているということがハローワークにおきましてやはり有利に働くという観点から、こちらのほうの対象を義務加入となっております法人を対象としたところでございます。しかしながら、個人事業主におかれましても、社会保険、厚生年金への加入はできますことから、同等のものにつきましてはこの事業の対象としていくことでは今検討してございますので、よろしく願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤安美君） 個人事業主も同等であれば検討していくという答弁でございましたが、先ほどこの待遇についてのお話をいただきましたけれども、待遇は保険に加入することだけが待遇になるのかなと自分なりに思っていますけれども、例えば個人事業主の作業員であっても、やはりその職場の環境といいますか、そういうのも一つの待遇に当たるのではないかと思います。

例えば林業は、畜産との兼業で仕事をやられている方も多く見られます。今の時期であれば、畜産であればお産の時期になります。お産の時期が始まれば、朝お産が始まれば、お産をしてから仕事に行くとか、仕事に行っていないながらも、電話が入れば山から下りてお産に行くとか、そういったことがやっぱりこの兼業の魅力でもあると私は思っております。会社勤めであれば、やはりお産のために何日かも休まなければならないことだと思っておりますので、これが1次産業の魅力かなと思ったりもしておりますが、その辺については担当課長はどのように思われますか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 私のほうのこの考えでございますけれども、議員ご案内のとおり、岩泉町の地区においては林業と畜産業の兼業が、これまでの地域の生活の成り様として支えてきたというふうに感じるところもございます。その点と今回の林業従事者の確保の点については、若干ちょっと見解が違うのかなと思いますけれども、会社、法人として林業と畜産を兼業でやるというような形で、個人事業主の方でやられる方もおります。ですが、その中で、従事者の方々も同じように畜産と林業ということで作業されていると、このことはその地域にとっては非常に好ましい姿だろうなというふうには私も感じているところでございます。今回の新規の従事者への支援については、現在作業されて、従事されている方以外で、とにかく新たに従事をしてほしいということを狙いとしてございますので、生涯含めまして、そういった方々にこの制度を周知しながら、新たに林業に従事してもらう方を増やしていきたいということで制度設計をしているというところでございます。

○議長（菊地弘巳君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤安美君） それは私も、新たな就業者に対して支援するのは当然承知しておりますが、その中でも、繰り返しになりますけれども、法人事業者であっても個人事業主であっても、例えば新たな人を雇用したとしても、先ほども申し上げましたが、一人前になるには3年から5年かかります。それにいろんな免許も必要になります。それまでの支援だと私は認識しているものですから再度質問しましたが、いずれ今課長の答弁は、それはそれなりに分かりますので、次に行きます。

もう一つの持続事業でございますけれども、持続事業の中に作業道路開設支援がありますけれども、この事業をもう少し使いやすい事業にはいかがなものかなと常日頃思っているところであります。作業道の新設をするに測量までしなければならないものかなと常日頃思っていますけれども、これまでにとりよりも、4年度にこの事業を使った事業体はどのくらいあるのかお伺いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 作業道の新設については、森づくり事業の中での1メニューとして従来から実施している事業でございます。作業道に関する令和4年度の实

績については、今ちょっと手持ちにございせんけれども、ほぼほぼの方々が森林組合を通じての申請という形になってございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤安美君） 森林組合を通じてということになりますと、これは個人ではなかなか測量までは難しく、森林組合にお願いしてやっていると思われすけれども、やはりこの作業道をつける、作業するだけの道路ですが、それに対して測量をやるというのが一番のネックだと思っております。それで森林組合に、やる事業体は頼んでいるのではないかなと思っておりますので、これをやはり使いやすい事業にするためには、そういう測量なんかは要らなくて、例えば材積に幾ら出すとか、面積に幾ら出すとかという簡単な方法であれば、これはかなり使っていく事業ではないかなと思っておりますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） ご指摘の作業道への支援について、現在は測量延長によつての実績で交付しているところでございますが、それにつきまして森林面積なり材積で交付したらどうかというご提案がございましたけれども、作業道につきましては単純な作業、切り出しの搬出としての有効性あるいは安全性等もございますので、単純に材積という根拠ではいけないのかなというふうに考えてございます。従来どおり、作業道については安全性を確保しながら、測量延長をもって事業対象のほうがいいのかなというふうには考えてございます。

○議長（菊地弘巳君） 2番、どうぞ。

○2番（佐藤安美君） 当然安全性がなければ、幾ら作業道とはいえども安全が第一ですので、安全な道路をつけるというのが第一だと思いますけれども、それにしても、繰り返しになりますが、こういうせつかくの事業をつけても、なかなか使えないのであれば、何かこの事業は何なのやとなるような気がしますので、その辺はやはりもう少し使いやすい事業にさせていただきたいと思ひます。要望で終わります。ありがとうございます。

○議長（菊地弘巳君） これで2番、佐藤安美さんの質問を終わります。

ここで、コロナ感染予防対策のために午後2時5分まで休憩します。

休憩（午後 1時53分）

再開（午後 2時05分）

○議長（菊地弘巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

7番、林崎竟次郎さん、どうぞ。

〔7番 林崎竟次郎君登壇〕

○7番（林崎竟次郎君） 7番、林崎竟次郎でございます。通告に基づき、一般質問します。

本題に入る前に、国民の暮らしとなりわいに大きく関わる問題について一言述べさせていただきます。岸田政権は、昨年12月、安保3文書を閣議決定し、敵基地攻撃能力の保有と大軍拡を宣言しました。そのために、5年間で43兆円に軍事費を増やす大軍拡に突き進んでいます。一部を見ると、復興特別所得税の流用と期間延長、社会保障や教育などの予算を削減、抑制、医療機関のための積立金、コロナ対策の未使用分の流用など、増税や暮らし予算の削減で大軍拡の財源を確保するとしています。まさに暮らしも経済も壊す大軍拡であり、地方財政への影響も懸念されるところであります。

それでは、本題に戻り、国民健康保険、国保税について質問します。国保新聞2014年7月10日号によると、国保の都道府県化に向けて国と地方の代表が国保の制度改革を議論する場で、全国知事会、全国市長会、全国町村会など地方団体から、加入者の所得の低い国保が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっているのは国保の構造問題であるとし、国保を持続可能とするには被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要という主張が出されました。その議論の中で全国知事会は、国保税を協会けんぽの保険料並みに引き下げるために、1兆円の公費負担増を行うよう国に要望しました。

さらに、この間全国知事会などは、国へ子育て支援に逆行しているとし、多子世帯均等割減免を要請してきました。これらの要請や世論が国を動かし、2022年度から未就学児の均等割は半額になりました。しかしながら、対象を未就学児にとどめており、子育

て支援としては不十分であり、高校生まで拡大できるよう国へ働きかけていただきたいものであります。先ほど申し上げましたとおり、地方団体などでの要請が今般の制度改善につながったことから、町も全国町村会を通してしっかり要望していただきたいと思えます。そこで、国などによる多子世帯軽減策が実施されるまでの期間について、町独自の時限的対応として対象年齢拡充を求めます。町長の所見を伺います。

次に、乳幼児、児童、妊産婦に対する医療費助成について質問します。町長は施政方針で、本年8月から現物給付を高校生まで拡大する方向で検討を進めていくと述べています。県内では、所得制限をつけない市町村が増えています。本町でも所得制限を外し、受給者負担をなくするべきと考えます。町長の所見を伺います。

最後に、小中学校の給食費無償化について質問します。今、学校給食費の無償化が県内でも全国でも急速に広がっています。子供の貧困が叫ばれて久しいです。本町も早急に給食費無償化をして、子供たちの成長を育むべきです。給食費無償化は、貧困家庭だけではなく、全ての子育て世帯の応援になります。学校給食は教育の一環であり、憲法26条（義務教育無償）の実践となります。国では、令和5年度にこども家庭庁を創設し、子育て支援策を充実強化するとしておりますが、この喫緊の課題は待ってられません。町長の所見を伺います。

本席からの質問は以上です。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 7番、林崎竟次郎議員のご質問にお答えします。

初めに、国民健康保険税についてであります。国では平成30年11月に、全国町村会からの、「子供に係る均等割保険税を軽減するための支援制度創設」の要望を受け、本年度から未就学児に対する均等割保険税を半額に軽減しているところであります。

また、全国町村会では、昨年11月に国の負担割合の引上げと対象範囲の拡大を要望しているところであり、町といたしましてもこの活動と歩調を合わせてまいりたいと考えております。議員ご提言の時限的対応としての町独自の対象年齢拡充についてであります。子育て世代の負担軽減を図る観点からも、軽減措置のさらなる拡充の必要性は認識しておりますが、国保税の軽減を独自に行った場合、国や県からの財源支援はなく、

その負担は国民健康保険に加入している町民全体で負うこととなります。

また、「被用者保険」に加入されている町民の方とのバランスを欠くことにもなりますので、町で行う軽減策につきましては、被保険者間の公平性を確保した上で運営をされる国の制度により実施をしてみたいと考えております。

次に、乳幼児、児童、妊産婦に対する医療費助成についてであります。現在、県内市町村で所得の制限により受給者負担があるのは、本町を含め13市町村となっております。本町では、これまでも住民税課税世帯に対して入院5,000円、外来1,500円の受給者負担を超える医療費に対し、給付を行ってきたところであり、受給者負担をなくする場合、さらなる財政負担が生じ、恒常的に財政を圧迫する要因にもなりますことから、当面は現行の制度を維持し、子育て施策全体の中で総合的に検討をしてみたいと考えておりますので、ご理解をお願いを申し上げます。

以上で答弁を終わります。

なお、小中学校の給食費無償化のご質問につきましては、教育長から答弁を申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 教育長、答弁。

〔教育長 三上 潤君登壇〕

○教育長（三上 潤君） 小中学校の給食費無償化についてご答弁申し上げます。

学校給食の実施に当たりましては、学校給食法及び同法施行令に基づき、調理員等の人件費や光熱水費、施設の維持管理費、配送委託料などの経費は公費で負担し、食材費については1食当たり小学校260円、中学校で290円をそれぞれ学校給食費として保護者の皆さんからご負担いただいております。その総額は令和3年度決算ベースで約1,740万円となっております。

また、経済的な理由から学校給食費の負担が難しい家庭に対しましては、就学援助制度により、全体で約550万円の支援を行っているところであります。

議員ご提案の給食費無償化につきましては、本年4月に発足する国の「こども家庭庁」による施策内容も注視しながら、子育て環境の充実を図っていく観点からも、引き続き総合的な子育て支援策の中で検討をまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 7番、再質問ありませんか。どうぞ。

○7番（林崎竟次郎君） 国保の関係についてですが、全国知事会でも要求しているように、国保と、それから被用者保険の違い、これについて答弁の中で……その前に被用者保険と国保の違いということについてどういうふうに認識しているか、そのところをまずお願いします。

○議長（菊地弘巳君） では、山岸知成町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

ちょっと深掘りしますと訳が分からなくなりますので、簡単に答弁させていただきま
すけれども、被用者保険の場合、その保険料は本人と事業主で折半していると、ここが
大きな違いだというふうに認識しております。

○議長（菊地弘巳君） 7番。

○7番（林崎竟次郎君） まず、全国的にはっきりしているのは、分かりやすく絞って協
会けんぽ、この保険料が、協会けんぽの保険料と国保税を比べると保険料の、自治体に
よって違いますが、2倍以上にもなっていると、こういうふうな形になっているので
すが、この点については理解していますか。

○議長（菊地弘巳君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） 先ほど折半していると申しあげましたけれども、そういった
意味からは2倍というような数字が出てくるのはごく普通のことかなというふうに感じ
ております。

○議長（菊地弘巳君） 7番。

○7番（林崎竟次郎君） 分かりやすくするために2倍として勘定しますが、協会けんぽ
で保険料を15万円払うと、それを国保税で見た場合には30万円払うと、こういうふうな
形になるのです。これは、協会けんぽで15万円、国保税で30万円、普通の人を考えれば
おかしいと思うのですが、最近の例でしゃべれば、宮古市長がそれおかしいのではない
かということで全国に先駆けて子供の均等割を廃止したように、やっぱり普通に考えれ
ばおかしいと思うのですが、担当課長はこれおかしいとは感じないですか。

○議長（菊地弘巳君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

特に子供に対する国保税に関しましては、通常就労であるとかは、収入を得ることが難しい中で国保税を求めているというようなことで、実態にそぐわないのではないかと
いう議論はあるところでもあり、そのことについては全国町村会を通じて国に要望して
いるところでもありますので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 7番。

○7番（林崎寛次郎君） 今の答弁では、どういうふうに認識しているかということは伝
わってこないのですが、どういうふうに認識していますか。

○議長（菊地弘巳君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

私自身の認識から言えば、確かに収入のない子供さんから国保税が算定されるという
のは酷だろうなというふうな認識はございます。

○議長（菊地弘巳君） 7番。

○7番（林崎寛次郎君） 繰り返しになるような感じで、話替えますけれども、宮古市の
ことを話ししたのですが、宮古市では先ほど話しした事業をするためにふるさと納税か
ら回っていると。そういうことで、宮古市のふるさと納税を見ますと、県内でもトップ
クラスにぐんと上がっているのです。岩泉町のふるさと納税も、先ほどまで出ているよ
うに健闘しているのですが、やっぱりほかの自治体と比べれば、思うような形では伸び
ていない。やっぱりこれは、前の一般質問でもありましたが、こういうふうなことをす
るのだという目的を示して全国に訴えるのがふるさと納税を集める一つの形かなと思
います。

次に、給食費の問題について伺います。以前給食費の問題で質問したときには、県内
では完全に実施している市町村はありませんでした。ところが、今は増えています。3
番議員がさきに質問したのとダブらない形で質問しますが、全国で実施している市町村
を見ると、年間の予算の1%あれば給食費の無料化ができると。こういうふうな形で、
そういうことで実施しているのですが、岩泉町ではその1%あればできるということに
ついてはどういうふうに考えますか。岩泉町の予算は、新年度予算は大体110億円でした
っけ。

〔「101億円」と言う人あり〕

○7番（林崎竟次郎君） 101億円、この数字から見ると、1%といえば1億円ですか。答弁の中で給食費を無償化するのにかかるお金が大体2,300万円というふうな形で示されているのですが、私はこの数字を見たときに、岩泉でもできるのではないかと考え、言うのですが、その点についてはどうでしょう。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木剛教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） それでは、お答えいたします。

先ほど、この答弁書にもありますけれども、年間で保護者から1,740万円ご負担いただいていると、そのほかに町として就学援助費で550万円の支援を行っているということになりますと、年間で2,290万円ということになります。先ほど議員からお話のありました年間の1%ということになりますと、町の予算100億円といたしますと、1億円あればできるということになりますと、この2,290万円も1%あれば可能だというふうには認識しておりますけれども、ただ予算で考えればそういうふうなことも成り立つかとは思いますが、これを毎年2,290万円、一回無償化いたしますと、これがずっと続いていきます。ですので、いずれこの2,290万円を1年間で捻出するといったときに、現在ある例えばほかの事業を削ってこちらに回すのか、それとも恒久的な財源を見つけるのかというところでの議論も必要だと思いますし、その点を考えていかなければならないということですので、単純に考えれば1%の範囲内には収まっているということだと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 7番、林崎議員。

○7番（林崎竟次郎君） 広報いわいずみの3月号に載っていましたが、学校給食で町産の米を提供と。こういうふうに条例でも、地消地産の条例もありますが、こういうふうに学校給食といっても条例のように広げることができます。だから、これはやっぱりこれから真剣に考えていってほしいなと思います。

それから、あと1つ、財源をもっとということなのですが、町長の発言でもありましたが、風力発電とかもこれから出てくるわけですね。だから、それをまず先取りをして実施していくということも検討に値すると思うのですが、この点についてはどういうふうに考えるか。その点についてお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） では、三上教育長。

○教育長（三上 潤君） 今後の学校給食の無償化につきましては、午前中の3番議員の質問にお答えいたしましたとおり、今後いろんな施策の中で前向きに検討していくという町長の答弁をさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 7番。

○7番（林崎竟次郎君） 最後に、前であれば小さな町村から、ほとんどそうだったのですが、今は大都市でも県庁所在地でも、青森とか県庁所在地でも、大きくても小さくても関係なく実施されてきています。だから、こういう点を考えても、やっぱり岩泉町としても、教育長、それから町長の答弁のとおり、しっかりと検討を深めていってほしいと思います。要望で。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） これで7番、林崎竟次郎さんの質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（菊地弘巳君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 2時35分）

令和 5 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 4 号)						
招 集 年 月 日	令 和 5 年 2 月 3 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 5 年 3 月 3 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 5 年 3 月 3 日 午 後 2 時 2 7 分				
出席 及び 欠 席 議 員 出席 1 3 人 欠 席 0 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケ ン 子	○
	2	佐 藤 安 美	○	1 0	三 田 地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	1 1	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	(欠 番)		1 3	八 重 樫 龍 介	○
	6	三 田 地 久 志	○	1 4	菊 地 弘 巳	○
	7	林 崎 竟 次 郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	1 1 番	合 砂 丈 司	1 2 番	三田地 泰 正
	1 3 番	八重樫 龍 介		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	副 主 幹	大 森 淳 一
	主 査	三 浦 利 佳		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	三 上 潤	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	佐々木 忠 明
	町 民 課 長	山 岸 知 成	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 章	農林水産課長	佐々木 修 二
	地域整備課長	三 上 訓 一	上下水道課長	佐 藤 哲 也
	消防防災課長	和 山 勝 富	危機管理課長	應 家 義 政
	教 育 次 長	佐々木 剛		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和5年第1回岩泉町議会定例会

議事日程(第4号)

令和5年3月3日(金曜日)午前10時00分開議

開議の宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

散会の宣告

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎一般質問

○議長（菊地弘巳君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1番、千葉泰彦さん、どうぞ。

〔1番 千葉泰彦君登壇〕

○1番（千葉泰彦君） おはようございます。1番、千葉泰彦です。本年5月8日には、新型コロナウイルス感染症は現在の2類相当感染症から5類感染症へと変更指定されるとのことです。2020年年始より3年以上の長期にわたり、町長はじめ当局一丸の対応に深謝いたします。

一方で、町民の生活が極限まで追い込まれた3年間でもありました。東日本大震災より2つの特定非常災害、1つの局地激甚災害と、3つの大きな自然災害を経験した本町にとっては、新型コロナウイルス感染症は4つ目の大きな災いです。町民生活の礎となる町の経済も大打撃を受けましたが、東日本大震災のような経済復興支援策を国は用意しておりません。

そこで、通告に基づき新型コロナウイルス感染症災害からの経済復興策に関連して、以下の2点について一般質問を行います。

1、龍泉洞園地再整備でのさらなる民間活用策について。令和12年には22万4,000人の入洞者を目標とする龍泉洞の観光施設事業経営戦略ですが、目標達成の道筋は明らかに

なっておりません。ふれあいランド岩泉整備では、公共事業への民間活用が進み、サウディング調査が実施されています。一方、龍泉洞園地再整備については、町当局が最大の懸念としていた旧龍泉洞観光会館の利活用策にめどが付き、さきの12月定例会では周辺用地取得議案が可決されています。ここに至る当局の努力と民間事業者の英断に敬意を表するものです。

そこで伺います。旧龍泉洞観光会館周辺のみならず、第3駐車場なども含めた龍泉洞園地再整備構想の具現化、そこでの民間活用策について、進捗と今後の見通しを回答ください。旧龍泉洞観光会館を活用する地元民間事業者のみならず、本町経済に大きな影響を持つ観光振興の後押しとなる重要な施策として認識し、質問するものです。

2、ふるさと納税返礼品の事務局について。さきの町長施政方針では、本年度のふるさと納税は2億円を超え、この2年間で寄附金額は倍増とのこと。魅力的な返礼品の創出、提供は、町内民間事業の事業者の経営改善のみならず、広く全国に岩泉町を知らしめる効果的な取組であり、今後の増額に期待するところです。ただ、返礼品発掘など関連する事務は依然として当局が担っており、寄附金の増額が当局の事務負担になり、これ以上の増額は事務局対応能力を超えるため、難しいのではないのでしょうか。

そこで伺います。ふるさと納税返礼品を介し、地域経済を一層活性化するためにも、返礼品発掘など関連する事務局機能においても民間活用すべきだと考えます。当局の認識と進捗、今後の見通しをご回答ください。

以上、本席からの質問です。よろしく申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 1番、千葉泰彦議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、龍泉洞園地周辺の用地取得に際しましては、議会のご理解を賜り、昨年内に土地登記事務を完了したところであります。現在は、支障木の伐採など、周辺環境整備に着手し、春の行楽シーズンに向けた準備を進めております。

また、町内民間事業者による施設改修が進められている旧龍泉洞観光会館につきましても、4月のプレオープンを目指して整備が進められていると、このように伺っております。

今後におきましては、令和元年度に作成した「龍泉洞園地再整備構想」を具現化すべく、民間活力の導入も視野に入れながら、関係者一体となり、中長期の整備計画の策定を検討してまいります。

なお、策定に当たりましては、時期を逸することなく、議会とも協議をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、ふるさと納税返礼品の事務局についてであります。議員ご案内のとおり、本年度のふるさと納税の寄附額は、12月には2億円を超え、前年度比で約5割の増加となっております。特に本年度は、民間活用の取組として複業人材を起用し、ECサイト検索時のヒット率の向上やインターネット広告、返礼品の写真撮影など、民間のスキルを生かした寄附額向上の対策を講じ得たことも寄附額の増加につながったものと考えております。

一方で、議員ご案内のとおり、寄附額や寄附件数の増加に伴い、事務負担は大きくなっておりますことから、令和5年度からはふるさと納税業務について、職員が行っているポータルサイトの編集や寄附金受領証明書の発送、申告特例受付事務等の業務を外部委託する方向で検討しております。

職員につきましては、新規返礼品の発掘や民間スキルの利活用拡大の検討など、寄附額の増加や地域経済の活性化を図る取組に注力しながら、引き続き効果的な民間活用についても調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 1番、再質問ありませんか。どうぞ。

○1番（千葉泰彦君） 龍泉洞園地再整備構想につきましては、ただいま旧龍泉洞会館の進捗状況、あと再整備構想に関する基本的なお考えをご回答いただきました。少し踏み込んで具体的なお話を伺いたいと思いますので、以下の5点ほどの観点で追加の質問をいたしたいと思います。

取得した新たな用地ですとか遊休施設の活用策、あとは構想立案段階での民間活用、誘客対策での民間活用、あとはおもてなしでの官民連携ですとか関係者一丸となった対策について順次お伺いします。

まず最初に、12月定例会に1億円ほどで取得した土地の具体的な活用策、今見通しが

あればお聞かせください。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木章経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 取得した用地の活用策というご質問ですが、まずは建物が建っているところにつきましては、そのとおり民間の方にお貸しをしたいと思っております。それ以外の部分につきましては、やはり駐車場ということで現在のところは考えております。と申しますのも、大型バスの転向場、それから駐車場というものが現在ございません。昨年も大型バスに来ていただいたのですが、駐車するスペースがなくて乗用車スペースに止めていただいたり、あとは今回用地取得した場所をちょっと臨時的にお借りして止めていただいたという経緯があって、大型バスの駐車場、転向場として町として欲しかったということもありまして、今後訪れる方たちの利用に生かされるよう、そういった使い方をまずは考えてまいりますが、将来的には中長期計画の中でまた整備は考えておりますが、ひとまずは駐車場、それから現在建っている建物の使用貸借ということになります。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉議員。

○1番（千葉泰彦君） 次に、龍泉洞旅行村、テニスコート、球場、あと正式名称が、すみません、失念してしまってあれですけども、いわゆるポンテの下というのですか、そういった既存施設で遊休になっている施設の活用策として、具体的に想定されているものがあればご回答ください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 現在遊休施設というご表現もありましたけれども、まず龍泉洞青少年旅行村でございますが、現在は休止をしております。ですが、現在コロナ後を見据えまして、地域おこし協力隊の方に今試験的にお貸しして、次なる展開を考えているところです。

こちらの施設は、昭和51年にオープンして以来、もう46年ほど経過している施設でありまして、名前も青少年旅行村ということで、東北6県の中でも8施設あった施設が今は4施設に減っております。違う形態で運営をしているということで、やはり時代に合った整備というものが求められるなと思っております。こちらは、町のほうで運営していたわけですけども、やはりこういった場所を民間の方に活用して運営していただく

というところを探っておりまして、地域おこし協力隊に依頼して試験的に今模索をしているという状況でございます。

それから、ポンテ下の食と技の交流施設の1階部分というところですが、確かに使われていない時期が長年あったのですが、昨年町内の団体様が借りたいということで、6月から11月までお貸ししまして、ギャラリーわっくづというものを催していただきました。これも試験的にということで、休日のみの開催ですが、町内の様々な作品を展示していただいたり、それから観光案内もボランティアでやっていただいたり、対話をしていただいております。こういった実績が次にもつながればよいなと思っております、町だけではなく、町の皆さんが有効利用できるような施設につながればよいというふうに考えております。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） ただいまおもてなしの話もありましたが、関連する事柄については後ほどさらにお伺いいたします。

次に、園地の再整備構想の構想段階立案の中で、ふれあいランド岩泉では民間の事業者を活用するというので今取り組んでいらっしゃるのかと思うのですが、龍泉洞園地の再整備構想の立案段階での民間の活用についてのお考えをお聞かせください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 先ほどのご質問は、観光振興計画をつくる上で、委託をするかという意味というふうな受け取ったのですが、そういったご質問であれば、私どもはこういった計画をつくる上では直営でやりたいと。民間への委託をするのではなくて、職員が知恵を出し合ってつくりたいと考えております。その策定の中では、町内の各事業所の方たちの意見も踏まえ、策定をしたいと考えております。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉議員。

○1番（千葉泰彦君） 自前で構想を立案していくということで、観光振興計画も策定するというのでよろしいのですか。先ほど言葉として、観光振興計画ということでおっしゃっていましたが、お伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 町長答弁の中で、中長期の整備計画の策定を検討

してまいりますと言ったところですが、今回当課で考えておりますのは、この龍泉洞の整備計画も盛り込んだ観光振興計画にしていきたいと、これはまだ決定事項ではないのですが、現在段階ではそのように考えております。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉議員。

○1番（千葉泰彦君） 喜ばしいことかなと、ずっと必要だと私自身も思っていたので、主要産業で龍泉洞の入洞者数が増えた、減ったという結果の話はありながらも、観光振興計画自体がちょっとよく分からないというのは非常に問題だったろうというふうには思っているのですが、ぜひ立案に向けてご努力いただきたいというふうに思います。

これから計画ということではあるのでしょうかけれども、町長答弁が誘客対策で関連する方々とその整備計画であったり、観光振興計画を関係者一丸となって取り組んでいくということでのご答弁だったと思うのですが、誘客対策の中での民間との連携とか関係者というのは、例えば龍泉洞の園地の中でも観光協会さん、ガイド協会さんで、龍泉洞事務所が当局だとすると、施設管理をする岩泉総合観光、ポンテの運営ですとか、1階部分で営業しているわけですが、少なくとも園地の中にもそういった複数の事業者と当局の出先があって、さらに今回新たに地元の民間事業者さんが旧龍泉洞観光会館の活用に参入いただけるということで、関係者が増えるというのは喜ばしいことかなとは思っているのですが、一方でお互いの相乗効果を持って誘客対策をするというところは、ちょっと今のところ、はたから見ているとどうしていくのかが見えにくい状況ではあるのですが、誘客対策の中で民間をどう活用するのかですとか、園地内で事業をなさっている事業者との連携の中でどうやっていくのかということについて、お考えがあればご回答ください。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） ただいまのご質問は、本当に大切な点だと思っております。やはりここ3年間、各事業者がコミュニケーションといいますか、そういった連絡というのがちょっと薄れてきたかなというふうには私も感じていました。みんな同じ方向を向いてお客さんを迎えるといったところ、もう一度そこに主眼を置かなければならないと思っております。

そういった点では、やはり関係者が一堂に会した集まりを持ちたいなど、そういった

大きな協議会とかつくるわけではなくて、皆さんのやっている仕事、業務を確認し合っ
て、観光客の方をたらい回しにしないと、それがやっぱりおもてなしのサービスだと思
っております。恥ずかしい点ですが、そういったところが今でもないわけではないなど
私は思っております。そういった点から、龍泉洞園地内で働く皆さんの情報共有、それ
から意見交換、こういった場を設けたいと考えております。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉議員。

○1番（千葉泰彦君） おもてなしのお話まで言及していただきましたが、昨年度ポんテ
の下のところでやっていただいた方も地元の方だということで、園地を広々見ながら観
光客の方から生の声を聞いていらっしゃると思いますので、そういった方々のご意見も
ぜひ参考にさせていただけると、改善点、問題、課題のところも見えてくるかと思いま
すので、併せてよろしく願いいたします。

やはり繁忙期ですとか、観光客がたくさん来る曜日であったりとか時期というのがあ
ると思うのですけれども、あそこの園地の中で事業をなさっている方がそのとき店を閉
めていたりとか、事務所が開いていないといったようなところも改善の余地はあるのか
なというふうに思っています。そういったところ、どういうふうにご指導していく
おつもりか、もしお考えがあればご回答ください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） おっしゃるとおりでございます、お客さんがい
らっしゃるのに閉まっていると、土日なのにスタッフがいないとか、そういった点もあ
りました。そういったご指摘は、常々伺っております。一昨日、私もその団体、観光協
会と意見交換をしてきました。休日出勤というものを考えて、そして来た方々へのおも
てなしをしてほしいということをはかしてまいりました。やはりその団体もそれは
自覚しているということですが、体制的に難しいということもありましたが、これにつ
いては町のほうも龍泉洞事務所がございますので、一体となって協力するからというこ
とで意見交換をしてまいりました。

これからコロナ開けて、例えばこれまで切符の販売も窓口から出ないで、感染予防と
いうことで対応してきたのですけれども、やっぱり3年前に戻って、その人に応じた、
切符を渡すだけではなくて、外に出て行ってパンフレットを渡したり、新洞はあちらで

すよとか、そういった対応を龍泉洞事務所、それから観光協会、そして園地で働く皆さんが対応できるように、案内できるように、そういった園地にしてまいりたいと考えております。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉議員。

○1番（千葉泰彦君） 旧龍泉洞観光会館を活用いただけるのも、ご参入いただくのも、地元の民間業者というふうに伺っています。様々な可能性を感じ、一方でリスクもかけて新規に参入していただけるということだと思いますので、せっかくまた仕切り直せる機会でもありますから、その事業者だけが頑張るということではなくて、園地に関わる皆さんで後押しも含めて誘客、おもてなしをしていただければ、民間の方が旧龍泉洞会館を生かそうということが町内の経済全体に波及できると思いますので、引き続きご指導をお願いしたいと思います。園地再整備構想についてはお願いで、以上です。

引き続きまして、ふるさと納税返礼品の事務局についてです。寄附の進捗、あとは民間の活用について、現状と来年度に向けての準備状況をご回答いただきました。もう少し踏み込んだ質問をして、具体的な内容をお聞かせ願いたいというふうに思います。

返礼品、寄附額が増加しているということは、地域経済の活性化につながっているというふうに捉えたいと思っているのですが、返礼品の市場を活用して地域経済を活性化するという点について、具体的なお考えがあればご回答ください。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 地域経済の活性化ということで、ふるさと納税につきましてはこの2年間で倍増しております。2年前が1億1,000万円、それが今年度については今現在で2億1,000万円ということになっております。この納税自体、このぐらい増えていけば町の歳入にもなりますし、そういった意味では町としてもよろしいと。

さらに、地域経済の部分で言いますと、2年前に15事業者に参入していただいていた返礼品のところは現在29事業者、これも倍になっております。返礼品の取扱いにつきましても、2年前に108だった返礼品が現在210ということで、これも倍増しております。それに伴って納税額も増えたわけですが、地域の方々も参入したことによって、それが返礼品として全て売りさばけるということになれば、これは経営にも利するものだと思いますし、その中でふるさと納税の3割を返礼品に充てていますので、そ

の分については岩泉町内の方々にかかなりの恩恵は出ているものかなと思っております。
これにつきましては、返礼品もこれから様々見直ししながら、できるだけふるさと納税の増額に努めていきたいということで、さらに力を入れたいと考えております。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉議員。

○1番（千葉泰彦君） 返礼品の金額だけ見ましても、3,000万円からおよそ7,000万円ということかなというふうに思うのですが、認識が合っていれば3割が返礼品で1億1,000万円から2億1,000万円という、3,000万円から7,000万円というふうに市場自体も倍になっているということだろうと思います。

一方で、特定の商品に人気が集まっていたりですとか、人気のないものが放置されないかなという心配もあるのですが、例えば定期的に入替えをするですとか、返礼品の開発の競争を促進するようなことというのは、お考えはありますでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 返礼品につきましては、人気商品はヨーグルトということになっております。人気商品が伸びていくという部分も1つはあるのですが、そのままなかなか伸びていかないという商品も、やはり210の中にはございます。これは、今年度もそういったところの入替えは、いろいろと工夫しながらやってきたわけではございますけれども、次年度におきましては、さらに事務局のほうの手を少し空けながら、直接皆さん、事業者の方々と連携をするためにヒアリングをしたり、あとこちらからの要望も伝えたり、そういった市場のニーズも捉えながら、入替えもやりながらやっていきたいというふうに考えておりました。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉議員。

○1番（千葉泰彦君） 来年度予算も計上されておりますし、答弁の中でも民間を活用する旨、事務局機能の一部、ございましたけれども、新規の返礼品の発掘などについても地域の民間に委ねられないだろうかというふうに思っております。実際に6次産業化を進める地域の事業者と、それを販売、プロモーションするというのも地域の民間の方が望ましいかなというふうに思っていますが、お考えがあればお聞かせください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） ふるさと納税につきましては、2億円あるうちの3割

が返礼品で、2割が手数料等になります。残りの5割が町のほうに歳入として、ざっくり言えば入ってくるようなイメージなのですけれども、その2割の部分というのが、今いろんなポータルサイトの手数料でありますとか、様々使われているわけなのですけれども、次年度についてはさとふるさんのほうにその辺の手続を一部代行していただきながら事務手続を減らして、その分を返礼品開発等に充てたいということなのですけれども、私の考えとしますと、やはりその部分が外の事業者さんに単純に委託業務で外にお金が出ていくことになると、これはもったいない話になるので、ぜひ町内で受皿となる方々があれば、その部分も民間でできるものでございますので、そういったものをつくり上げたいなと思っております。

ちょっと昨日からも一般質問の議論の中でもありますけれども、様々受皿として労働者の協同組合でありますとか、そういったやり方もあるかと思えます。いろんな形で、町内の事業者さんにこういったものも受皿になってやっていただいて、利益を得ながら経営していただくというのも一つかなと思っておりますので、これも検討というか研究してまいりたいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉議員。

○1番（千葉泰彦君） 寄附額が増えているということで、岩泉町の露出も増えていると、物を買っていただけるところまでは来ている方が相当数いらっしゃるということですが、先ほど龍泉洞園地の再整備構想についてお伺いしましたけれども、商品の購入者の中からリピートしていただけている方もいると伺っていますが、そういった方々を交流人口に導くような仕掛けというのは、お考えではないでしょうか。

また、返礼品をつくっているのは、当局ではなくて民間事業者ですので、その事業者がお客様を呼んで、こういうふうにもっと知ってほしいといったようなことをサポートするですか、支援するお考えが具体的にあればお聞かせください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 事業者さんとの連携もそのとおりでございます、今度は寄附者さんとの連携という部分が、今リピートはやはりヨーグルトなど、かなり多いです。その中で、我々もその寄附者さんとのつながりという部分をこれからさらに緊密にして、交流人口、それから関係人口等につなげていきたいなどの思いはありまし

て、その1つには首都圏のほうにこちらから出向いて、向こうに人を集めて、そこで岩泉町をPRするというのも一つだと思います。これも検討しておりました。

あともう一つは、これからいろいろ話を進めながら、向こうから来ていただいて、例えば岩泉町のヨーグルトを作っている、その原料はどうなっているのかとか、どういった背景の自然の中でやられているのかとか、そういったのも含め、来ていただくというのも、これも一つかと思しますので、今単純に御礼状とか、いろんなSNSでのとかというところから、プラス、加えてそういうところも検討してまいりたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉議員。

○1番（千葉泰彦君） ふるさと納税の返礼品、他自治体の事例を見ますと、1次材料をよそから持ってきて加工したものを返礼品として出していたりとか、部品を調達して検査をして、電化製品も出荷したらメイド・イン・ジャパンみたいな話を、うまいことといますか、そういうことをなさっている自治体もあるようですけれども、本町についてはヨーグルトのお話が出ましたが、基本1次材料も地域の方がお作りになって、加工も地域の中でやっているとということで、まさに6次化の姿が見えるというのはすばらしいところかなと思いますし、観光資源としても一般の方にはなかなか難しい提示の仕方もかもしれませんが、特定の方々のファンを増やすというのであれば可能かなというふうには思っているのですが、岩泉ホールディングスさんではそういったお考えがあるのかどうかをここで聞くのはちょっとおかしいですけれども、当局としてそういったことを推奨するようなお考えはありますか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 基本的には、本町でありますと6次産業化ということでいろいろ進めております。その中でつくった方のものを、それを加工しながら付加価値をつけて売ると、その一つがふるさと納税の返礼品であったりということかと思いません。

いろんな他市町村の例はございますけれども、それが果たしていいか悪いかというのは、これはもう他市町村のことですので、何ともお話しはできませんが、当町ではやっぱりそういったところの地域経済を、もう1次産業の畜産家、酪農家ですか、あと農業をされている方、そういったところまで全部が波及するような形を考えたいと思っております。

ますので、それは第三セクターにおいてもそういう考えはこれまでと同様ですので、そこにふるさと納税というものがあって、生かせるというところをこれからも力を入れていくということかと思えます。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉議員。

○1番（千葉泰彦君） ぜひ破竹の勢いの岩泉ホールディングスさんに岩泉町の経済もあやかかって、そういったリーダーシップの発揮も働きかけていただきたいというふうに思っています。これはお願いします。

ふるさと納税に関連いたしまして、企業版ふるさと納税があんまり芳しくないのかなと、予算書を見る限り、思っているところですけども、先ほどの第三セクターのところでも20億円を超える売上げに関わる仕入れがあるのだらうと。そういった大口の取引先に働きかけをしていただくとか、そういったお考えはありますでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 企業版ふるさと納税につきましては、今年度が220万円ということになっております。これについては、町の関連事業者さんとか企業さんのほうにもPRをしながら、ご寄附をいただいたものでございますが、確かに今議員がおっしゃったような第三セクター、ホールディングス等での取引の中でも、そういったPRというのは切り口として一つかなと思いますので、いろんな形でその辺もPRをしてまいりたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉議員。

○1番（千葉泰彦君） 一つうまくいったことを利用し尽くすというのは、全く荒野にあてどなく耕すではなくて、頼れる存在であるとか生かせるものはあると思いますので、そのようにお考えいただくと効率もいいし、さらに岩泉ホールディングスさんですとかヨーグルト自体も世に知らしめることにならうかと思えますので、ご検討を引き続きお願いしたいというふうに思います。

最後になりますが、情報発信につきまして、ふるさと納税のところでは外部人材のアドバイスもいただきながら様々取り組まれたということですけども、ふるさと納税でうまくいきかけている分を町内、岩泉町の魅力を広義に発信するところへ活用していただくと、経済観光交流課ですとか農林水産課の管轄の分もあらうかとは思いますが、

町のノウハウに昇華していける、持ち上げられるのではないかというふうに考えていますが、お考えをお聞かせください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） まさにそのとおりでございます。ふるさと納税というところは納税額だけではなくて、つながりを持つ、岩泉をPRするというところのツールとして使えるものだと思っております。今年度も6人の方に入っていて、いろいろ町のプロモーションでありますとか、ふるさと納税のPRでありますとか、様々研究をしながら、取り入れるところはもう既に取り入れながらやって、こういう寄附額になっていると思いますが、今度も提案をいただくことになっております。

そういったのも生かしながらやっていきたいと思えますし、一つ次年度につきましては、このSNSを最大限活用して、広告でありますとか、そういったのをどんどん打って出たいなと思っております。あと、関係人口の部分ではつながりをどんどん深めたいなと思っております。あと、ECサイトでの検索ワードの見直しとか、ページ構成の見直しとか、様々そういったのも岩泉町をPRできるような形にいろいろ組み立てながらやっていきたいと思えます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉議員。

○1番（千葉泰彦君） 関係者一丸ですとか、町内一体とかというようなご答弁でよく伺いするのですが、次年度以降も具体的な協議を経済政策もろもろ含めて協議させていただきたいというふうに思っておりますので、引き続き来年度以降もよろしく願いいたします。

私からは以上です。

○議長（菊地弘巳君） これで1番、千葉泰彦さんの質問を終わります。

次に、4番、畠山和英さん、どうぞ。

〔4番 畠山和英君登壇〕

○4番（畠山和英君） 4番、畠山和英です。令和5年第1回岩泉町議会定例会に当たり、今後の町政運営の基本方向について一般質問を行います。

去る2月9日、令和5年第1回定例会の初日に中居町長の施政方針が示されました。

その中で、令和5年度は「岩泉町未来づくりプラン後期基本計画」の初年度であり、復興まちづくりの成果を生かし、次の世代に確実につなげていく重要な1年になる。課題に正面から立ち向かい、一つ一つ答えを見いだし、「希望の光」が見える政策を実行していくと所信を述べられました。

人口減少、超少子高齢化社会が加速度的に進展し、津波、台風災害からコロナ禍、物価高と、次々と危機が押し寄せる中であって、町政運営トップの町長をはじめ職員の皆さんには、町民の命と暮らしを守り、SDGsの考え方を踏まえながら、町民の誰一人として取り残さないという使命感を持って、私ども町民が未来に希望が持てる持続可能なまちづくりを導いてくださるよう取り組むことを期待します。

それでは、質問に入ります。私、今回の議会で8人目の質問でありますので、重複する、かぶるところもあるかと思いますが、ご了承をお願いします。最初に、岩泉町未来づくりプランの推進についてお伺いします。先日、令和5年度から8年度を期間とする岩泉町未来づくりプラン後期基本計画の説明がされました。この後期基本計画は、さきに策定した基本構想で示す町の将来像、基本目標、基本方向を踏まえたもので、フレーム、柱は前期計画と大きな違いはなく、同じくするものです。

後期基本計画では、まちづくりの課題として、人口減少、超少子高齢社会への対応などに加えて、新たに「新たな概念の導入」の項目に「地域脱炭素の推進」、「自治体におけるDXの推進」などを掲げています。国、県においても、これらの分野は重点的に推進することとしています。本町でも、時代の新たな潮流としてまちづくりの課題に掲げていますが、人口減少、超少子高齢化、DXの分野については、具体的な方策が見えませんが、本議会定例会の町長施政方針でも触れていません。重点的に取り組む施策として、項目を立てて分かりやすく整理し、取り組んではいかがでしょうか。取り組もうとしているこの分野の施策、事業をお伺いします。

次に、後期基本計画を担保する財政計画の見通しについてであります。後期基本計画の展開は、実施計画により具体的に実施する施策、事業を定め、毎年度予算化し、実施しています。絵に描いた餅とならないように、計画の実効性を確保するために、財政計画を立てていることと思います。この計画期間の年度ごとの予算規模、財政内容など、財政計画はどのようになっているか、また岩泉町地域財政見通しをお伺いします。

次に、計画の推進体制についてであります。計画の策定に当たっては、行政経営のプロである職員の創意と英知を結集したものであり、この計画を策定して終わりではなく、組織を挙げ、この計画を実践し、実効性のあるものにしていかなければなりません。基本構想の第3章、まちづくりの理念と基本姿勢の項目に職員の関わる部分が一部ありますが、PDCAサイクルの実施（DO）の部門について、組織、職員が計画にどう関わり、進めるのか。計画の推進の項目を章を立てて取り進めていければと思います。どのように進めていくのか、計画の推進の方策をお伺いします。

次に、グリーン社会実現への取組についてお伺いします。令和4年第1回定例会で私が一般質問で取り上げました2050年二酸化炭素排出実質ゼロの実現の取組に対し、4年度は地域課題検討調査事業で再生可能エネルギーの将来性を最大限生かせる手法、エネルギーの地産地消、山林の持つ環境への有益性、民間主導の事業導入など、調査研究をすると答えています。その調査結果をお示し願います。

今般の町長施政方針で、町では「ゼロカーボンシティ宣言」を行っており、地域の脱炭素化と再生可能エネルギー利活用の指針となる推進計画を策定するとしています。どのような計画構成、内容、策定スケジュールをお伺いします。

森林や水など、自然、環境の豊かな町として、省エネルギー対策と再生可能エネルギーの導入に積極的に取り組み、環境面のみならず、地域の産業、経済面に結びつけ、地域活性化につなげていかなければと考えます。時間のかかる施策もありますが、継続してグリーン社会の実現に向けて取り組むべきです。町長のご所見をお伺いします。

次に、未来づくりプランを進める組織、職員体制と職員像についてお伺いします。本年度当初の町組織の職員体制は180人で、うち任期付職員は6人とのことです。町職員の採用は、予定人数をなかなか確保できないとも伺いますが、新年度の町職員職種ごとの採用者数と本年度の退職者数の見通しを伺います。

あわせて、未来づくりプラン後期基本計画期間の職員定数はどのようになる見通しか、定数管理計画を伺います。今後定年延長制度の導入に伴い、職員数、人件費に影響が出るのかお伺いします。

次に、未来づくりプランの推進と予算執行に当たっての職員像と心構えについてであります。町未来づくりプランの施策を実現する組織を形成し、町職員が一丸となって町

民のために仕事をする組織となることが大事であります。できる限り現場に出向き、町民に会って仕事をする。今まで以上に町民の声を聴き、町民に寄り添った職員であり、町役場であってほしいと願います。町長のご所見をお伺いします。

例を挙げれば、高齢者や生活困窮者の相談や見守りなど、健康、福祉活動面、営農・経営等の事業相談、会社・企業訪問等々各課に及びます。予算執行に当たっては、物品等購入や入札等の町内発注、補助を受けて実施する事業の町内発注の協力要請など、町内でお金、経済を回すことも大事です。住宅リフォーム事業など、町民へ交付する町補助事業の適切で公平な事業推進等に心がけてほしいと願っています。

最後に、民生委員の役割と活動についてお伺いします。地域福祉の担い手である民生委員は、住民の身近な見守り役として活動しています。民生委員は、厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年で、昨年12月1日に全国一斉に改選されました。無報酬ですが、活動費が支給され、独居高齢者や障害者、独り親世帯とか生活困窮者などを訪問したり、相談に乗って支援機関につないだりする役割を担っています。

そこで、まず全国的に民生委員の成り手不足が深刻化していますが、本町における民生委員の定数と人数、充足率、平均年齢は幾つになっているのか、今回の改選で新任は何人委嘱されているのか。

2点目は、民生委員の活動費は、国から年6万200円が自治体等に交付され、支給することとなっていますが、本町では幾ら支給しているのか。

3点目は、民生委員の役割、職務内容は多岐にわたりますが、その活動日数、活動状況はどのようになっているか。

4点目は、町当局では民生委員制度や活動の課題をどう捉え、その改善を図っているのか、それぞれお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。どうぞ。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 4番、畠山和英議員のご質問にお答えをします。

初めに、全国的に加速する「人口減少・超少子高齢化社会」への対応につきましては、持続可能なまちづくりの主要な課題と捉え、宅地造成や町営住宅入居要件の見直し、こ

ども園の副食費の免除、不妊治療への医療費助成、デマンド交通の実証実験、健幸アップポイント事業など、様々な事業を展開してまいりました。

今後におきましても、未来づくりプランにおける事業展開の中で出産祝金の拡充、保育士の確保対策、医療費助成の現物給付対象者の拡充など、各種事業を進めるとともに、デマンド交通などの総合交通対策や高齢者の健康づくり支援にも継続して取り組んでまいります。

また、DXの分野におきましては、行政サービスにデジタル技術やデータを活用することにより、町民の皆様の利便性の向上や業務の効率化を図るものであり、さらなるサービスの向上等につながるよう積極的に取り組んでいくべき課題であると認識をしております。

これまでに職員の出退勤管理などのシステム化、AIによる文字起こしシステムの導入、オンライン会議の環境整備などを進めてまいりましたほか、県事業の「いわてドローン物流実証実験」も本町をフィールドに行っております。

今後におきましては、本年度実施いたしました職員の業務量調査の結果を踏まえた上で業務の効率化を進めるとともに、教育、医療、子育てなど、町民の皆様の身近な分野におきましてもデジタル技術を取り入れ、利便性を実感できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、未来づくりプランの計画期間における各年度の予算規模等についてであります。予算規模は令和6年度99億円、令和7年度95億円、令和8年度90億円と見込んでおります。また、主な財源となる地方交付税は、計画期間中おおむね50億円、地方債につきましては、おおむね8億円から15億円と見込んでおります。

なお、中期財政見通しでは、地方債償還額は令和5年度の18億9,900万円をピークに、令和9年度は15億円前後の償還額となる見込みであり、引き続きプライマリーバランスを堅持しつつ、主要3基金の適正額も考慮しながら、持続可能な財政運営に努めてまいります。

次に、計画の推進体制についてであります。岩泉町未来づくりプラン後期基本計画を着実に推進していくためには、町と町民の皆様が一体となり、協働によるまちづくりを進める必要があるものと考えております。このことから、計画の各分野において町民、

事業者、関係団体、国、県、町のそれぞれの役割分担の位置づけをしているところであり、職員においては地域への愛着を持ち、これまで以上に町民の皆様の声に耳を傾けながら、オール岩泉の体制で計画を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、グリーン社会実現への取組についてであります。地域課題検討調査業務につきましては、本年度再生可能エネルギーの推進に向けた調査研究と、高齢者の所得向上の2つの事業を進めてまいりました。再生可能エネルギーの推進につきましては、本町のエネルギー資源活用のポテンシャルが非常に大きいとの結果が出ましたことから、その可能性を生かしていくため、国の補助事業を活用した「再生可能エネルギー推進計画」を策定する準備を進めることとしております。

この計画につきましては、これまで整理した情報を基に、民間主導による再生可能エネルギー事業の推進、エネルギーの地産地消など、本町が持つ風、水、バイオマスなどの豊富な地域資源について、脱炭素化や経済の好循環につなげるよう策定をしてまいりたいと考えております。

なお、策定スケジュールにつきましては、国の補助事業に採択されれば令和5年度において予算化し、計画の策定を進めてまいる考えであります。

今後におきましても、再生可能エネルギーの導入に積極的に取り組むことにより、脱炭素のみならず、地域の産業や経済の活性化につながるよう取り組んでまいります。

次に、令和5年度の職種ごとの新規採用職員数であります。一般事務5人、土木技師2人、保育士3人の計10人ありますが、現在一般事務の後期試験を行っており、数人を追加する予定であります。

令和4年度末で退職する職員数につきましては、定年退職者が5人ありますが、再任用職員として勤務を継続する者や、現在の再任用職員等で任期満了となる職員などの増減によって、実質9人の減となる見込みであります。

次に、未来づくりプランの計画期間における職員定数についてであります。定員管理計画ではおおむね185人前後となる見通しであります。定年延長制度に伴う職員数は、経過措置期間である令和14年度までは2年に1度の定年退職者となりますことから、一般事務については毎年度の新規採用職員を5人程度に平準化するなど、大きな影響が生

じないよう対応をしてまいります。

また、人件費につきましては、これまでの再任用職員と同程度の給料となりますので、影響は少ないものと考えておりますが、一般職と同様の扱いとなる各種手当等が制度化されたことから、1人当たり60万円から70万円程度の増額になるものと考えております。

次に、町民に寄り添う組織、職員像についてであります。様々な住民ニーズに対応していくためには、それぞれの職員がアンテナを高く持ち、町民の声や社会情勢の変化などを的確に捉えることが重要であるものと考えております。また、あらゆる業務において、「町民のために」という言葉を念頭に置き、町民目線に沿った対応を心がけることが結果的に寄り添った行政運営につながるものと認識をしておりますので、このような心構えで町民の皆様から頼られる役場となるように努めてまいります。

次に、本町の民生委員の人数等の状況についてであります。定員72名に対し、12月1日現在、厚生労働大臣から委嘱されている委員は69名であります。充足率は95.8%、平均年齢は68.6歳となっており、今回の改正において新たに委嘱された委員は10名であります。

次に、民生委員の活動費であります。活動に係る実費弁償分として、本町におきましては国の基準に従い、1人当たり6万200円を支給しております。

次に、民生委員の活動日数と活動状況についてであります。令和3年度実績で活動日数が年6,696日、1人当たりの平均活動日数は約97日となっております。主な活動内容といたしましては、高齢者や子供に関する相談支援や見守り、挨拶運動等の地域福祉活動が多くなっております。

最後に、民生委員制度や活動の課題につきましては、民生委員の資質の向上であると捉えております。民生委員の方々は、地域の実情に精通した方々である一方、それぞれの経験や職業も様々であり、必ずしも福祉関連の専門知識や経験を持ち合わせているわけではございません。そのため、町内6地区にそれぞれ設置しております地区民生児童委員協議会を通じ、2か月に1回地域の情報共有や研修会を行うなど、民生委員の質の向上に努めてきたところでありますが、今後は民生委員お一人お一人の悩みや課題の把握に努め、資質の向上と活動内容の充実につなげてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 4番、再質問ありませんか。どうぞ。

○4番（畠山和英君） 何点か再質問をさせていただきます。

まず、計画の推進についてでありますけれども、今回5つの重点プロジェクトをつくって推進するということなのですが、それで前期計画で、希望プロジェクトがあるのですが、なかなかいいものが挙がっているなど思っておりました。そうしますと、後期計画では見えないのですけれども、これらについてはどのように、未実施もあるのですが、お考えと申しましょうか、あるのかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 前期計画の中で、未来を創る10の希望プロジェクトということで策定をしております。この10のプロジェクトにつきましては、前期基本計画期間中に調査研究を進めますということになっておりまして、一部住宅関連であります。町営住宅の入居者の制度の見直しとか、様々この中でも実施してきているものはございました。その中で、これは後期につきましても引き続き研究を続けながら、実施できるものは実施していきたいと、そういう思いでございます。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山議員。

○4番（畠山和英君） よろしくお願ひします。

次に、新たな潮流への取組として、DX社会実現への取組なども今項目で新たな課題として取り上げております。それで、町役場組織の中のDX、それから町民向けのDXの推進、両方向で進めてほしいわけでありましてけれども、しなければならぬと思いません、この課題に対して。それで、ただこのDXとしまして、いずれも専門性が求められるというか、精通した職員がいればいいのですけれども、精通した人材と申しましょうか、その確保もまた必要というか、求められるのかなとも思うわけでありまして。

例えば県においては、令和4年、本年度は推進専門官を任命して対応しているとか、あるいはこの前の2月の県議会では、中小市町村の自治体の支援のところでは、DX等についてもやっぱり県としても指導というか支援していくというふうなことも報道で見えておりました。でありますので、この推進するための職員、あるいは体制はどのようにお考えかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） このDXの推進につきましては、窓口として政策推進課のほうで取り扱いますが、全課にまたがる状況でございます。それで、その中で範囲も広く、先ほど議員がおっしゃったように行政のDXだけではなくて、町民、産業であったり、教育であったり、医療であったり、様々幅広くて、その中で人材を確保してやりましょうと、やはり職員のノウハウだけでは足りない部分がございます。県でもDXの推進計画の中では、人材確保に県も努めるとはしておりますが、今現在県のほうからそういった形での人の送り込みというのはございません。

私どもでは、今度地域活性化企業人、総務省の事業を使いながらやる人材が今DMM. comで1人来ておりまして、地域活性化のほうに取り組んできておりますが、これを次年度、令和5年度には1年間DXのほうでも取り組んでいただくということで、人を送り込んでいただくことにしております。その中で指導していただきながら、あと全国の自治体にDXということで、DMM. com送り込んでおりますので、そういった中の情報もいただけます。その中で、1年間進めてみようかなと考えておりました。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山議員。

○4番（畠山和英君） 進めていただければなと思います。

次に、計画推進に当たっての財政計画の見通しでありますけれども、ご答弁ですと新年度、来年、5年度が101億円、そして6年度99億円、次が95億円、90億円とかのご答弁でありました。健全財政を確保しながら、おおむねこの計画を達成する、100億円規模の財源は計画で確保してやると、やれるというふうなご答弁かなと思います。この先の最後の8年度は、まだ事業が固まっていないので、ちょっと減っておりますが、100億円前後。

それで、要はこの財源確保だろうと思いますけれども、この大きな事業、あるいはソフトの事業を進めるにも、この財源の確保で考えられるのは、国の補助事業の導入をいかにして図っていくかとか、これまで昨日、今日、ふるさと納税の質問等が議論されておりましたけれども、ふるさと納税、これを進めると。あるいは、ウインドファーム等の民間事業、1企業はどうしてもなかなか最近難しいわけではありますが、この民間事業等の促進に当たっての固定資産税等々の財源というふうなことであります。

それで、国の補助事業等については、町長をトップにしてその確保に向けて動いているようでありまして、また政治力等も使いながら確保するというふうなことかなとは思いますが、ふるさと納税について、これは町税が……ちょっと前段が長くなってすみません。町民税が2億8,000万円ぐらいですか、新年度の予算で見ますと。それに、ほかからのふるさと納税、外部の岩泉を応援する、あるいはファン等々から、やっぱり税というか応援してもらおうと、これが今後増えて大きくなればなと思いますし、町民税はもう大きく増える要素ありませんので、やっぱりこの財源、ふるさと納税は大きな財源かなと思います。先ほども質疑がされておりました。ちょっとだけ触れます。この返礼品についても地域の産業振興になっているわけですが、これを進める、決めるためにとか、変えるとか、この委員会とか協議会等を設けて関係者でやっているのか、役場で決めているのか伺います。すみません、長くて。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 議員から今ありましたように、歳入の確保は重要であると思っております。なかなか今そういった中で税収入がない中では、ふるさと納税の部分は大きくなっていくのかなと思っております。それから、再生可能エネルギーの分野でも、今から事業協議を様々進めているところでございます。

そういった中で、歳入確保のため、これからそれを増額していくためには、やはり中での協議も必要ですが、外部からの意見もいただきながらということで、今のところは外部人材を入れながら意見をいただいたり、内部のほうでも関係課で取り組んだりというような状況でございますが、今後さらにそういったところは協議というか、もっと強力にやっていきたいなと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山議員。

○4番（畠山和英君） では次に、グリーン社会実現への取組というところで若干聞きます。

まず、環境省の脱炭素先行地域、この指定に取り組めますか、ぜひ取り組んでください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 昨年におきまして、ゼロカーボンシティということで

宣言をさせていただきました。2050年の実質脱炭素というか、そこをもう目指して岩泉町は取り組むと。その中で、いろんな資源を活用しながらやっていくということになります。指定地域につきましては、その宣言をした上で、先行地域が100ぐらい選定されるということになっておりまして、今宮古市、久慈市等が先行地域として指定されております。我々としても、今後は事業を進めていく中で、そういったのも視野に入れながらいろいろと考えていきたいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山議員。

○4番（畠山和英君） 施政方針でJ-クレジットとかブルーカーボンオフセットとか等々も触れておりましたけれども、これは委員会のほうに回します。

次に、民間事業者が今進めているウインドファーム、町内2か所あるわけですが、でも、まず簡単に今の進捗状況ですが、簡単に触れていただければと思います。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 現在の風力発電事業、民間事業になりますけれども、こちらのほうが実質動いている部分で若干ご報告を申し上げますと、岩泉有芸風力発電ということで、有芸水堀地区でSGET岩泉ウインドファームで実施しておるものがございまして。こちらのほうが事業費規模で約230億円となります。設置基数が12基で、今現在準備工事に着手しておりまして、令和7年10月からの運転開始という計画で進んでおります。

次に、宮古岩泉風力発電、こちらが宮古市夏屋から岩泉町の一杯森周辺、外山地区、大川になります。こちらのほうで、グリーンパワーインベストメントさんによりまして、事業費が約700億円ということになっております。当初600億円と伺っておりましたが、かなり事業規模が膨らんでおるといふうなことでございまして。設置基数が41基で、規模としては国内最大級になると伺っております。現在環境影響評価手続中でございまして、令和10年運転開始を見込んで、これから事業に着手していくというふうにご伺っております。

そのほか、あと3か所今現在環境影響評価等調査しております。ご存じのように、新聞紙上等で、イヌワシの関係で県からの指示事項等が入っている場所もこれらには含まれております。

あと、ちなみに水力発電のほうも動いております、水力発電につきましては可能性調査等も含めれば、現在増えてきております、6か所動いております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山議員。

○4番（畠山和英君） このウインドファーム、有芸、大川の外山、夏屋の方面の2つ入れますと1,000億円近い、930億円かな、この投資がされるということであります。災害設計でも400億円でした。そうした中で、今町の災害復旧工事のほうはほぼ終了しまして、そうした中で次の建設業者等々、その関連する人たちは事業が縮小して、あるいは疲弊しているような状況もあるのかなと思います。

そこで、ぜひこの事業、道路とかコンクリートとか、かなり地元の工事等もやれるものがいっぱいあるのかなと思いますので、今後これらについて町がどこまで要請というか、できるかというのはありますけれども、この地域の地元の業者等をぜひ使っていただくようにしていただければなど、使うべきだなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今議員ご指摘のとおりでございます。私も今回のこういった事業がやはり地域経済にいい影響を与えていただかないとならないなと思っております。単純に地球規模で言えば環境のためというのはあるのではございますが、それでこの岩泉町に、今で言えば実現するところで1,000億円という規模の投資がなされるというのは、もうあり得ないぐらいの事業規模でございます。

その中で、工事が始まれば、木の伐採をすれば林業事業者、あと道路を造れば土木事業者、あとは資材関係であったり、その運転が始まれば運転事業に関わる雇用、様々出ます。あと、プラス地域貢献ということで、こういった事業者さんたちは町に対してもいろんな寄附金も今考えていただいております。そういった中で、かなりの波及効果があると思っておりますので、これは事業者さんと詳細を今後詰めながら、様々考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山議員。

○4番（畠山和英君） 税のほか、固定資産税のほかにかかなりの額が入ると思いますが、公表はされておられませんけれども、かなり多くのお金が入るのかなと思います。地域貢献の寄附金についてですが、昨日の議会質疑等でも、この財源を給食費とか、いろんな子育てとか、この一つとして議論がされておりました。国と同じで、財源どうするかというふうなことのようでありますけれども、この額も固定資産税に近い額がというふうなことも聞こえてきますけれども、聞こえているというかそういうこともあるようではありますが、多分町に来ると思いますけれども、どう使うかというのはこれからの協議かと思いますが、やっぱりその地域の振興について、あるいは活性化のために、全部とは言いませんが、そっちのほうにも回していただければと、そして振興を図るようにしていただければなと思いますが、そのお考えについてはいかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） この事業者さんたちにつきましては、様々面談をしながら事業協議を今進めておる段階でございます。寄附額等についても、非公表というか今公表はできないわけでございますが、まず様々な事業用途はあります。企業さんのほうも、やはり地域貢献というところにかかなり力を入れたいということはおっしゃっておりまして、それは岩泉町の議論もありますような子育てであったり、少子化対策であったりというのも当然でございますけれども、やはり建設する地域の方々とも一緒にまちづくりをしていきたいという気持ちがございますので、そういったところは地域貢献というところで、例えば大川地区であったり、有芸地区であったり、そういったところの事業にもいろいろと協力いただけるのかなというふうに思っておりますので、引き続きそれも念頭に協議を進めてまいりたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山議員。

○4番（畠山和英君） あとは委員会に回します。

職員関係ですけれども、職員の採用かなり難しい、確保がなかなか難しいというふうなことも聞いたりしますけれども、来年度に向けてはどういうふうにそれに向けて工夫して進めようとしているのか、もしお考えありましたらお答えください。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三上義重総務課長。

○総務課長（三上義重君） 職員の新規採用につきましては、ここ数年の状況をちょっと

お伝えしますと、やはりなかなか地元出身の高校生、大学生の希望がなくなってきていると。現在は、町外の公務員専門学校、県央とかのそういったところを卒業された学生さんが希望されているのが多いところでございます。そのために、併願等をしてくるので、採用を出しても、県とか国のほうに受かって、それで岩泉町を辞退するというケースが多くなってきてございます。そのため、今年度も5人ほど最初、前期のときに出しましたが、3人ほどからもう辞退があったりとか、それもあって先般後期の試験を行っておりますが、やはり希望された方は同じような専門学校を出た方というような動向になっておりました。

ですので、これは本町のみならず、県内の各市町村も同じような状況になっているようございまして、町としましても何とか岩泉町を希望してもらうようにするために、まず大学生自体も進路選択が早まっておりますので、そういった大学生の募集を早める等の方策を考えたり、あるいは今年度もありましたが、岩泉町の出身者の方で関東方面とかで働いている方、Uターンで希望される方が数人いましたので、地元に戻ってきてもらう方、そういった部分にもターゲットを絞りながら、採用募集の方法も少しポイントを絞りながらやっていけばいいのかなということを考えてございました。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山議員。

○4番（畠山和英君） 今お答えありましたとおりがなと思います。工夫して優秀な人材の確保に努めていただければなと思います。よろしくをお願いします。

それで、あと次に町民に寄り添う職員像等でありますけれども、ご答弁にあったとおりでありますので、このとおりに進めるため、要は町長のそういう思いを職員が全員共有してやってもらえればいいわけではありますが、なかなかうまくいかないところもあるのかなと思いますが、お願いしたいなと思います。

それで、さきの議会で早川ケン子議員の保健師、栄養士の地域での活動状況等についても総体的な回数等のご答弁がしてありますけれども、私今日通告でも触れておりましたので、ここだけはちょっと深掘りして中に入りますが、保健師、栄養士、この巡回とか見守り、この地域活動の状況はどのようになっているのか。地区担当とか訪問回数とか、いろいろやっているかと思いますが、それについてお答えしていただければと思います。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三浦政宏健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

地域への保健師等の活動状況だと思いますが、保健師の状況は、令和2年度までは確かに一部支所配置の職員がございました。令和3年度には、本庁のほうに集約というふうな形になっております。今年度からは、健康推進課に集約配置という状況になってございます。先ほど総務課長が答弁で申しましたように、保健師等も毎年度のように募集をかけてございますが、なかなか思うような状況まではなっておりません。

現在ご指摘いただいている町内への訪問ということでございますが、数年前よりはかなり回数が減っているとは承知してございます。それを補うために、いろいろな町内の民間事業所等の協力を得ながら、いろいろ訪問の方法等を変えながら、NPOさんにご協力をいただいたり、介護事業所等にもご協力をいただいて、連携しながら活動をしているところでございます。

現状は以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山議員。

○4番（畠山和英君） 地区割りとかそれについては、委員会のほうで詳しくまたお聞きします。

時間もなくなりましたので、民生委員については住民サイドの見守りとか巡回とか、そういうので今やっている制度で、これも取り上げました。町行政でやっているほかに、これでやっているというふうなことでありまして、成り手不足もなく、3人だけの欠員というふうなご答弁でありますし、日数も1人当たり97日と4分の1ぐらい、かなりの活動しているなと思います。でも、いろいろ聞こえてはくるのですが、やっぱり様々あると思います。それで、資質の向上に努めていくというご答弁がありました。ひとつそのようにお願いしたいなと思います。また、あとは委員会に回します。

それで最後に、時間になりましたので、計画の推進に関わることなのですが、重点プロジェクトで持続的な集落形成というのを挙げております。ぜひこれも進めてほしいなと思います。やっぱり岩泉の限界集落、あるいは小集落、これは岩泉町の縮図でもあるわけですので、さきに大川集落、NHKの限界集落という放映がされました。ディレクターが1か月そこに住んで、放送がありましたけれども、ぜひ集落の活性化、あるいは

振興、やっぱりこれに取り組んでほしいなと思うわけです。このプロジェクトに掲げて
もおりますし、ぜひこれも進めてほしい。産業振興とかいろいろありますが、5つある
わけでありましたが、それでこの集落形成とか集落のプロジェクト、集落活性化プロジェ
クト、これをどのように取り進めるのかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木真政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 真君） 重点プロジェクトの中で、持続する集落形成というこ
とで掲げております。この集落形成の部分については、力を入れるべきところと認識し
ておりますので、後期計画におきましても引き続き力を入れてまいります。特にも少子
高齢化が進んでおります。今議員のほうからもありましたが、大川地区でももう高齢化
率54.8%ということになっております。そういった状況で、この間テレビでも限界集落
ということやられておりますが、テレビの番組自体の評判はかなりいいということで、
私のところにもかなりは聞こえてきておりますけれども、やっぱりそういう中の地域で
やられているという現実がありますので、これから都会を目指すということではなく、
その地域の特色を持って、それを生かしながら皆さんが元気にやっていくというところ
であると思います。

一例で言えば、大川でありますと旧大川中学校を使った一ツ葉高校さん、今度誘致し
てまいります。そうすれば、若い高校生の方々がそこに入ってきますので、その方々と
大川の方々も交わって、それが起爆剤になる可能性もございます。そういった中では、
例えばハードをどんどんやっていくのかといえば、そうではないところでもいろいろと
地域活性化という部分は、できる部分はあるのではないかなと思いますので、我々も一
緒になって、力を入れて取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山議員。

○4番（畠山和英君） 先ほど触れましたウインドファームの寄附金含めて、今地域では
里山とか川を使ったいろんな取組がありますので、ぜひこれを盛り上げていきたいなと
思います。それには、多少のお金とかかかりますが、そっちのほうも頭に入れておいて
もらって進めていただければと思います。

あと、地域では七滝のつり橋も今一生懸命やっておりますので、併せてそれについて
もよろしく願いまして、質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） これで4番、畠山和英さんの質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩します。

休憩（午前11時40分）

再開（午後1時30分）

○議長（菊地弘巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

日程第2、一般質問を再開します。

12番、三田地泰正さん、どうぞ。

[12番 三田地泰正君登壇]

○12番（三田地泰正君） 12番、三田地泰正です。通告に基づいて、中居町長並びに三上教育長に質問させていただきます。

改正農業経営基盤強化促進法の施行により、将来の農地利用を検討する地域計画づくりが本格化します。地域計画の核となる目標地図（10年後に目指す農地利用の具体的な姿）の素案作成が求められます。地域計画は、現行の「人・農地プラン」をより具体化するのが基本となると考えます。

プラン作成期間中にコロナ禍に見舞われたことも影響して、地域で議論なり話し合いを尽くしたとは言い難い状況だろうと思います。策定者である町は、地域の関係機関（農業委員会、農地中間管理機構、JA、土地改良区）との間で議論を深めるのはもちろんのこと、農業者とも積極的に話し合う必要があります。計画の実行者である農業者が自分たちの計画と思えなければ、どんな立派な計画であっても前に進まないと思います。話し合いの中では、将来の地域の農地利用だけではなく、生産しやすい環境とはどういうものなのか、将来的には何を作り、どう販売するのかといった経営問題も避けて通れません。生産と切り離れた議論となつては、農業者の理解は得られないと思います。

国際情勢の変化などにより、生産資材価格が高騰し、農業経営に大きな影響を及ぼしている中、持続が危うくなっている自然環境や集落崩壊に不安を抱きながらも、現場は将来の地域の姿を何とか見つけようとしています。現行の「人・農地プラン」の現状と課題、地域農業活性化に向けた地域計画の見通しについてお伺いします。

次に、教育現場を取り巻く環境や保護者の価値観が多様化する中で、教育は今、令和の「日本型学校教育」の実現に向けて、様々な改革が行われています。主体的・対話的で深い学びの実現、GIGAスクール構想の推進、教員の資質・能力の向上、働き方改革の推進などがあります。これまでの教育的課題に対して、仕組みと環境を変えることが学校や行政の仕事であると考えます。

学校の働き方改革においても、学校の努力と教育委員会の指導、支援や外部人材の活用などにより、以前より業務改善や生徒指導などについても考えるゆとりが出てきたという声も聞かれます。特に部活動は、教員の働き方改革や負担などの問題から、地域に移行しようとする動きが高まっています。外部指導員制度の充実や部活動手当の改善、学習指導要領への位置づけなど、学校を支援する政策が具体的になってきました。これらの改革の機会に、生徒の生涯スポーツの基礎づくりと教職員も生涯スポーツに参加できるような環境づくりも大切だと考えます。部活動の地域移行に向け、具体的な取組やスケジュールについてお伺いします。

また、地域移行後の部活動指導者を確保するために、兼業環境整備についてもお伺いします。

次に、子供の福祉や保健に関わる政策など、子供関連政策の司令塔となる「こども家庭庁」が創設されました。就学前の子供の支援のほか、虐待や貧困対策、いじめ防止を所管する機関とすることが柱で、縦割り行政の解消、子供の視点に立った政策の役割が期待されています。多くの政策を現場で実施する側の町として、子供の状況に応じた施策を策定し、実施する責務が課せられるが、これに対応する体制についてお伺いをします。

最後に、教育長としてこれまでの教育現場と教育制度を振り返り、学校での学びの方向性やこれからの教育についてのお考えをお伺いします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○町長（中居健一君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 12番、三田地泰正議員のご質問にお答えをします。

初めに、人と農地の地域計画についてであります。議員ご案内のとおり、昨年5月

に農業経営基盤強化促進法等が改正され、これまで「人・農地プラン」の取組として行ってきた地域の将来プランが「地域計画」として法律に基づく市町村計画に位置づけられたところであります。本町では、これまで全町を10地区に分け、全56集落を対象として取組を進め、地域の人、農地の現況等についてのアンケート調査や、地域との話し合いを通じて中心経営体への農地集積に関する方針、集積目標等を策定してまいりました。

ご質問のありました「人・農地プラン」の現状と課題といたしましては、まず地域の中心経営体である担い手の不足が挙げられます。また、中山間地域においては、小さな農地が点在しており、生産規模の拡大が難しい現状にあります。

このような状況を踏まえ、新しく策定する地域計画では、水田の畑地化や農地の集約を通して、高収益作物の導入や振興作物の生産面積の拡大を図ることにより、農業者にとりましては生産性の高い農業経営に、地域にとりましては持続的な地域づくりにつながるよう取り組む必要があると考えております。

このため、中心的な農業者をはじめ、農地所有者の皆様の意向を十分に酌み取る必要がありますので、地域の農業の実情に詳しい農業委員、農地利用最適化推進委員の方々や関係機関の協力を得ながら、個別訪問や地域での話し合いを重ねてまいりたいと考えております。

なお、本年度におきましては、農地の所有者や利用者からの意向の把握を町内各地区で順次進めているほか、小川地区におきましては地域計画の策定に向けた話し合いの場の設置について調整を進めており、国が求める令和6年度までに町内全域で地域計画を策定してまいりたいと存じます。

次に、こども家庭庁の設置の対応についてであります。本組織は子供の意見を尊重し、子供の最善の利益を第一に考える、まさに「こどもまんなか社会」を実現するための国の新たな司令塔として、本年4月に発足するものと承知をいたしております。

本町といたしましては、こども家庭庁の創設予定に伴い、子育て支援の充実強化を図るため、本年度から行政組織を一部改変し、「子育て支援室」を新設して子供や子育てを取り巻く様々な課題解決にワンストップで取り組んでいるところであります。今後におきましても、現在国で策定作業が進められております「こども大綱」の内容に注視しながら柔軟に対応をしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、子供が地域の愛情に包まれながら希望を持って未来の担い手として健やかに成長できる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

なお、部活動の地域移行と教育長の教育方針のご質問につきましては、教育長から答弁を申し上げます。よろしく願いをいたします。

○議長（菊地弘巳君） 三上教育長、答弁願います。

〔教育長 三上 潤君登壇〕

○教育長（三上 潤君） 教育関係のご質問にお答えをいたします。

初めに、休日の学校部活動の地域移行に向けた具体的な取組やスケジュールについてであります。国では昨年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、公表したところであり、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として、地域連携、地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指していくこととされております。

また、県では今後、国のガイドラインに基づいた「地域移行に係る手引き」を作成し、市町村教育委員会等が取り組む地域クラブ活動移行への制度設計を支援していくとの方針が示されております。

町では、中学校における部活動検討委員会で現状把握と情報共有を図っておりますが、令和5年度には県教育委員会の担当者を迎えて、具体的な進め方等についての勉強会を予定しており、その後本町の実情に沿った地域移行の形を模索しながら、可能な限り早期の地域移行を目指していく考えであります。

次に、地域移行後の部活動指導者を確保するための兼業環境の整備についてであります。教師等が報酬を受けて地域クラブ活動に従事する場合、教育委員会から兼職兼業の許可を得る必要がありますので、指導を希望する教師等が円滑に兼職兼業の許可を受けられるように留意してまいりたいと考えております。

次に、私の教育方針についてであります。学習指導要領の改訂により、小学校での道徳の教科化、外国語活動やプログラミング教育の導入など、教育を取り巻く環境は変遷し、令和3年度からはGIGAスクール構想による1人1台端末を活用した学習が始まるなど、教育現場は新たなステージを迎えているものと認識しております。

I C T教育の推進を例にいたしますと、I C T端末を一つのツールとした学びにより、情報活用能力の育成を図っていくことで、全ての子供たちの可能性を引き出す学びの実現につながっていくものと捉えております。

また、新学習指導要領における育成すべき資質・能力の3つの柱である「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を総合的に兼ね備え、変容する社会に適応し、社会を創造するための「生きる力」を育てていくためには、各成長段階において将来に向けての見通しを持ち、学びをつないでいくことが重要であります。その上で、今後変化の激しい時代を生き抜いていかなければならない子供たちが備えるべき必要な力として、学力の基礎はもとより、人としての道徳性やたくましさ、耐える力など、人間の「芯」になる部分を育てていかなければならないと認識をしております。

今後におきましても、郷土を愛し、心身ともに健全でたくましく生きる力を兼ね備えた人づくりを目指すとともに、児童生徒一人一人の可能性を伸ばす教育を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 12番、再質問はありませんか。どうぞ。

○12番（三田地泰正君） まず、農業関係について再質問させていただきます。

町の重要な基幹産業であるこれからの集落の農業の在り方を決定する将来に向けたプランの地域計画づくり、コロナ禍の中で今までも話合いを行うのに大変苦勞したと思うのですが、今答弁にありましたように、町内の10地区、全50集落地区で取り組まれたということをお聞きしたのですが、具体的には1地区何日ぐらいの日程で消化して、そしてまた職員も休日なり夕方なりということで苦勞したと思うのですが、今までの職員体制と、これからの計画づくりに向けての担当課の職員体制についても併せてお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木修二農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

これまでの人・農地プラン、農地と人、担い手に関する部署につきましては、農業委員会はございますけれども、農政部局といたしましては農業振興室のほうで担ってございます。人・農地プランの策定のために、やはり相当数の業務量が生じるだろうという

ところで、私、課長の考えでチーム制を令和2年度からしいてございます。人・農地の担当チームということで、農振の職員2名配置し、加えて農業委員会の職員と一緒にあって実施体制を組んできたところでございます。

今後におきましても同様の体制で進めたいと思っておりますが、今回は目標地図という新たな面が追加されてございます。この面については、農業委員会のほうの事務量がかなり増えるだろうというふうにも思っておりますので、農業委員会、最適化推進委員の方々とも一緒になって、チームとなって取り組んでまいりたいなというふうに考えてございます。

○議長（菊地弘巳君） 12番、三田地議員。

○12番（三田地泰正君） 広大な町内の農地の集積なり集約化には、大変なご苦労があったと思うのですが、今時代はまさに情報端末の時代であります。この農地の集積等々に、これからの活動についても情報機器端末の利用度といいますか、どのぐらい活用されたのかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 農地の面でございますので、かなりの相当数の筆数が各地区にございますので、こちらのほうを事務的に整理していくというのは、やはり情報端末が欠かせないものと思っております。情報端末、タブレットの整備につきましては、先般12月の議会でお認めいただいて、年度内に整備されるということでございます。

この活用につきましては、農地の利用状況等を1筆ずつ入力できるということが現場作業でできることとなってございますので、台数に制限はございますけれども、推進委員の皆さんとも一緒になってこちらを活用しながら、まず情報を整理しながら、その中で集約化できる面については集約してまいりたいなというふうに考えてございます。

○議長（菊地弘巳君） 12番、三田地議員。

○12番（三田地泰正君） 答弁にもありますように、このプラン、地域計画は、これから向こう10年間を見通しての計画になるわけで、今の町内の就農者の年齢構成を見れば、10年間というのは非常に何となく難しいような感じもするのですが、これを町の様々なプランのように5年ごとの前期計画とか、後期の計画とかというふうに分けてやられたほう

が私はいいのではないかというふうに思うのですが、この計画を進める中で、途中で計画の進捗状況等もやっぱり検証しなければならないと思うのですが、それは検証なり、あるいはまた変更等が生じた場合、そういう助言なり指導をするためにも、私は時によっては検証も必要だと思うのですが、そういう対応についてはどのように考えているのかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

10年後の将来のビジョンをつくる計画とざっくりは見えるところでございます。議員ご案内のとおり、現状の農業者の平均年齢が当課推計ですと65歳以上を超えているという状況もございますので、10年先となればもう75歳、80歳に近いという平均年齢にこのままでいくとなってしまいます。しかしながら、既存の農業者の方々の意欲、活力をやはり高めながら次世代につなげられるように、そしてまた新規の農業者、あるいは農業の後継者が生じるように取り組んでいきたいと思っております。

ビジョン、こちらの地域計画が10年先ではございますけれども、必要の都度、やはり随時見直しをかけていきたいなど。これについては、国でもそのようにして適時適切に見直し、円滑な推進を図ってほしいということでございますので、そちらの進行具合を随時検証しながら、これについては県も加わりながらチームを結成する予定でございまして、こちらのほうで検証しながら、場合によっては内容変更という形で進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（菊地弘巳君） 12番、三田地議員。

○12番（三田地泰正君） 次に、中居町長の施政方針の中で、今年度は新たな振興作物を導入するというふうに話されたのですが、今までも様々な試験的な栽培をされてきたのだが、私はなかなか定着しなかったというふうに思うのですが、令和5年度に新規作物、新しい作物の栽培を導入ということは、具体的にはどういうものを導入しようとしているのかお考えをお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

新たな振興作物につきましては、現時点ではまだ研究という段階ではございますけれ

ども、早々の導入に向けて準備を進めていきたいなというふうにも考えてございます。具体的には、水田、農地の交付金の関係の5年後という制度設計の変更がございましたので、やはり下流域の水田の耕作放棄地の懸念があるということから、下流域の小本地区を中心とした新たな作物を展開すべきであろうというふうに考えてございます。

具体的には、これまでもジャンボニンニクの栽培もございましたけれども、さらに昨年から試験的に少し農業振興公社の協力を得ながら試験栽培しているものがサツマイモでございます。こちらのほうの寒冷型の品種、増収型の品種もできてございます。昨今のサツマイモブームに乗りながら、水田のほうの畑地化を図りながら、排水の改善をしながら、そちらの作物が定着できるようにしていきたいなということで、今後地域の皆さんとも具体的に話を進めながら検討してまいりたいなというふうに考えてございます。

○議長（菊地弘巳君） 12番、三田地議員。

○12番（三田地泰正君） 確かに今地域は非常に高齢化なわけですが、そこで将来の限られた農地を有効に維持管理していくためには、やはり担い手、人の確保が従前にも増して非常に大事だと思うのですが、そういう意味でこの地域計画づくりの中で新たな人材の確保の手法があれば、ひとつお考えをお伝え願いたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 計画の推進、実行に当たっては、やはり人の存在が一番ということでございます。これまでも新たな担い手の確保のために150万円の就農のための支援制度を設けてございますし、地域おこし協力隊の募集についても令和5年度以降、ワサビ以外でも募集しながら、いろいろな面での農業者の確保に努めていきたいなというふうに思っております。

いずれ新規担い手の確保には時間を要するところもございますので、現在の地域の比較的若い方々の育成に尽力するために、担い手支援事業、種子とか苗の2分の1支援事業もございますので、こちらのほうも活用しながら、地域と一緒にあって施策の推進に取り組んでまいりたいなというふうに考えてございます。

○議長（菊地弘巳君） 12番、三田地議員。

○12番（三田地泰正君） 今の時代、農業だけでなく、ほかの作業でもやはり人手が足りないというようなことを聞くわけですが、そこで町内の外国人の就農状況があれば、ひ

とつお知らせを願いたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 大変遅くなりました。失礼しました。町内での外国人就農者ということでございますが、就農かどうか分かりませんが、岩泉きのご産業の外国人研修生、あとは竹下水産での加工をされている方、その2社かなというふうに思っております。農業については、ないかなと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 12番、三田地議員。

○12番（三田地泰正君） 今のところないということですが、やはりこれから先を考えた場合に、どうしても労働力が不足するという中で、集落の中で純然たる農業者が外国人をぜひ雇いたいというような希望があった場合に、町として、担当課といいますか、どのような手続をもってその方々に支援なり助言なりしていただく窓口を考えているのかどうかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三浦英二副町長、答弁。

○副町長（三浦英二君） ご案内のとおり、町内では2社で外国人の方々から研修をしていただいているということでございます。議員ご指摘の農業者であったり、漁業者の方が純然たるそういった外国人技能実習生を雇いたいということについては、今まで例がございませんので、そういった部分については、逆にその2社がノウハウを持っておりますので、もし相談等々された場合には、そういったところに私どももお邪魔をして、ノウハウをお聞きしながら対応してまいるということではできると思っております。

○議長（菊地弘巳君） 12番、三田地議員。

○12番（三田地泰正君） よろしく申し上げます。

農業関係については最後ですが、今集落が高齢化する中で地域計画づくり、これは現場で農地なり里山なり集落を今まで守ってきて、そしてまたこれからも持続させていくためには、やはり町民の現場のやる気、そしてまた行政もそれ以上に10年後を見据えて頑張ってください本気度を見せて、共にこの計画が前に進むようにご期待をして、この点については終わります。

次に、教育関係、多方面にわたるかと思うのですが、教育環境の充実についてお伺いします。まず、教職員の働き方改革に端を発しまして、運動部の部活動が外部に移行す

るといふ近年の流れであります。そこで、今後の方向性や対応について若干何点かお伺いさせていただきます。

まず第1点ですが、この部活動が地域に移行した場合に、運動部としての目的はどのようなになるのかお考えをお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木剛教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

まず、部活動の移行の関係ですけれども、地域クラブ活動という形になります。これは、学校部活動の地域連携、それから地域の運営団体、実施主体による地域スポーツクラブ活動と、そのような形に変わっていくということと捉えております。

そこで、ご質問の学校部活動につきましては、これまでは教育課程外の学校教育の一環という位置づけでございましたけれども、国の進めようとしている地域移行につきましては、休日の地域クラブ活動、平日は学校で部活動、そして休日のこれまでの部活動を地域クラブの活動に移行するというところでございますので、学校と連携して行う地域クラブ活動というふうな位置づけになりまして、社会教育法上の社会教育の一環というふうなこととして捉えることができるというふうなことで、国のほうの示しているものを見ますと、そのような位置づけになるというふうに記載がございますので、我々としてもそのように捉えているということでございます。

○議長（菊地弘巳君） 12番、三田地議員。

○12番（三田地泰正君） この場合、指導者となる方は、どのようにして用意なり確保されるのかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

まず、休日の地域クラブ活動ということで、移行につきましては、教育長の答弁にもありましたけれども、国のほうのガイドラインが示されております。これが昨年の年末、12月27日だったと思いますが、ガイドラインが示されました。

そこで、町といたしましても、部活動の在り方検討会の中で国の示したガイドラインの共有をしたり、意見交換という段階で、具体的に岩泉町としてどのような形に持っていかというのがまだ見えていない状況です。答弁の中にもありましたが、新年度にお

きまして県の教育委員会の方からも県の支援もあると、地域移行に係る手引を県のほうでも作成するというごさいますので、まずは勉強しながら模索していかなければならないとは思っているところですが、指導者につきましては国のガイドラインのほうを見ますと、まずは地域の指導者を想定していると。この地域の指導者というのは、スポーツ協会ですとかスポーツ少年団とかスポーツ団体等の指導をされている方、または一般の教員の兼職兼業によつての指導者というふうな形が示されておりますので、まずは地域で確保できるのかというところをスポーツ協会等とも相談しながら、スポーツ協会のほうでもどの程度の指導者がいるのかという辺りを調査していただいたり、教育委員会としては教員の中でどの程度休日の指導をすると、したいという意向があるかどうかというのも調査しながら、その中で確保できるかどうかということを探していかなければならないというふうに思っております。

○議長（菊地弘巳君） 12番、三田地議員。

○12番（三田地泰正君） この場合、地域に移行された場合に、活動する場所はどこを想定しているのかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） まず、部活動が地域の活動に移行するというごさいますけれども、これも形態がございまして、スポーツ協会なりスポーツ団体、競技団体等が指導者を派遣して、例えばスポーツ協会が担い手になってやるパターンと、教育委員会が団体を立ち上げて、その中で指導していくという形もいろいろ考えられるわけです。

そして、活動の場所といたしましては、まずこれまで部活動で各学校を使つてきているということもありますので、まず考えられるのは学校、それから例えばB&G海洋センターのような社会体育施設とか、あとは野球場ですとか、学校も含め、教育委員会の所管する社会体育施設含めた中での活動ということが想定されるかなと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 12番、三田地議員。

○12番（三田地泰正君） ありがとうございます。

次に、近年よく報道されているのが様々な格差の話であります、例えば貧富の格差とか、あるいは学力の格差とか、あるいはまた児童生徒の体力の低下の格差とか、いろ

いろいろ言われているのですが、私が特に思ったのは、当町においても今少子化によって、学校が統合なり廃止になると。この場合に、スポーツの格差が生じてきはしないかというふうに非常に危惧しているので、お聞きします。

やはり地元において、そして地元の中に学校があって、そこで様々なスポーツ少年団なり、部活をされた時代はよかったです。このように目の前に学校がなくなる。そうすれば、当然遠距離でスポーツをやる、その場所に移動したりしなければならないわけで、そういう意味で学校が近くにある生徒と学校から離れた生徒で、非常にスポーツに対する、教育に対する格差がこれからも懸念されると。

そういう意味において、生まれ育った環境、そういうのに左右されないで、教育長が言うとおりの、いつでもどこでも学習できるような、そういう環境づくりがこれからますます求められると思うので、やはり公的な支援制度の充実がこれからもますます要求されるといいますか、期待されるような場面があるのですが、難儀しているこれからの児童生徒、そういうスポーツの環境が損なわれないようにするために、これからも公的な支援制度、いわゆる行政の支援制度、私はこれからもますます重要になってくると思うので、令和5年度に考えているスポ少なり部活、これに対する支援制度の考え方についてお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

確かに統合に伴いまして、統合は地域の子供たちが少なくなっているということがあるかと思えます。その中で、これまで各旧村単位でできていた活動というものなかなかできない状況が生まれているというのは、そのとおりでございます。児童の分に関しましては、新年度の予算の中では、例えば旧村単位、小川地区ですとか小本地区ですとか、そちらからの実態として、町の中心部に平日も通ってきて、借上げのバス等、それから保護者の送迎等もあるかと思えますけれども、通ってきて、野球なりサッカーなりやっているという状況もお聞きしております。

そこで、新年度におきましては、旧村部から町の中心部に移動する部分についての交通費の支援をさせていただきたいというふうなことで、新年度の予算のほうに予算要求をさせていただいておりましたので、児童についてはそのような予定をしているところ

でございます。

また、中学校の部活動に関しましても、単一の学校でチームをつくれないうふうな状況も出てきております。その中で、例えば2つの中学校の合同チームというふうなもの実際に活動があります。特に新人戦になりますと、3年生が活動に参加しないわけですので、1、2年生でチームを組めないというふうな状況もあり、例えば小本中学校の子が岩泉中学校に来て、野球を一緒にして大会に出るというふうな状況も出ております。それに関しましては、平日の合同部活動、合同練習の交通費、例えば小本から岩泉中学校に来て活動するための交通費等も、毎日というのは当然無理なわけですが、年間の回数を決めまして、活動できるような形を取っているということでございますので、新年度につきましては児童の交通費の支援、それからこれまでと同様に中学校につきましては合同チーム等の活動についても予算を確保しているという状況でございます。

○議長（菊地弘巳君） 12番、三田地議員。

○12番（三田地泰正君） 次に進めさせていただきますが、町長の方針にもあったのですが、特にもがんに対応するというようなこともあったのですが、そこで伺いますが、学校の健康づくりの中にがん教育、これがうたわれているようで、今がんも2人とか3人に1人とかいうような時代の中のようなようですが、その中で生活習慣病や感染症なり精神疾患等、がん教育もやられるようですが、大体時数にしたらどのぐらいがん教育をなされているのか、現状についてお伺いします。これを質問するのは、先般の委員会でもあったのですが、社会人になってからの検診の受診率が非常に低いというような話を聞いたので、今生徒のうちからそういう健康教育を進めておけば、相当受診率も上がるのではなからうかと思ってお聞きしたのですが、がん教育の実態はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

がんの教育ですが、ちょっと時数につきましては資料を持ち合わせておりませんので、お答えが難しいところなのですが、内容といたしますと小学校の体育、6年生と、あと中学校の保健体育、2年生の保健分野の中でがんに関わる部分が教科書に出てくるということですので、そこで学習しているということでございます。

具体的には、中学校2年生では教科書の中にがんの予防というところがありまして、そこでがんとはどういうものか、あとは要因、予防、早期発見等の学習をしていくと、また喫煙との関わり等も学習していくということでございます。小学校につきましては、特にがんに絞って学習するという形ではなく、生活習慣病の中でがん、心臓病、脳卒中等が死亡原因の上位を占めているというふうなことの学習を中心といたしまして、その中でがんとはどんな病気なのか、がんとはこういうふうなことで起こるのですよというふうなことを学ぶというふうな形になっています。小学校では、生活習慣病としての中で学習、中学校では特にがんの内容を学習しているということでございます。

また、その中で、1つの中学校におきましては、学校医の先生を講師としてお招きして、がん等についてのご講演をいただいているという活動も行っております。

○議長（菊地弘巳君） 12番、三田地議員。

○12番（三田地泰正君） 次に、学校の危機管理の教育についてお伺いします。

近年様々な災害がいつ起きてもおかしくないような状況で、当町でも大変な災害を経験したわけですが、災害を受ければ、有事の際は消防団をはじめ、関係者が本当に献身的に復旧に当たるわけですが、そこで私は今まで町の消防の演習なり行事を見たときに、幼稚園の生徒も参加していると。生徒というか園児も、あるいはまた小学校の児童も鼓笛隊で参加していると。残念ながら、中学生の姿が今まで私の記憶では見たことがない。これは、どうして中学生が参加しなかったのか、何か理由があればこの際お聞きしたいと思っておりますので、何かありましたらお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

まず、消防団の活動、それから防災の活動につきましては、非常に重要な活動であるというふうには認識してございます。その中で、こども園の園児、それから小学校の児童等の参加というのも承知しております。今ご質問のありました中学校の参加等につきましては、特にこれが原因、要因ということは捉えておりませんが、想定といえますか、考えられることは、例えば消防団の演習等につきましては、やはり休日に行われるということでございますので、中学校は先ほどもご質問等もありました部活動を土日も活動しているというようなこともありますので、その辺でなかなか防災関係への参加という

のが難しいのかなというふうに考えております。

○議長（菊地弘巳君） 12番、三田地議員。

○12番（三田地泰正君） 分かりました。

そこで、有事の場合に、年齢的にも非常に動きのいい中学生、やはり防火意識を生徒の時代に身につけさせるというか、そういうふうに災害などに対応、応援していただけるような年齢にもなっていると思うので、私は頻発する災害対応について、中学校に運動部でもなければ文化部でもない防災部をぜひこの際、強制ではなく、設置すべきと思うのですが、見通しについてお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

防災に力を入れている岩泉町といたしましては、そのような発想もやはり大切だなというふうに認識しております。一方で、部活動とは違う防災部という形かもしれませんが、部活動は本来、スポーツにおきましては関心のある生徒が自主的、自発的に参加して活動するということ、それに部活動の顧問が指導するというふうな活動だなというふうに捉えております。この防災に関しましても、そのような生徒たちの機運等もあり、今後の防災の活動等もする中で、そのような機運、声というのが出てくれば、そのような方向も出てくるかと思いますが、今すぐにそのような形というのは、なかなか難しいかなというふうに思っております。

ただ、防災に関しましては、各学校やはり重点を置いて取組もしております。特に令和4年度につきましては、出前講座等で防災に関する学習等も、今押さえている分で全部で11回、各学校において2回やっているところもあれば3回やっているところもありますし、そういう機運はありますし、勉強、それから地域のために役立ちたいという気持ちはかなりあるのかなと思っておりますので、防災部等につきましては今後の課題とさせていただきますというふうに思っております。

○議長（菊地弘巳君） 12番。

○12番（三田地泰正君） 次に、学校施設のバリアフリー化についてお伺いします。

災害を受けた場合に、ほとんど公的な施設、特に学校は避難所等に指定されるところが非常に多いのですが、そこには様々な不特定多数の障害の方々を押しかけてくるわけ

で、その場合にやはりバリアフリー化が私は大事だなと思うので、現在の学校施設のバリアフリー化の実施率というか、どのようになっているのかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木教育次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

学校施設のバリアフリーでございますけれども、教育委員会で押さえている分といたしましては、現在9校ございますけれども、そのうち併設校も1と数えますと4校、小川小学校、小本小学校、小本中学校、岩泉中学校がバリアフリーの設備を備えているというふうに捉えております。特に内容につきましては、昇降口のスロープですとかバリアフリーのトイレ、小本小中学校につきましてはエレベーターも設置されているというふうなことで、これらの学校がバリアフリーに対応しているということでございます。

そのほかの学校につきましては、指定の避難所になっているというのもそのとおりでございますけれども、やはりバリアフリーにするにも経費もかかりますので、例えば国の補助を活用するですとか、そのようなもので財源も確保しながら対応していくということかなと思っております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） これで12番、三田地泰正さんの質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（菊地弘巳君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 2時27分）

令和 5 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 5 号)						
招 集 年 月 日	令 和 5 年 2 月 3 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 5 年 3 月 1 0 日 午 後 2 時 3 0 分				
	閉 会	令 和 5 年 3 月 1 0 日 午 後 3 時 0 1 分				
出席 及び 欠 席 議 員 出席 1 2 人 欠 席 1 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケ ン 子	○
	2	佐 藤 安 美	○	1 0	三 田 地 和 彦	×
	3	畠 山 昌 典	○	1 1	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	(欠 番)		1 3	八 重 樫 龍 介	○
	6	三 田 地 久 志	○	1 4	菊 地 弘 巳	○
	7	林 崎 竟 次 郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	1 1 番	合 砂 丈 司	1 2 番	三田地 泰 正
	1 3 番	八重樫 龍 介		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	議 事 係 長	石 垣 直 美
	主 査	三 浦 利 佳		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	三 上 潤	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	佐々木 忠 明
	町 民 課 長	山 岸 知 成	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 章	農林水産課長	佐々木 修 二
	地域整備課長	三 上 訓 一	上下水道課長	佐 藤 哲 也
	消防防災課長	和 山 勝 富	危機管理課長	應 家 義 政
	教 育 次 長	佐々木 剛		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和5年第1回岩泉町議会定例会

議事日程(第5号)

令和5年3月10日(金曜日)午後2時30分開議

開議の宣告

議事日程の報告

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第19号 令和5年度岩泉町一般会計予算

(新年度予算審査特別委員長報告)

日程第3 議案第20号 令和5年度岩泉町国民健康保険特別会計予算

(新年度予算審査特別委員長報告)

日程第4 議案第21号 令和5年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算

(新年度予算審査特別委員長報告)

日程第5 議案第22号 令和5年度岩泉町介護保険特別会計予算

(新年度予算審査特別委員長報告)

日程第6 議案第23号 令和5年度岩泉町観光事業特別会計予算

(新年度予算審査特別委員長報告)

日程第7 議案第24号 令和5年度岩泉町公共下水道事業特別会計予算

(新年度予算審査特別委員長報告)

日程第8 議案第25号 令和5年度岩泉町大川財産区特別会計予算

(新年度予算審査特別委員長報告)

日程第9 議案第26号 令和5年度岩泉町水道事業会計予算

(新年度予算審査特別委員長報告)

日程第10 同意第1号 岩泉町教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて

日程第11 発議案第1号 岩泉町議会の個人情報の保護に関する条例について

(畠山和英議員外5名提出)

日程第 1 2 常任委員会の閉会中の継続調査申し出について (総務常任委員長申し出)
(産業常任委員長申し出)

日程第 1 3 令和 5 年度議員派遣について

閉会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君） これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、10番、三田地和彦さんから欠席する旨、届出が提出されておりますので、報告します。

（午後 2時30分）

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎諸般の報告

○議長（菊地弘巳君） 議事日程に入ります。

日程第1、諸般の報告を行います。

令和5年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会の議決事件の概要報告は、あらかじめお手元に配りましたとおりです。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第19号～議案第26号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第2、議案第19号 令和5年度岩泉町一般会計予算から日程第9、議案第26号 令和5年度岩泉町水道事業会計予算までの8件を一括議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

新年度予算審査特別委員長、坂本昇さん。どうぞ。

〔新年度予算審査特別委員長 坂本 昇君登壇〕

○新年度予算審査特別委員長（坂本 昇君） 令和5年3月10日、岩泉町議会議長、菊地弘巳殿。新年度予算審査特別委員長、坂本昇。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第19号 令和5年度岩泉町一般会計予算、原案可決。

議案第20号 令和5年度岩泉町国民健康保険特別会計予算、原案可決。

議案第21号 令和5年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

議案第22号 令和5年度岩泉町介護保険特別会計予算、原案可決。

議案第23号 令和5年度岩泉町観光事業特別会計予算、原案可決。

議案第24号 令和5年度岩泉町公共下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第25号 令和5年度岩泉町大川財産区特別会計予算、原案可決。

議案第26号 令和5年度岩泉町水道事業会計予算、原案可決。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） ただいまの新年度予算審査特別委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから議案第19号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

これから議案第20号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

これから議案第21号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

これから議案第22号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

これから議案第23号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

これから議案第24号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

これから議案第25号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

これから議案第26号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第10、同意第1号 岩泉町教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

本件について提出理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 同意第1号 岩泉町教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて。

次の者を岩泉町教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、巖岩千裕。生年月日、昭和29年10月11日。

令和5年3月10日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由でございますが、岩泉町教育委員会、三上潤教育長が令和5年3月31日をもって任期満了となることに伴い、新たに教育長を任命しようとするものであります。

三上潤教育長におかれましては、平成23年4月から岩泉町の教育長に就任いただき、町教育行政の推進にご尽力を賜ってまいりましたが、本年3月31日をもって任期満了となることから、新たに教育長の人事案件につきましてご提案をさせていただきたいと存じます。

参考資料としまして略歴書を添付しておりますが、巖岩千裕氏は宮古市及び盛岡市内の小学校長を歴任され、教育委員会教育事務所経験もおありで、教育行政全般にわたり精通しておりますことから、町の宝である子供たちの心、体、心身両面のたくましさを持つ人づくりにご尽力を賜りたいと、このように考えているところであります。

どうか議員の皆様におかれましては、満場でのご同意についてよろしくお願いを申し上げます。

なお、任期につきましては、令和5年4月1日から3年間となります。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） これから同意第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから同意第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

ただいま教育長に選任されました巖岩千裕さんがおいでになっておりますので、ご挨拶をいただきたいと思ひます。

○巖岩千裕君 ただいま新たに教育長に任命され、皆さんにご同意いただいた巖岩千裕と申します。まだ何も分かりませんが、三上教育長さんの意を酌みながら、岩泉町のために頑張りたいと思ひますので、皆さんにご指導いただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第11、発議案第1号 岩泉町議会の個人情報保護に関する条例についてを議題とします。

本案について提案者の説明を求めます。

4番、畠山和英さん。どうぞ。

〔4番 畠山和英君登壇〕

○4番（畠山和英君） 発議案第1号、令和5年3月10日、岩泉町議会議長、菊地弘巳殿。提出者、岩泉町議会議員、畠山和英。賛成者、岩泉町議会議員、合砂丈司、同じく八重

樫龍介、同じく林崎寛次郎、同じく三田地久志、同じく畠山昌典。

岩泉町議会の個人情報の保護に関する条例について。

岩泉町議会の個人情報の保護に関する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第112条及び岩泉町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提案理由。個人情報の保護に関する法律が改正され、議会は同法の適用除外となることから、町議会が保有する個人情報を保護し、その取扱いにおいて執行機関との差異を生じさせないため、この条例を制定しようとするものである。

別紙を御覧ください。まず、新規制定の経緯について説明します。これまでの個人情報保護制度は、個人情報を取り扱う主体ごとに民間事業者は個人情報保護法、国の行政機関は行政機関個人情報保護法、独立行政法人等は独立行政法人等個人情報保護法と、この3つの法律がそれぞれ定められているとともに、地方公共団体については地方公共団体ごとに個人情報保護条例が定められていたものであります。しかしながら、令和3年5月公布のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報保護制度が見直され、地方公共団体も令和5年4月1日以降は個人情報の保護に関する法律、いわゆる新個人情報保護法に基づく制度に統合されることとなり、地方公共団体の機関のうち議会については、議会の独立性を確保するために、一部の規定を除き、基本的に個人情報の保護に関する法律の適用対象外となるものであります。

現在当町において、議会は岩泉町個人情報保護条例の実施機関として条例の対象とされているところでありますが、新個人情報保護法の下では議会以外の町の実施機関は法律の対象となり、一方議会は対象外となるものであり、議会は引き続き共通ルールにのっとった独自の条例を制定する必要があることから、この条例を新規制定しようとするものであります。

それでは、条例の内容について説明します。まず、この条例は第1章から第6章で構成されており、第1章は総則で、第1条から第3条で構成され、第1条は目的、第2条は用語の定義を、第3条は議会の責任を定めています。

第2章は、個人情報等の取扱いについて規定しているもので、第4条から第16条で構成され、第4条は個人情報の保有の制限等を、第5条は利用目的の明示について、第6条は不適正な利用の禁止、第7条は適正な取得、第8条は正確性の確保、第9条は安全

管理措置、第10条は従事者の義務、第11条は漏えい等の通知、第12条は利用及び提供の制限、第13条は保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求、第14条は個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求、第15条は仮名加工情報の取扱いに係る義務、第16条は匿名加工情報の取扱いに係る義務を規定しております。

第3章は、個人情報ファイルについて規定しているもので、第17条において個人情報ファイル簿の作成及び公表について定めています。

第4章は、開示、訂正及び利用停止等について規定するもので、第1節から第4節で構成され、第1節は個人情報の開示、第18条から第30条で規定されており、第2節は個人情報の訂正について、第31条から第37条で規定しております。第3節は、個人情報の利用停止について、第38条から第43条で規定しております。第4節は、開示決定後に係る審査請求について、第44条から第46条で規定しております。

第5章は、雑則について規定しているもので、第47条から第51条で構成され、第47条は適用除外を、第48条は開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等について、第49条は個人情報等の取扱いに関する苦情処理、第50条は施行状況の公表、第51条は委任を規定して、この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定めるとしてあります。

第6章は、罰則について規定しているもので、第52条から第56条で構成され、最高で2年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられることとなっています。

なお、この罰則の定めがある条例等を制定する場合は、地方検察庁に事前協議することとなっているものでありますが、先般盛岡地方検察庁検事正から、事前協議に対し、特段の意見なし、問題なしとの回答を得ていることを申し添えます。

最後に、附則として施行期日を定めています。施行日は、令和5年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 提案者の説明は終わりました。

これから発議案第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

発議案第1号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから発議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（菊地弘巳君） 日程第12、常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

お手元に配りましたとおり、総務常任委員長及び産業常任委員長から、常任委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎令和5年度議員派遣について

○議長（菊地弘巳君） 日程第13、令和5年度議員派遣についてを議題とします。

お手元に配りました議員派遣一覧表のとおり、地方自治法第100条第13項及び岩泉町議会会議規則第126条の規定により議員を派遣したいと思います。

お諮りします。別紙の議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣することに決定しました。

◎副町長の発言

○議長（菊地弘巳君）　ここで副町長より発言の申出がありますので、これを許します。

三浦英二副町長、どうぞ。

〔副町長　三浦英二君登壇〕

○副町長（三浦英二君）　例年お願いをしております岩泉町税条例の一部改正に係る専決処分につきまして、ご理解を賜りたくご説明を申し上げます。

今回は、本年度末に予定をされております地方税法をはじめとする関係法令等の改正に伴い、本町税条例の一部を改正する必要があるもので、令和5年4月1日以降に順次施行になるものでございます。

主な改正内容でございますが、まず軽自動車税では電気自動車等を取得した場合における翌年度の軽自動車税種別割75%軽減等の現行のグリーン化特例の措置につきまして、適用期限を3年間延長するものでございます。

次に、固定資産税でございますが、中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械装置等の償却資産の導入に係る特例措置を設けるものでございます。

また、バス事業者が路線の維持に取り組みつつ、EVバスを導入する場合における変電、充電設備等に係る課税標準の特例措置を創設するものでございます。

最後に、国民健康保険税でございます。後期高齢者支援金の課税限度額を2万円引き上げ、全体の課税限度額を104万円とするものでございます。

以上の改正が必要となりますことから、あらかじめ岩泉町税条例の一部改正の専決処分につきまして、ご理解、ご了承をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

◎閉会の宣告

○議長（菊地弘巳君）　これで本定例会の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第1回岩泉町議会定例会を閉会します。

（午後　3時01分）

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

菊 地 弘 巳

署名議員

合 砂 丈 司

署名議員

三 田 地 泰 正

署名議員

八 重 樫 龍 介
